380-181□
1200501454040

始

早稲田大學教授
商學博士
小林行昌著

再訂

內外商業政策

上卷

東京
丸善株式會社

380-18

再訂の序

昭和三年十二月、一度本書を改訂したが、其後更に經濟事實の變化や法規の改正やがあり、統計も亦陳腐となつたものゝある上、舊版中誤植を發見した所も尠くないので、今回再び改描增補を加へることにした。卽ち第一編第二章の根本主義中、學說の變遷は他の學科、例へば經濟學史に讓ることゝし、第二編第二章に於ては、組合と株式會社竝に「カルテル」の一部を補足し、重要產業統制法も批判した。株式會社は主として法制審議會の議了した商法改正要綱に據り、尙ほ米國の無額面株などを加へた。商業使用人の項に於ては、最近改正の英國商店法に依て加除し、且我邦の商店法案を加へた。第三章中不正競爭の取締は獨逸と米國の立法を加へ、第四章にあつては、小賣商人と百貨店竝に連鎖店を補說し、市價公定策としての率勢米價を論じ、取引所の

章に於ては銘柄別清算取引を說明した。統計を改め若くは追加したものは、(一)東京の小賣商、(二)英國の購買組合、(三)百貨店、(四)取引所、(五)商工會議所、(六)物價と賃銀、就中歐米諸國の重要價格（七）日本及諸外國の國際貸借などであつて、卷末の附錄として最近の本邦輸出入統計表を添附したのは、貿易理論の一資料に供する微意に外ならぬ。

昭和七年六月

著者識

改訂の序

本書を刊行してより僅々數年に過ぎざるに、內外の經濟狀態と其思潮竝に制度の中變化を生じたるものあり、尙ほ舊著に於て論述すべくして之を後日に委せる項目ありたるを以て、改版を機として是等を訂正補足し、且つ舊著の誤謬を正し、統計事實の古きを改むることゝ爲せり。前者は例へば內外の物價、國際貸借、爲替の安定、國際聯盟の業績、新自由主義の擡頭、特殊貿易組合法の制定、株式會社の改善案、商業使用人問題の再燃、不正競爭防止法案、中央卸賣市場法の制定、百貨店對抗策と其課稅案、內外に於ける月賦販賣の流行、取引所法の改正等にして、全然新に起草したるは「商工會議所」及「商業敎育論」の二章、竝に「卸賣市場論」の三編なり。

舊著第三編第二章「外國貿易の統計」は、當時經濟統計に關する著書乏しかりし爲め、便宜上之を加へたれども、上卷の紙頁餘りに增加せると、爾來統計學の好著も上梓せられたるを以て、之が要旨を下卷に添附するに止むることゝ爲せり。而して下卷は既に項目の大要を公にし、引續き發刊

するの企圖なりしも、上卷の出版後幾干もなく大震火災の厄に遇ひ、其他の拙著と共に總て新にするの必要ありたるを以て、佳苒遲滯遂に今日に及ぶことゝ爲れり。然れども近き將來に於て必ず之を刊行し、以て怠慢の罪を浩瀚に謝せんとす。讀者乞ふ之を諒とせられんことを。

昭和三年十二月

著者識

初版の序

歐洲大戰は世界各國の經濟事情を一變せしめ、尨大なる負債に苦しみつゝ、尙ほ物質に缺乏する、獨、佛、露、伊の如きもあれば、又米、加、南米、日、印諸國の如く、生產過剩に陷りて、物と資金との堆積に腦むものあり、英國も亦自他の爲めに米國に負ふ金額頗る多くして、而も輸出意の如くならず、歐洲諸國は擧て通貨の下落、爲替相場の變動に怯へ、或は米國、濠洲の如く海運法を制定し、又英米の如く貿易金融機關を創設保護し、各國共に他國の廉賣に備ふると同時に、各關稅率を高めて、以て國內產業の保護若くは國庫收入の增加を圖り、或は特惠稅率を設けて母子國間の貿易に便し、英國の如き自由貿易主義の國すら、漸く保護關稅を設けんとするに至り、國際聯盟や「テル、ミューレン」案や、勞働會議や、將又軍縮協定やは、大に國際主義的氣分の濃厚なるべきを示す其一方に、關稅の障壁や、英佛の乖離や、米國の橫暴やは、國家的、帝國主義的政策の隱然動かし難きを語らんとす、加ふるに從來夢想の如く考へられたる社會主義的國體は、戰禍の苦患に耐へかねて、端なく露獨の兩國に實現せられ、英、佛、西の諸國共に、此主義の運動益著しきものあるが如し。

我邦の如きも、戰時及び戰後に於ける事業界の殷盛は、經濟常則の示すが如く、倏忽恐慌と爲り、

沈滯を招き、輸出は益減退して、入超は年と共に加はり、失業續出して、工業勞働問題益險惡を加ふると同時に、各地の小作人は聯合して、地主に對し頑強に拮抗し、一般物價の低落は遲々として生活の不安尙ほ止まず、思想問題は內政問題と交錯して內益多事ならんとする其上に、外に在つては華府會議の四國協定は成れるも、山東問題は今尙ほ決せずして、動もすれば支那の不買同盟に威嚇せられ、其關稅改訂は我邦の輸出に障礙を與ふること少からず、近く開催せらるべき國際經濟會議の結果如何は、歐米の貸借、爲替、離合を左右し、延ひて我邦の貿易にも影響する所尠少ならず、我政府は大正九年に於て、或は染料其他の化學工業品、並に製鐵保護の爲めに關稅を高め、昨十年不當廉賣防遏の法文を加へたりと雖も、通商條約の一部は旣に期限を經過し、或は近く滿了せんとして、其改訂は焦眉の急に迫り、內外多事なること、蓋現今の如きは稀なるべし。

此秋に當りて商業政策論を公にす、其任頗る重く、論究すべき方面も亦著しく廣汎なるのみならず、各題目共に、孰れも精緻の研究を要し、忽卒筆を採るに躊躇するもの少からず、唯著者が自ら揣らず、敢て本書を公にするに至りたるは、數年來早稻田大學に在りて、商業政策の講座を擔任し、稍其資料を蒐集することを得、且つ同大學講義錄中於て「關稅論」と題し、對外商業政策中の重要部分を說き、又最近對內商業政策を連載したると、學生が煩勞なる口授筆記に代ゆるに「シラバス」を以てせんことを乞へること一再ならざると、偶書肆の要請切りなりし爲めにて、時代の要求は、舊稿關稅論の如きも、亦全然改竄するの必要を感じ、玆に是等を綜合改描して剞劂に附することゝ爲せり、說く所は固より各題目の要領に止り、單に學生に對する講義案に過ぎずと雖も、一は以て斯方面に指を染むる同學者に對し、多少の資料を供せんとするに在り、蓋し我邦に於ける商業政策に關する著書は、最近極めて少く、殊に內國商政に關し、又大戰以後の國際商政に交涉するもの、殆んど之あるを聞かざるが所以也。

本書述ぶる所の經濟政策の主義は、說いて審かならざるものあり、又對內商業政策の中、通貨、銀行政策、若くは租稅政策の如く、說くべくして省きたるものあるは、是等は各專門の著書に詳說せらるゝもの多きに因る、又商業會議所、商業教育、或は產業國營又は專賣の如きは、之を後日の補足に俟ち、主として刻下の重要問題に觸るゝことゝ爲せり、尙ほ對外商業政策中に、外國貿易の理論を加へたるは、獨逸式經濟學の流行と共に、我邦に於ては、近年此種の研究が比較的閑却せられ、而も研鑽に値すべき事項少なからざる爲めにて、對外商政中の重要部分たる政策論を後編に分ちたるは、論述すべき問題頗る多きと、出版の便宜とに出づ、著者は特に此部分に力を注がんことを期する者也、終に臨み、早稻田大學研究生阿部洋平君が、懇切なる校正の勞を採られたるを感謝す。

大正十一年一月

著者識

再訂

內外商業政策　上卷

目次

第一編　總論……一

第一章　緒說……一

第一節　商業政策の範圍……一

(一)商業政策の意義——(二)政策の主體——(三)商業政策の領域

第二節　商業の本質……五

(一)商業の性質——(二)商業と營利——(三)商業と工業——(四)商人排除說——〔註〕學者の商業觀

第二章　商業政策の根本主義……二五

第一節　自由放任主義……二五

(一)自由放任——(二)自由の利益——(三)自由の弊害——(四)自由放任の程度

第二節　國家の干涉……三五

(一)國家本位說——(二)國家干涉の反對說

第三節 政策の標準……四六
(一)主義の差異——(二)國家干渉の程度——(三)新自由主義——(四)集團主義——(五)國家主義と國際主義

第二編 對內商業政策……六九

第一章 對內商業政策と對外商業政策……六九

第一節 內國商業干渉の沿革……六九
(一)我邦の現狀と沿革——(二)外國の沿革

第二節 對內商業政策の特徵……七三

第三節 對內商業政策の範圍……七八
(一)範圍の廣狹——(二)本編の要項

第二章 對商人政策……八〇

第一節 個人と組合……八〇
(一)個人商人——(二)組合

第二節 會社……八八
(一)會社の種類——(二)株式會社——(A)株式會社の特色——(B)利益——(C)弊害——(D)株式會社政策——(三)私會社と有限責任會社

第三節 企業の聯合及合同……一二三
(一)意義及種類——(二)過去と近狀——(三)聯合の起因——(四)聯合の利害——(五)聯合の偶然的抑制策——(六)聯合に對する政策——(七)重要產業の統制——(八)國際聯盟の態度

第四節 商業使用人……一六八
(一)意義及種類——(二)保護政策——(甲)店主の保護策——(乙)政府の政策——〔註〕英國の商店法其他——(三)日本の運動——(四)使用人の組合

第三章 對商品政策……一九三

第一節 商品の取締……一九三

第二節 粗製濫造の取締……一九三
(一)意義及其原因——(二)防止策

第三節 不正競爭の取締……一九六
(一)意義と弊害——(二)防止策——〔註〕獨逸の不正競爭防止法——米國の不正競爭防止策——(三)國際間の不正競爭

第四節 工業所有權竝に發明及製造の保護……二〇一
(一)性質——(二)特許の利害及制限——(三)制裁——(四)國際的條約——(五)發明の保護——(六)製造の奬勵法

第五節 度量衡政策……二一二

(一)我邦の制度——(二)「メートル」法——(三)度量衡器の取締 …… 一二九
第四章　對賣買政策 …… 一二九
第一節　對小賣政策 …… 一二九
第一項　普通の小賣商業 …… 一二九
(一)利害——(二)小賣に對する政策（小賣商の利潤率——賣價維持策——小賣商店の數——小賣商人の制限——消費者への配給機關） …… 一二九
第二項　産業組合政策 …… 一二五三
(一)性質——(二)購買組合——(三)購賣組合の利益——(四)購買組合の短所——(五)購買組合に對する政策 …… 一二五三
第三項　公設市場政策 …… 一二七六
(一)性質——(二)利害と政策——(三)小賣商との衝突——(四)公設卸賣市場 …… 一二七六
第四項　百貨店及通信販賣 …… 二九一
(一)性質——(二)利益——(三)弊害——(四)政策——(五)通信販賣——(六)我邦の百貨店問題——(附)中小商工業の問題 …… 二九一
第五項　連鎖店 …… 三一一
(一)性質——(二)利害と政策 …… 三一一
第六項　割賦販賣 …… 三一五
(一)意義——(二)利害と政策 …… 三一五
第七項　行　商 …… 三二〇
(一)種類及利害——(二)政策 …… 三二〇
第二節　競賣法 …… 三二三
(一)性質——(二)英國の競賣規定 …… 三二三
第三節　廣告政策 …… 三二五
(一)利害　(二)廣告政策 …… 三二五
第四節　市價公定策竝に暴利の取締 …… 三二九
(一)公定の目的——(二)公定の方法——(三)公定の利害と政策（米の專賣及牽勢米價）——(四)暴利の取締 …… 三二九
第五章　取引所政策 …… 三四八
第一節　取引所の機能 …… 三四八
(一)性質——(二)種類及沿革——(三)組織——(四)擔保制度——(五)取引方法 …… 三四八
第二節　取引所の利害 …… 三六八
(一)利益——(二)弊害 …… 三六八
第三節　取引所に對する政策 …… 三七四
(一)組織——(二)自由と干渉——(三)限月の短縮——(四)當所株の清算取引禁止——(五)小口落と呑行爲—— …… 三七四

(六)租稅——(七)配當制限——(八)資實單位の引上——(九)場外取引——(十)正米市場——銘柄別淸算取引——
(十一)結論

第六章　商工會議所……三九四
第一節　性質、種類及沿革……三九四
(一)性質及種類——(二)沿革(我邦に於ける商工會議所)——(三)現狀
第二節　機能と組織……四〇三
(一)機能——(二)組織
第三節　商工會議所の聯合會……四〇七
(一)日本の聯合會——(二)外國の聯合會
第四節　國際商業會議所……四〇九
(一)起源と事業——(二)組織と近狀
第七章　商業教育……四一三
第一節　商業教育の歷史的特徵……四一三
(一)歐米の特徵——(二)我邦の特徵
第二節　商業教育の程度……四一九
(一)各種教育の必要——(二)中等商業教育——(三)高等商業教育

第三節　普通教育と專門教育……四二四
(一)實業教育——(二)專門教育の必要——(三)商業教育と自由教育
第三編　對外商業政策……四三一
第一章　外國貿易の理論……四三一
第一節　外國貿易の範圍……四三一
(一)外國貿易の意義——(二)植民地貿易——(三)內地取引と外國取引
第二節　比較的生產費の說……四三八
(一)貿易の目的——(二)比較的生產費の說
第三節　外國貿易の利害……四四六
第一項　外國貿易の利益……四四六
(甲)　經濟上の利益……四四六
(一)效用の增加——(二)物價の調節——(三)生產費の減少——(四)商業の擴張——(五)人口の增加
(乙)　政治上、文化上に及ぼす利益……四五三
(一)國際間の平和——(二)文化の普及
第二項　外國貿易の弊害……四五五

（甲）經濟上の弊害……四五六
(一)農工業の衰頽——(二)貿易品の損失——(三)物價の騰貴——(四)市價變動の頻數——(五)聯合の弊
（乙）政治上及社會上の弊害……四五九
(一)他國への從屬——(二)戰亂の原因——(三)大規模生產の弊——(四)階級鬪爭の弊——(五)奢侈的傾向
第三項　結　論……四六二
第四節　貿易と物價及貨銀……四六四
第一項　貿易と物價……四六四
(一)輸出超過と物價——(二)種々の學說——(三)正金流動說——(四)貨幣の本位と物價——(五)國際代價——
(六)物價と貿易上の利不利
第二項　貿易と貨銀……四八九
(一)輸出品と貨銀——(二)輸入品と貨銀——(三)物價と貨銀——(四)貨銀と生產費——(五)貿易と失業
第三項　貿易と富の分配……五〇七
(一)分配の徑路——(二)各種の收益
第五節　國際貸借と貿易……五〇八
第一項　國際貸借……五〇八
(一)國際貸借の意義——(二)國際貸借の內容——(三)我國の國際貸借——(四)諸外國の國際貸借
第二項　貿易と國際放資との關係……五三七
(一)國際放資と輸出入——(二)放資の條件
第三項　海外放資の利害……五四三
(一)海外放資の利益——(二)海外放資の弊害——(三)外資輸入の利害
附　錄
（其一）輸出重要品の統計……一
（其二）輸入重要品の統計……二
（其三）貨物輸出入國別統計表……三

【完】

再訂

內外商業政策 上卷

商學博士 小林行昌著

第一編 總論

第一章 緒說

第一節 商業政策の範圍

一、商業政策の意義 商業政策（Commercial policy; Trade policy; Handelspolitik〔獨〕）は所謂經濟政策の一部である、經濟政策（Wirtschaftspolitik〔獨〕）は應用經濟學又は經濟各論とも稱すべきものであつて、原論の如く一般經濟現象に通ずる理法のみを研究せず、原論の教ゆる原理原則を特殊の經濟現象に應用して、實際上如何なる手段方法を採れば、國利民福を進むることを得るやを教ゆるもの、卽ち手段の利害得失を闡明する技術の學問である。斯く云へば經濟的時事問題の研究と同樣に觀られるかも知れぬが、時事問題のやうに、或國なり又都市なりが、或時の事情に適應す

べき一時的の手段を說くものではないのである。是等も全く說かないのではない、のみならず之を知るのが經濟政策研究の終局の目的であるが、政策學として期する所は、各國民の各時代に通ずる經濟的法則を、或は商業、又は工業、農業、其他交通、金融等に關して發見せんとするのである。卽ち經濟政策は分れて工業政策、農業政策、交通政策、保險政策、金融政策など、種々の專門的研究と爲り、商業政策は是等に對立する一學科と爲るのである。此分類の下に於ける商業政策は、國家竝に其機關が、內外の商業に對して如何なる施設を行へば、最も有利に商業を發展させることができ、且つ國民經濟上有益であるか、其手段の利害得失を研究するものである。

併し此中商業發展の目的は第二位で、主なる目的は後者に在る、卽ち商業が工業、農業、其他一般國民經濟上に有利なる影響を齎らすには、如何に商業に臨むべきか、其施設を研究するので、積極的に商業を保護する方面は少いのである。其所以は商工業の奬勵に重きを置ける「マーカンチリズム」(重商主義)に反對して起つた自由放任說があり、經濟政策學は自由主義には反對であるが、必ずしも重商主義を採らず、商業は從來のまゝで相當に發達するが、之が他の經濟現象に及ぼす影響の如何に依り、機宜の法制を設くる必要ありと云ふ方面に立脚して居るからである。外國貿易に關しては、其奬勵策を論究する場合もあるが、內國商業に關しては、多く前記の如き方針に出づるのである。

二、政策の主體　斯くの如く商業政策竝に其他の經濟政策は、國家(其機關も含む)が國民經濟の發達を圖らんが爲め、如何なる施設行爲を採るべきかを研究するので、其主體は國家に在るのであるが、一派の學者は公私の團體竝に個人の施爲畫策も、亦之を包含させるがよいと云ふて居る。其論旨は「一個人及公私諸團體の施設と雖も、國民經濟上に及ぼす效果は、敢て國家の施設に讓ることはない、殊に工業會社の聯合や、勞働組合などの私的團體が、經濟組織に及ぼす影響は、國家の施設も及ばないほど著しいのであるから、是等も亦經濟政策の一部として說くべきである」と云ふのである。此說も亦一理ないとは云へぬが、元來政策(Politik)と云ふ語は「政治」卽ち政府や自治體の施設又は方針を意味するのであつて、私人や私的團體が其各個の私益の爲めにする行動若くは方針を指すのではないのである、若し會社や組合の政策があるとすれば、それは言葉を流用したに過ぎないのである。固より經濟政策中に於ても、是等を說かぬのではないが、之を說くのは私人や團體の利益を主とする手段を示すのではなくして、是等に對して國家が如何なる政策を採るべきか、其方面より觀察するのである。例へば商業政策に於ても、輸出組合などの能く行ふ「ダムピング」などに論及するが、其目的は「如何にせば商業政策に於ても、輸出組合などの能く行ふ「ダムピング」などに論及するが、其目的は「如何にせば之に依て外國競爭品を壓倒することができるか」其手段を研究するのではなく、「此の如き方法は國民經濟上如何なる利害を生ずるや、之に對する國家の採るべき方法如何」を論ずるのである。商業政策に似た學科には商業經濟學と商業學(就中商

業經營學）とがあるが、是等こそ商業經營者なる立場から、其組織、經營法などを說くことを目的とするので、私人や私的團體の經營方針を說くのは、當然是等の學問に屬すべきものである。併し商業經濟學に於ては商業政策に論及し、學者中には兩者を殆んど同樣に見て居る者も少くない。尤も米國では往々商業政策（Business policy）若くは商業經濟學（Business economics）と稱へ、商業經營學を指稱し、事業經營の方針を說くことがある。

三、商業政策の領域　商業政策は商業に關する政策であるから、廣く之を解するときは、あらゆる商業に亘り、直接間接商業に關係ある政策を論究すべき筈であつて、隨て外國貿易や內國商業に對するものは固より、貨幣、銀行、交通、保險など、所謂補助商業に對する政策をも說くべきであるが、是等は別に專門の學科として研究せられて居り、亦其影響も間接であるから、專ら內外の商業に直接に關係ある政策を說くのが普通である。併し從來對內商政として說く所は、商人、商品、會社、企業の聯合若くは小賣、卸賣、專賣、投機商業、取引所其他の市場、商工會議所、博覽會、商業教育などに關するものであるが、是等は多少觀察點は異れど、行政法や商業經濟學又は商業學でも論じて居るのであるから、外國でも又日本でも、商業政策として最も力を注ぐのは對外商業政策で、往々專ら對外商業政策のみを論じ、對內商業政策には、毫も指を染めて居ないのさへあるのである。自分は敢て此慣例を墨守するのではないし、近年內國商政にも論ずべき事が頗る多いのであるから、先づ內國商政の中重要なるものを說明して、然る後對外商政に移る考である。

第二節　商業の本質

一、商業の性質　商業（Commerce）は觀察點の如何に依て色々の定義を與へることができる、卽ち普通商人が之を經營する目的から觀ると、利益を營む爲めに貨物を買入れ之を轉賣する業務である、營利卽ち儲けることを目的とするから、成るべく安い所で買入れ、之を高く販賣しやうと努力するのである。安く買つて高く賣らなくては營利には爲らぬ、卽ち成立たぬのであるから、商人は出來得る限り安い場所、安い時、若くは安い人を探し出し、之を高い場所、高い時、若くは高い人に賣附けるのである。然るに概して貨物の安い場所、時、又は人に對する其物の效用は少い其一方に、高い場所、時又は人に對する其物の效用は多いのであるから、商業はつまり效用の少いものを多くさせるので、若し生產業は物の效用を造り又は增すものであるとすれば、商業も亦生產業の一種に屬すべき筈である。然るに從來生產業と云へば、漁業、鑛山業、農業の如き所謂原始產業や、製造業の如き物の性質や形狀を變へて效用を作るものゝみを稱へ、今日でも尙ほ一般には其の習慣があるのである。併し之は自然界から物を採取したり、形質を變化させること（卽ち俗語の造ること）のみが經濟上有益である、價値を生ずるものであると信じた僻說である。尤も商業や運輸

業の如きものが生産業であるからと云ふて、之を農業、工業の如き所謂生産業（狹義の生産業）と全く同一視するのではない。普通の場合、農業、漁業、鑛山業の如きは原料品又は食料品を供給し、製造業は勞力又は自然力を利用して、是等に加工し、斯く製造されたもの、竝に前者の原料品、食料品などが、商業、運輸業に依て消費者に達するのであるから、前者を第一位の生産業とすれば、後者は第二位の生産業であらねばならぬ。此の如き區別のあるのと、從來の慣用とで、商業を生産業と看做しつゝ、尙ほ生産業と云へば、第一位のものだけを指すのが通俗にも、又經濟學上でも、普通の習慣と爲つて居るのである。

一般に「商人は生産者と消費者との間に介在し、其の需要供給を適合せさる者である、卽ち貨物の配給機關である」と云ふて居る、之は商業の國民經濟上に於ける任務に着眼したものであつて、凡そ如何なる職業と雖もそれ〴〵社會的任務を有しないものはなく、職業の定義を與へるに當つては、それを高調するのが普通である、例へば醫師が保健、治療を行ひ、辯護士が辯論を行ふ類である、孰れも利益を營む者であるが、其社會的任務を採て定義附けるのであるから、商業も亦之に倣ひ、前記の意義を以て其本義とするがよい、殊に徒に利益のみを貪らんとする結果、品性の墮落を來し、非社會的行動に出る者が少くないから、之を矯正する上にも多少効力があると思ふ、併し商人は多く斯の如き目的で賣買して居るのではなく、單に「安く買つて高く賣ること」を目的として居るのであるが、それが社會的任務を盡す上にも必要であつて、亦それが他の業務と異ることは、後述の如くである。安く賣る者が生産者であらうと消費者であらうと、敢て關する所ではないが、生産地に於ける生産者は、生産期に於て安く賣るのが普通であるから、之を仕入れ、消費者は高く支拂ふことを念としないから、之に賣るに過ぎないのである。卽ち其結果が國民經濟上兩者の需給を適合させ、又貨物の效用を增加させる生産業とも爲ると云ふに過ぎぬので、商業の性質を觀る場合、此主觀的、客觀的兩方面の區別あることを念頭に置かねばならぬ。

右は商業を經濟上から觀た解釋であるが、法律上の意義は頗る廣く、貨物、有價證券、不動產の營利的賣買から銀行、保險、倉庫は云ふまでもなく出版、製造、請負、寫眞、席貸の如きものまでを包含して居るのである。之は商業竝に其他の營業に對して、同樣の保護監督を與へる必要から出たもので、寧ろ「營業」に近い意味と見てよいのである。尙ほ商業學では、賣買業の外に機關商業とか補助商業とか云ふ種類を認め、運輸業の如く商品を輸送するもの、倉庫業の如く之を保管するもの、保險業の如く不測の損害を塡補するもの、銀行業の如く金融の疎通を圖る業務を包括して居るのであるが、是等は固より純粹の商業ではない。唯商業と最も深い關係を有する營業であるから、準商業として研究する爲め、便宜上包含させたに過ぎぬのである。

二、商業と營利　商業が營利事業中の最も著いものと看做されることは、內外共に一般に承認せ

らるゝ特色であつて、同じ營利事業でも農業、漁業、若くは鑛山業の如きは、往々營利觀念が伴はないかの如く考へられ、現に營業稅法などでは是等を除外して居るのである。工業は商業と竝んで營利事業の重なものとせられて居るが、是も亦商業の如く强い營利觀念はないかの如く思はれて居るのである。」斯く觀らるゝ原因は(一)漁業、鑛山業の如き採取するもの、農業、工業の如き所謂、造り出すものは、其採取若くは作出なる勞役のみで特色を現はすに足ること。(二)農夫、漁夫、手工業者の如きは、概して營利觀念が薄いこと。(三)是等のものは有益な生產事業であるから、收益を獲得するのは當然であると考へること。(四)商人は貨物を其まゝ賣買して利益を收むるゆへ、故なく儲けるものなりとの誤解あること。(五)商人中には往々暴利を貪る者があり、又貪らざるも、其平常の收益が單に商品分配の勞力に對する報酬のみに止まらざる場合あること。(六)商品分配の勞力費用は製造品の原價の如く、世人に認識せられざること。(七)商人の修養乏しく、且つ競爭者多き爲め、其營利觀念が露骨に現はるゝことなどである。

成程商人が商品賣買を手段として、專ら利益を獲んことを目的として居るのは事實であるが、專ら利益を獲ることを目的とする者は、獨り商人に限らないことを見逃してはならぬ。製造、出版、銀行、運輸の如き「營業」は固より、農業、漁業、鑛山業の如き之に準ずべきものは、明かに專ら利益を收めんとしつゝある者で、所謂自由職業（Profession）と稱せらるゝ醫師、辯護士、藝術家の

如き世間では營利事業と見て居らぬものも、亦實は專ら、少くも主として利益を收めんとし、其收益も亦平常の割合以上に上らんことを希望して居るのである、何時の世、如何なる國に於ても、擧世滔々として皆是れ利を收むるに汲々たらざるはないのであるから、商人のみ營利觀念が强く、商人のみ利益を貪るが如く考へるのは、極めて皮相の見と謂はねばならぬ。假りに商人に於て營利の觀念が强いとしても、之は決して非難すべきものではなく、其手段にして欺瞞、橫暴であれば、そこで始めて排斥すべき理由を見出し得るのである。商人は營利の目的があればこそ、全力を注いで安い貨物を見出し、其顧客を失はざらんが爲め、成るべく需要を充すべく努力するので、貨物の安い所ほど、其貨物の價値が少く、高い所ほど價値が多いのであるから、見方に依りては、商人が多く儲ける樣な場合ほど需給投合、價値增殖の效を擧ぐるものと云ふことができるのである。此點から云ふと、平常の利益率以上に利益を收めたからと云ふて、其手段にして正當なる限り、決して不當とは云へぬのである。」例へば戰時に於て獨逸から藥品、染料の輸入が杜絕した爲め、世界的市價が暴騰し、其結果自己の在荷（ストック）で巨利を收め、更に支那邊から探し出して之を輸入し、其利益を獲た者があつたとしても、之れだけでは敢て不正の暴利と云ふわけには往かぬと思ふ。丁度大地主が地價の暴騰に依り、又大株主が大相場に依りて、自然に財產を增加した（少くも物價の騰貴率以上だけ）のと大差はないのである。尤も斯る場合、一國の政府が消費者側の利益を圖らんが爲め、市價の制限

をするとか、商品の配給を自ら管理するとか云ふ如き手段を採るのは、自から別問題であつて、是等の利害を說くのが、卽ち此學問の目的の一部である。

商人も亦其他の營業者も、專ら營利を目的として居るのであつて、利益を收め得ることも事實であり、亦時に異常の收益のあることも亦世人の知る如くであるが、利益を收め得ず、生活費すら求めることのできない商人の少くないこと、竝に大正九年の春以來の如き不況に際しては、意外の大打擊を蒙るものであることを考慮しなくてはならぬ。商人其他の營業者は、只管儲けるのみであると思ひ、物價騰貴の時など、わけもなく此階級を咒詛するのは、少しく殘酷であらうと思ふ。

商人は利益を收むる者であるが、其平常の利益（Normal profit）は何物に對する報酬であるか。世人は往々「商人は故なく利益を收むる者である、唯安い時に買込んで高く賣つたり、甲の人から乙の人へ轉讓させて儲けて居る」と信ずるのであるが、商人の平常の利益は(一)資本に對する利子(二)商品の保管や、仕分分配等の勞力に對する報酬(三)市價の變動に因る損失塡補に當るので、固より當然の利益である、而も是等三種に應ずる利益を收め得ることは、一般商人の理想であるに相違ないが、是等の總てを獲得し得る者は成功したる少數者であつて、多數は(三)は固より(一)(二)すら獲難いのに苦しんで居るのである。然るに戰時異常の場合に巨利を收めた少數者、幻影の如き利益に眩惑された一部の俳運者(?)を觀て、俄に商業家を攻擊し、中には商人が多い爲めに物價騰貴の弊害を醸すのであるとさへ唱へる者もあるのである。成程戰時の異常なる物價騰貴は、一般消費者を毒すること非常なもので、其一方に豪奢を極むる商工業者を見るときは、斯樣な考への起るのも無理はないのである、觀察の仕方に依りては、是等の者は一般消費者の費用に於て暴利を收めた者と云へぬことはないかも知れぬ（之が議論は後章に讓る）が、卸賣商人、仲買人若くは小賣商人が多きに過ぐる爲め、物價騰貴を醸したものだと思ふのは、大なる誤解である。一般物價の騰貴には、他に種々の原因があるのであつて、商人が徒に仲介の報酬を貪る爲めではないのである。一寸考へると、織物を機屋から買ひ、野菜を農家から仕入れゝば、商人が儲けるだけ安く買へるやうに考へられるが、機屋や農家、又は製造會社の如き生產者は、一時に多量の販賣を行ふ必要があつて、少しは安くとも纏めて賣捌くことを欲するのであるから、織物の二反や三反、又大根の一把や二把を賣ることは好まないのである、若し直接消費者に賣れば、自然高く賣ることに爲る。卽ち卸賣商人や仲買人が買集め、之を小賣商に賣捌く所以で、小賣商に依て、始めて少しづゝの分割販賣が行はれ、能く消費者の需要に適合させ得るのである。然らば小賣商人が直接生產者から仕入れて消費者に賣渡せば、問屋や卸賣商の手數を省くことができ、それだけは安くなるではないかと云ふかも知れぬが、小賣商は普通種々の商品を販賣する必要がある（例へば八百屋にしても野菜物の外、夏蜜柑も、「バナヽ」も、桃も栗も賣るが如し）のに、產地では專門的であるから、少量づゝ產地より仕入れる

のは不便である、であるから市場に赴き、問屋の手を經て仕入れるので、產地の者は亦一括して問屋に委託するのを便として居るのである。殊に分配の勞力を主とする小賣商人は、多くは生產者より多量に仕入れる資力を有しないので、此方面からも亦仲介者を要するのである。卽ち洋の東西を問はず、古來卸賣商人、問屋などの仲介者が存立する所以である。尤も商業の任務は生產者と消費者の間に立ち、商品分配の用務を辨ずるのであるから、生產者、消費者共に不利益のないやうに仲介の勞費を省くことができれば、固より斯くすべきであつて、前述の如く論じたからと云ふて、是非商人を介しなくてはならぬと云ふのではない。現に三越や、白木屋の如き百貨店は多く直接に生產者より仕入れ、又消費組合や公設小賣市場でも、成るべく其方針にして居るのであつて、多少廉價に販賣し得る利益がないではない。併し百貨店の如き營利業者の賣價は固より安くはないし、非營利的の消費組合や、公設市場の賣價も目立つほど安いものは少いので、假りに安いとしても、是等の設備は、少くとも現在の有樣では、一都市に於ける一部の階級の、而も一部の需要を滿すに過ぎないのであるから、之が爲め一般賣價の低落を促すなどゝ云ふ效力は極めて少いのである。

更に消費者の側から觀た場合の代價は、單に一個に付て何十何錢と云ふ支拂代價のみを採つて、物の安い高いを定めることのできない場合がある。鮭の廉賣市場で二本買つて、途中で高い俥に乘つたり、半日懸りで郊外へ出て大根一把買つて見て、代價が安いと云ふて喜ぶ者は少いだらうが、

實際上之に類した例が少くないのである。酒を灘から樽で取り寄せて飲み過ぎたり、腐敗させたり、梅雨期前に買込んだ米が變質したり、蟲や、鼠が附いたり、眞黑に爲つて木炭を切る間に（卸賣商は切らぬ）子供を怪我をさせたり、上ると思つて消費の爲め買込んだ薪炭、米穀、肥料が暴落して、却て小賣で買入れる方が利益となるやうな例もあるから、單に何錢安いと云ふ點だけで、商人無用論を唱へるのは、甚淺薄な考と謂はねばならぬ。

商人の社會上に於ける任務は、生產者と消費者との間に立ち、商品分配の仕事を行ひ、其需要供給を適合させることであるが、此種の任務を行ふ場合、之に要する資本勞力や危險負擔を補ふだけの利益を收めることは、前にも述べた如く固より當然の次第である。例へば十圓に買入れたものを十三圓か十五圓に賣つて、三圓若くは五圓の利益を得ても、それが勞資や危險に適應する限り、正當の利益であつて、一部人士の考へるやうに暴利を貪るものではないのである、宛も俸給生活者が種々の事務を執り、之に對する報酬を享けるのと異る所はない。假令其收益が商品配給に要した諸費用以上に上つた場合でも、それが經營宜しきを得た結果であるとすれば、是亦不當の利益とは爲らぬのであつて、之は會社員や官公吏が勉勵賞與を貰つたり、退職手當や恩給年金を受けるのと變りはないのである。

商人は安く仕入れて高く賣ることを念として居るから、外觀上營利の特徵が著しく現はれるので

あるが、商人の主要任務たる場所、時期、人、若くは數量に對する財の價値を增加させることは、其市場代價の高低を比較し、低い所から高い所（時期、人等も亦同じ）へ移さなくては、之を實行することが困難である。隨て假令生產地又は生產者の供給があつても、其賣價が比較的高く、消費者の購買力に應じないやうな場合には、之を媒介する行爲を避けるのが當然である。何となればかゝる現象は、消費者の價値判斷が生產者の價値判斷に比して少い證據であつて、之を媒介すれば財の效用を減少させるわけに爲るからである、若し斯る場合生產地から高く買入れて消費地へ安賣すれば、それは一種の慈善事業を行ふものである。」慈善事業は必ずしも無益ではないが、無意味の慈善は資本勞力の冗費に終ることを忘れてはならぬ。」要するに商業は市價の差額を標準としなければ實行できぬ仕事であつて、此點は醫師、辯護士、官公吏、敎員の如き自由職業や、農工業の如き事業と大に趣を異にする所である。是等は其報酬の多寡、生產物の賣價の多少に拘らず、治療、辯論、行政、敎育等、其本來の任務を行ふことを得べく、又農家製造家の如きも農作物を造り、原料に加工することは、打算を離れて成し得るからである、尤も是等と雖も相當の報酬を收め、或は經營を持續し得る如く生產物を賣ることの當然なるは、謂ふまでもないのである。」

三、商業と工業　工業は採取業又は他の工業の供給する原料品に加工し、其性質形狀を變へて新なる商品を造るもので、商業は採取業、製造業などの供給する商品を、其のまゝ分配する業務であると云へば、兩者の間に截然たる區別があるやうである。成程買入れた物を其のまゝ動して賣るのと、工場を設け、原料、燃料、食料を消費し、多數の勞働者を使役して、別種の貨物を造るのとは、餘程趣を異にするので、其結果(一)製造業は自然產物、自然力など所謂、自然に支配せらるゝ程度が商業に比して多く(二)勞働者との關係も異り(三)固定資本の多少も違ひ(四)信用の長短もあるのであるが、更に經營者の立場から觀れば、工業を經營するには、先づ敷地、建物の如き不動產を買入れ或は建設し、機械を据付け、常に原料品、燃料品、又は食料品を仕入れ、製品の出來上るに從つて之を販賣するので、其目的とする所は原料代價＋諸生產費と賣價(—賣捌諸入費)との差額を、成るべく多くせんとするのに在るから、若し其仕入法が拙劣で、賣捌方法又は其時期が不適當であつたならば、如何に工場の經營や技術の運用が巧みであつても、到底營利事業として成立することはできぬのである。卽ち其の經營の方法が商業に類する點であつて、實際上に於ても亦所謂商人が工業を經營し、法律などでは廣義の商業中に工業をも含ましむる所以である。故に若し物を變形する者が工業家であるものとすれば、純粹の工業家は工場の技師長か工場長級の者で、之を統帥する會社なり個人なりは、寧ろ商人に近い性質を有する者である。

更に商人の側より觀ると、小賣商は、靴屋、菓子屋、足袋屋など、製作しつゝ賣捌く者の外、多くは純粹の商人で、卸賣商人や問屋も亦商品賣買のみを專業とする者が多いやうであるが、我邦で

も三井、三菱、古河、久原、住友、鈴木の如き大商人で、卸賣も問屋も行ふ者は、同時に數多の製造會社の大株主で、卽ち製造業を兼ねるものが多く、其の他の商人でも工業會社を經營する者は少くない、寧ろ純粹に工業のみを專業とする方が少いやうである。從て商業政策中に於ても亦工業保護策に論及するのが普通の慣例と爲つて居るのである、之は一つは工業國の外國貿易は製造の原料品、食料品の輸入、其製造品の輸出が大部分を占むる爲めであるが、商工業者の分界が混線して居るのも、亦慥に一原因に相違なからうと思ふ。

四、商人排除說　從來外國でも亦日本でも、商人の排擊論（Elimination of middlemen）は屢耳にする所であつて、殊に歐洲大戰後の如き物價騰貴の際に、之を聽くのであるが、其原因には、遠因と近因とがある、遠因は哲學者や宗教家若くは經濟學者の學說と、社會の制度であつて、近因は物價騰貴に因る生活難と、運輸交通の發達に基く聯合の便及貨物配給の迅速、竝に商人側に於ても、亦生產者側に於ても、競爭の激甚なること、大規模生產の發達などである。而して遠因近因を通じて見逃すことのできぬのは、商人自身の敎養が一般に低く（殊に社會の攻擊の的と爲つて居る小賣商人がそうである）只管營利のみを圖り、往々僞瞞橫暴を敢てしたことであつて、農產物の組合や、消費者の組合が商人を排斥する一原因は、慥に此點に在るのであるから、斯る排除論が行はれるのを見て、商人自らも亦大に覺醒しなくてはならぬのである。

〔註〕**學者の商業觀**　一般人が商業若くは商人を蔑視することは、內外共に昔から行はれた感想であるが、學者中にも亦古來之れを輕んじた者が尠くないのであつて、是れも亦間接には商人排除說を生んだ原因である。（Nystrom, The Economics of Retailing Ch, I.）

我邦に於ては封建制度の餘弊として、一般に商人を蔑視したことは世の知る所であつて、武田家の如きは、其家法を以て、人の面前に於て、食物や賣買の話をすることを禁じたと云ふ位である。現今に於ても尙ほ一部の社會には、其風があるのであつて、是は必ずしも制度の罪ばかりではなく、商人自身も、敎養薄き爲め、自ら卑下し、且つ取引上僞瞞を行ふことを恥としないと云ふやうな惡風があつた爲めであるが、外國にも之に類する思想が行はれて居たのである。例へば古代の波斯人は商賣を虛言の學校と稱へ、昔の希臘語の「小賣商人」は食言者と同意義を有し、伊太利の古語 barulla, treccone 及 rivenditore は孰れも小賣商人と同意義に使用せられた言葉であるが、又「貪慾」、「欺く傾向」、「下劣」などの意味にも使用せられたものだと云ふことである。

希臘の學者中「プラトー」は自給主義を理想とした爲め、外國貿易を排斥し、又經濟上の取引は詐僞橫暴を促し、生活を奢侈的にする弊があるから、政府は宜しく積極的に監督するがよいと謂ひ、「クゼノフォーン」は外國貿易の必要を認めて居たが、有名な「アリストートル」は營利事業を（甲）自然的方法と（乙）不自然的方法とに分ち、狩獵、漁師、牧畜及農業の如き採取業を甲とし、金錢取

引を含む貨物の交換、卽ち小賣商業を理財的と稱し、之は經濟交通の發達より起り、眞の欲求を滿すもので、甲の事業の必要なる延長と見ては居つたが、大體重農觀念に支配せられて居た爲めに、乙の業務が享樂と無限の利慾の渴望とに因て、著しく發達することは、無益且腐敗を來す弊ありと認めて居たのである。羅馬時代は一般に尙武の風が盛んであつたから、農業は重んじられたが、商業や利子は排斥せられて居たのである。(J. K. Ingram,—A History of Political Economy, p. 16.)

中世に於ても敎會は商人に對して著しく反感を有し、「セント、クリソストム」は「人は耶蘇敎信者であると同時に商人にはなれぬもの」であると信じ、敎會法では高く再賣する目的で貨物を買入るゝことを禁じ、商賣に依て儲けることを罪惡と考へて居た。而して中世の英國の法律は(一) Engrosser (二) Regrator (三) Forestaller に對して嚴重な取締法を設けたことがあるが、(一)は今日の卸賣商に當り再賣する目的で買入れる者、(二)は買入れた市場又はそれより四哩以內の土地で賣る爲めに買入れる者(三)は生產者が市場に赴く途中を擁して買入れる者であつた。

經濟學者中、重農學派に屬する學者が、農業のみを生產と認め、商業を輕んじたことは、周知の事實であるが、經濟學者の泰斗と謂はるゝ「アダム・スミス」のやうな學者でも、重農思想が先入主と爲つて居る爲めであるか、商工業者を賤して居るやうに見える。例へば國富論第一編第九章の結論中に於て、次の如く述べて居るのである。

商工業者は一般に社會の利害よりは、自分の事業の利害を考へて居るから、渠等が非常に公平な立場（之は必ずしも望まれないが）から下した判斷でも、兎角社會より自分を先きにする傾がある。……或る商工業者の利害は、大抵或點に於て公衆の利益と異り、或は之に反するものであつて、例へば販路を擴張したり、競爭を少くすることは、常に商工業者の利益と爲るが、販路の擴張は時に公衆の利益と一致する場合もあれど、競爭の縮少は常に之に反するものである。何となれば競爭を少くすれば普通の場合に收め得らるゝより以上に利益を高め、自己の利益の爲めに、他の同胞に對し法外の課稅をすることに爲るからである。故に若し商業に關する新法案を當業者が提出した場合には、必ず能く注意して聽かねばならぬ。而して長く且つ精細に、細心且つ懷疑的の用意を以て調査した後に採用しなければならぬ。其所以は商工業者の利害は決して精密に社會公衆の利害と一致するものではなく、渠等の利害は概して公衆を欺き、且つ之を壓迫するもので、往々之を實現したからである。(Adam Smith—Wealth of Nations, Book I Ch. XI, Conclusion.)

斯樣な非難の起る原因は、嘗て述べたやうに、商工業者の側にもあるのであつて「スミス」の言は一應尤もではあるが、商工業者就中商人の利益は、多く公衆の利益と反するが如く觀るのは誤解である。之は顧ふに生產の要素を land and labour に歸し、商業の働を輕んじて居るのと、俗說の如く「商品の値段が上れば商人は、公衆の費用に於て利益を貪るものである」とする爲めである。又「マルクス」は商人の利潤を解剖して、大要次の如く說いて居る。

商人資本も亦貨物の流通に使用せらるゝ以上、相當の利潤を收むべき筈であるが、此利潤は通俗に考へらるゝやうに、買價を引上げて獲得せらるゝものではない、餘剩價値は生產者が貨物を生產した場合、創造せらるゝものであつて、生產者自ら流通行爲を行へば、自ら之を收むるのであるが、偶獨立の商人が代つて行ふ爲め、其一部を分讓するに過ぎぬのである。言ひ換へれば商人は生產者より商品の價値以下で買入れ、其差額の一部を利潤として收むるものである、是れは貨物の流通は前述の

如く、價値を生ずることはできぬからである。而して商人の利潤は商品資本（買入代價に當る）の外、流通の諸費用（店賃、俸給、賃銀等）に對する分をも含むのであるが、商業勞働者も亦價値を生ずるものではないのである。

「マルクス」は商業又は商人の社會的任務を認め、直接には生產行爲を行ふものではないが、間接に之を助けることは認めて居る。但「マルクス」獨特の餘剩價値說と、商業の如く貨物の實質を變化せず、使用價値を生ぜざるものは、不生產的のものであると云ふ見解から、生產者の既生餘剩價値を分取すると云ふ結論に到達したまでゝある。產業資本家が餘剩價値を搾取するものであるかどうかは、玆に批判する限りではないが、假に其說を是認するも、生產資本のみが之を造り出し、商業資本は之を生ずるものでないとすることは、實際上あり得べからざることである。尤も商人が資本家の餘剩價値を分取するか、或は自ら之を造り出すかは、場合に依つて異る筈であるが、つまりは解釋法の如何に因るのである。又工場勞働者は餘剩價値を造るも、商業勞働者は何等價値を生じないとすることは、勞働尊重の觀念より觀るも、常識より考ふるも、不可解の論法であつて、畢竟貨物の流通に關する資本勞力は一切價値を生ぜずとする舊式の生產觀念に捉はれ、魚を海中より陸上に引揚げる縱の勞力は生產であるが、之れを消費者に致す橫の勞力は不生產であるとし、此筆法を押通した結果である。生產を狹義に解して一本調子の論理を貫く點は立派に見えるが、其結論は實際に符合しない、奇妙なものに爲るのである。商業の社會的必要を認めつゝ、無用の仕事とせざるを得ない立場に爲り、隨て其勞働の價値をも不生產と看做すに至つたのである。

尙ほ商人が戰時や其他財界の好況時代に於て、偶然の利益を收めることがある。併し其反面には大正九年以後若しくは昭和五年の夏以後の如き不況時代の損失もあるのであるから、之を塡補する準備として、其一部を保留しなくてはならぬのであるが、猥に豪奢放漫の生活を行はんが爲めに浪費することは、最も愼しまねばならぬと思ふ。是等も亦商人排除の一原因と爲るのであるから、不時の利益中より相當の準備金を控除し、其剩除の一部は事業の發展に用ゐてもよいが、亦一部を社會の爲めに使用することを心懸けなくてはならぬのである。

併し商人の總益（Gross margin）の歩合は三割四割にも上るものがあり、農產物などの農家の手取金は、賣價の二分の一にも及ばぬものが多いが、商人の利益を分析して見ると、純益は意外に少く、精算して見ると損失を忍んで營業して居る者すら、內外共に尠くないのであるから、商人が暴利を貪る如く考へるのは、世人の錯覺である。又商人の數が多いと云ふこと、就中小賣商人が多過ぎる爲め、小賣代價が高いと云ふことも間違つて居る。假令商人の數を半減しても、物價は低落するものではない。併し商人の仕事は貨物の分配に在るのであつて、其實質を變へるものではないし、保管や輸送の期間が長ければ品質も低下するのであるから、全般に亘り是等の仕事を節減し、消費者にも亦生產者にも迷惑を懸けずに、之に費す資本勞力を省くことができれば國民經濟上利益であ

る。其結果商人の種類や人數が減少しても固より差閊へないのである。是は農工業でも醫師でも、學者でも軍人でも、總ての職業を通じて同樣であつて、獨り商人に限つたわけではない。但商品の配給方面の研究は從來閑却せられ、殊に小賣の方面に於て此弊が多いから、其組織や執務法、販賣仕入各方面に亘つて研究し、勉めて冗費を省く工夫を行はなくてはならぬ。一方大規模工業の發達や、農民や消費者の知識の進歩、生活程度の向上など、經濟界の變化は著しく、殊に日本に於て、又大戰後に於て甚しいのであるから、商人は特に意を用ゐて改良を圖らねばならぬ。

中間商人を省除せんとする試みの中、效果の多いのは消費組合と出荷組合とであるが、其他の新式小賣法である連鎖商店や、百貨店若くは通信販賣の如き制度も、亦或種の競爭者であり、製造會社の直接販賣も輕視することはできぬのである。固より是等の制度は應用の範圍に限りがあつて、我邦では未だ著しく脅威を感じて居らぬかも知れぬが、若し小賣商店や問屋が依然舊習を墨守し、殊に不正行爲を繰返して居るときは、是等の制度や、更に思ひがけなき配給の新制度が現れて來ぬとは限らぬのである。殊に我邦の如く物資の乏しい國に於て然りである。

商人排除說は商人の種類や人數を省略すべしと云ふのであるが、商人の階段を減ずることは、營て必要があつて分業の結果、獨立したものを集合し、其經營を統一することである。併し斯る統一は必ずしも仕事の節約には爲らぬのである。例へば蜜柑の產地の出荷組合が、都市の販賣店を經營する場合、蜜柑の出盛時期には相當の仕事はあらうが（之も其產地の分量だけに止る）、其時期を經過すれば、殆んど事務がないことに爲り、建物や事務員の費用が空費せらるゝことに爲る。之に反して專門の果物問屋に在つては、各地より諸種の產期の果物を荷受けして、專門に販賣するから、小賣商の需要も資力も知り得て便利である外、資本勞力を有效に使用することができる。又商人の數を減ずることは、横の統一で經營者を少くすることか、若くは店舖の數を減ずる意味であるが、商人や店舖の數を併合することは、必ずしも經費の節約とは爲らぬのみか、顧客の不便を來す場合も起るのである。

商人排除の原因を資本主義の發展と結び附ける學說がある。其要旨は「資本主義の初期に在ては、商人排除の傾向は現はれず、寧ろ其媒介の必要を增加する場合もあるが、企業が大規模と爲るに隨ひ、前後の生產過程も亦大規模と爲る結果、貨物の蒐集又は配給の機能を盡す商人の必要を減ずる場合がある。加之縱の生產系統、例へば棉花、綿絲、綿布、衣服の生產の外、横に關聯する機械、器具、石炭、油等の生產過程も亦大規模と爲るときは、此點からも仲介商人の必要を減ずることゝ爲る。更に企業の聯合若くは合同も亦取引商人を少數の大商人に限り、或は縱の合同は相互仲介取引の必要を減ずるからして、是等も亦中間商人を排除することに爲る。要するに資本主義の後期に入れば、商人排除の傾向が現はれるもので、之は社會發展の自然的法則である。」と云ふに在

る。成程斯様な傾向の在ることは事實であるが、それは或る種類の企業に限られ、一般的に前後の企業若くは左右の企業が大規模と爲るとは限らない。又大規模化され得ぬ農家や消費者の組合が、商人を排除することは既述の如くであり、企業の聯合等が商人排除の一原因と爲ることは云ふまでもないが、之を以て社會的發展の法則と斷ずることは聊早計であらう（假令限度を認めるにしても）。蓋し企業の大規模化も、組合の發達と共に各國の事情と國民性とに因り、其程度を異にすることが著しい上、所謂資本主義の前期とか後期とかの區別も漠然たるものだからである。

小賣代價を公平にする一の方法は、顧客自らも亦商品の品質や效用を知り、相當の價値あるものには相當の代價を支拂はなくてはならぬ。顧客が盲目である上に、徒に代價の低廉のみを望む結果、商人は種々の策を講じて販賣し、多少虚僞の手段をも用ふるのである。而して顧客が現金拂、物品携帶の不便を忍び、斯る勞力を費して商人の便を圖れば、小賣代價も多少引下げ得ることは、米國の連鎖店や我邦の公設小賣市場の例を見ても分かるのである。故に商人の排除を唱へる前、先づ顧客の購買法を改良する必要があるわけである。

最後に一言を要することは、消費者と生産者との關係である。假に中間商人を省くことが利益であるとしても、農家や製造業者の商人排除は、渠等自身の利益を圖るのが目的であるから、其利益は、少くも當分は消費者には歸せぬ筈である。卽ち競爭の結果賣價を引下げるまでは、小賣代價は低下せぬのである。然るに商人を省いて收め得らるゝ利益は、商人の純益以上に出ることは困難であるが、此割合は極めて少いものであるから、之が爲めに他の商人か生産者が幾分霑ふのみであつて、消費者には殆んど影響せぬであらう。獨り消費組合のみは、稍消費者の利益に爲るが、丁抹の如く人口の三割五分まで組合員であると云ふ程度に爲れば、社會の重なる人々が農業の外に商業を兼ねると云ふだけである、商的事務の報酬として幾分品物が安く買へることにはならうが、それは社會の進歩を促し、生活程度を進める所以ではない。或程度まで原始時代に逆戻りするわけに爲るのであるが、是れは決して排除論者の目的ではなからうかと思ふ。更に生産者の販賣組合は、賣價の益高からんことを望み、消費組合は其愈低からんことを期するわけであるが、前者が協同する結果は、其腰を強くして買入に不利に、後者の聯合は前者の不利と爲る。是等兩者の利害の衝突は如何にして調和し得るか、是亦商人排除に伴ふ一問題たるを失はぬのである。

（附記）…本稿は著者が「早稻田商學」（昭和二年十一月發行）に揭載した「商人排除論を評す」（八十餘頁）の結論であるから、詳しいことは、同誌を參照して貰ひたい。

第二章　商業政策の根本主義

第一節　自由放任主義

一、自由放任　自由（Natural liberty, Freedom）とは各人の意のまゝにさせ、成るべく政府が干渉せぬことで、自由にさせることは、卽ち放任することであるから、自由は主觀且つ個別的で、放任は客觀且つ總括的の違ひはあるが、元來同じ主義を兩面から觀た言葉に過ぎないのである。自由にも宗教の自由、政治上の自由、言論の自由など種々あるが、茲に說くのは固より經濟上の自由である。然らば經濟上の自由（Economic liberalism）とは一體如何なる意義であるかと云ふと、大體の趣意は旣に述べた如くであるが、尙ほ具體的に各項目を擧げると、大凡次の五種類である。

（1）勞働の自由　卽ち（A）人身の自由（總て非自由なる人身上の權利關係の排斥と同權）。及び位置と場所を變更する自由。（B）收益の自由（職業の自由選擇、收益を獲る場所の自由選擇、勞働の自由選擇、自己の勞働に對し自由に價格を定めること）。（C）勞働契約の自由。

（2）土地所有の自由　土地其物を處分する自由、賣買、擔保、分割、遺贈、贈與、及び使用の自由。

（3）資本の自由　就中金錢貸借の自由。

（4）事業經營の自由　勞力、土地、資本を結合して事業を企畫し、之を經營するの自由で、自然是等の要素を自由に使用し、又生產物を自由に販賣するの自由を含む。

（5）市場の自由　は內外國に於ける需要供給の自由、代價決定の自由、競爭の自由、輸出入の自由などである。

二、自由の利益　斯の如く種々の方面に自由を與へる結果は、（一）各人が自己に最も適する職業を選擇し、且つ勞働の場所、時、方法を意の如く決する（或程度まで）から、勞力の分配を完全にし、又收入が勤勉に伴ふ場合に於ては、勤勉力を增加し（二）分業及び協力を進捗し（三）生產手段たる土地殊に農業、山林、鑛山業に適する土地を、最も生產的なる企業家の手に移し（四）資本の融通を圓滑にし、小資本を集めて能率を增加し、（五）生產各要素の最高能力を發揮する企業と、企業者とに便利を與へ（六）商品の需要供給を適合せしめ、其利用を增加し、市價を調節せしむ。卽ち最も經濟的に生產する企業を有利にする爲め、技術の進步、生產物の種類の增加を促し、消費者に適する各種の商品を、低廉且つ便利に供給するやうになるのである。要するに經濟上の自由は生產上に最も有利であるのみならず、分配竝に消費の方面にも、多少自然的調節を得るやうにさせるものである。

三、自由の弊害　經濟上の自由には上記のやうに利益があると同時に、亦弊害も少くない。

（一）個人は利己心に依りて活動することは事實であつて、自己の利益は概して自ら最も能く知ることも疑ひないが、人の天性には善良なる方面と、不良なる方面があつて、人間にも善良なる方面の發達せるものと、不良なる方面の發達せるものと二種類ある。各人が若し圓滿良知の者のみであれ

ば、其利己心に放任するも亦固より差閊へないのであるが、人は兎角放縱に陷り易い傾きがあるに、公共心、道義觀念は薄いものであるから、全然利己心に放任するときは、たゞ自己の利益のみを圖る我利々々主義と爲り、不道、不義を顧みず、詐僞暴虐すら敢てし、自己の利益を圖る場合に於ても、只管目前の一時的利益にのみ着眼し、永い間の眞の利益を考へない者も少くない。例へば店員や、婢僕や勞働者を酷使し、是等を使用するに當て、唯「安く働かせる」を以て主義とし、其將來や生活の難易等を顧みず、商品の販賣に於ても、代價の低廉を吹聽して「イカサマ」物を賣附け、其數量を詐り、海外輸出品に於ても、頗る大膽なる濫造品又は贋造品を販賣し、自己の信用を傷くるは固より、延て一國全體の不利不信を招くことも珍しくないのである。我邦の大戰中及び其後の輸出品中には、此種類の物が少くなかつたのである。

(二)個人に獨占權を與へることは、發明者の保護など特別の理由ある場合の外、最も弊害の多いものであることは明かであるが、契約の自由隨て競爭の自由にも亦弊害が少くない。契約には賣買、交換、雇傭、貸借、贈與など色々あつて、當事者は各自由意思、平等の權利を以て締結し、履行するのであるから、至極公平のやうに考へらるゝのであるが、元來契約者の背後には力の不均一、即ち强弱、貧富、智愚の如き事情が存在し、契約は之に確定的表顯を與へ、之に依りて拘束する場合が多いのである。卽ち雇傭、貸借、贈與の如きは固より、賣買、交換の如き取引すら、賣手か買手か(又は交換の相手方の甲か乙か)孰れか弱い地位に在るので(賣手が代金を獲る希望が買手が物品を獲んとする希望より强いこともあれば、又其反對の場合もある)あるから、法律が自由や公平を期しても、事實上に於ては强者が弱者を威壓し、之に服從を强ゆる場合が少くない。資本家と勞働者、主人と店員、金貸又は銀行と借主、商店と消費者の如きは、其例證で、是等勞働者、店員、借主、など弱い地位に在る者を、少數の强い者が虐げる結果は、益々弱者の數を多くし、收益や財産の大部分は少數者の手に集中し、此集中が更に少數者の力を强むることゝ爲るのである。

營業上の自由競爭の如きも亦同樣で、或る企業家が偶然の事故に因り資本の大を致すと、漸次大企業の利益(資金の融通、勞働者の傭入、經營上の節約、改良、原料購入製品販賣上の利益、運賃割引の便宜など)を得て、中小の同業者を壓倒し、是等を驅て使用人若くは勞働者の地位に墜落させ、收入や財産を減少させ、無產階級を增加し、是等の者には辛ふじて生活を支ふるに足るの賃銀を與へ、往々全く職業を失はしめ、遂に社會の革命すら惹起させることゝ爲るのである。卽ち「マルクス」をして資本主義經濟組織の末期に近づけるを唱道させたわけであつて、現今世界的に思想の不安を釀成した重なる原因である。自分は固より社會主義を謳歌する者ではないが、自由放任の經濟組織には、此種の弊害の伴ふことを否定することはできぬのである。

(三)以上は自由放任が弱い社會に對する影響を觀たのであるが、比較的强い方面卽ち資本家とか企

業者とかの側から觀ても、弊害を生ずる場合が少くない。前に述べた中小の企業者が吸收されることなども其一例であるが、資本家は往々經濟界の實情に昏く、其一時の好景氣に釣り込まれ、自ら無謀の事業を計畫し、或は會社屋（無暗に會社を發起設立し、株式賣買に依りて暴利を獲んとする者）に誘致せられて望みなき會社の新株を背負ひ込み、反動來の曉には轡を並べて倒產するが如き、又一方政府は是等の盲目的資本家の要求するがまゝに、兌換券を濫發するを放任し、徒に空景氣を煽り立て、遂に地方多數の農民を困憊するに至らしむる如きは其適例で、株式會社が好景氣にも亦不景氣にも合同して、漸く獨占的と爲り、物價を左右し、政治を動かすに至つたのは、米國が從來經驗する所であつたが、我邦でも段々さう爲りそうな形勢で、是等も亦放任の弊害である。

（四）一國の外國貿易を自由にする場合、國家の生存に缺くべからざる事業も起すことができず、又今は幼稚な產業でも、一時輸入稅や奬勵金で保護を與へれば、將來は充分發達する見込のある事業をも奬勵せず、之を放任するときは、常に產業の先進國に壓せらるゝ不利益がある。

四、自由放任の程度　以上は所謂自由放任主義の利害であるが、一口に自由放任と謂ふても、其程度には種々あつて、極端な自由放任もあれば、又穩和な自由放任もある。重農學派や「アダム、スミス」は極端な自由放任說で、後に現はれた「バスチアー」(Frederic Bastiat,（一八〇一年に生れ一八五〇年に死す）)などは極端な方であるが、「ジョン、スチュワート、ミル」の如きは稍緩和された方で、更に「シヂウィック」(Sidgwick) や「ヂェヴォンス」(Stanley Jevons)（一八三五年に生れ一八八二年に死す）其他近頃の英米の此學派に屬する者は、頗る穩和な自由放任である。穩和と云ふのは、經濟上の事柄に對する國家の職務の擴張するのを容認すること、經濟的法制の增加を可とし、隨て之に伴ふ自由の減少を認むることである。斯く自由の範圍を減少して、國家干渉の領分を擴げることになると、段々國家干渉說に近づくわけで、共間の區別は頗る曖昧となるのであるが、事實は斯樣な狀態で「ケネー」や「バスチアー」の如き極端な放任說と「ミュラー」や「リスト」のやうな極端な國家本位說とを比較すれば、其間に截然たる區別があるのであるが、穩和な放任說と歷史學派の所說とは大差は無いのである。現に放任說の高調者たる「アダム、スミス」其人すら、極力國家の干渉を排斥しつゝ、或場合には其經濟的干渉を是認して居つたのであるから、苟も國家の存在を必要と認め、空想的放任說を排斥する以上、必らず多少の干渉を利とするに至るは、敢て怪むに足らぬのである「アダム、スミス」が英國の航海條例（一六五一年）の經濟上に及ぼす惡影響を指摘すると同時に、國防上の見地より之を賞讚し「併し國防は國富より一層重要であるから、航海條例は、英國の總ての商業法規中最も賢明なるものである」(As defence, however, is fo much more importance than opulence, the act of navigation is, perhaps, the wisest of all the commercial regulations of England.) と云ふのたは、有名な事柄であるが、之は內國產業の保護を排斥する一方、其例外として國防上必要なる場合には、自

國の沿岸航海、母子國間の海運、遠洋漁業等を保護するも可なりとしたもので、其他相殺關稅や報復關稅の如く、內國の商品が、既に相當の國內消費稅を賦課されて居る場合や、外交政略的に利用する場合抔には、貿易自由の原則を破つて、輸入品に課稅してもよいとして居る。又國家の職務の第三種（三四頁）の（ハ）卽ち國家全體より觀れば有益であるが、私人の設立を望むことのできぬ公の設備や事業の例として、商業に便益を與ふる設備と、教育制度とを擧げて居るが、前者は道路、橋梁、運河、港灣などの建設經營や、未開國に於ける自國商業の保護で、後者は幼者、靑年の教育より宗教（卽ち一般の教育）を含むのである。前者に對しては財源を使用料に求めることを勸め、後者に於ても月謝を徵收することを拒まぬのであるが、幼者の教育は特に注意を拂ひ、勞働者の子弟に耐へ得る如き程度の月謝を收めてもよいが、公衆も亦其經費を負擔すべきものであるとして居る。要するに「スミス」も亦國家の職務を國防や司法に限らず、商業又は文化の爲めにも爲すべきものと考へて居たのである。又「スミス」の學說が生產に重きを置いたことは事實であるが、「スミス」が消費者や勞働者の利害を顧みなかつたなどゝ思ふのは、大なる誤解である。產業の保護を排斥した一つの目的は、消費者の利益を圖る爲めで、勞働者の利益を心配したことは、其著書中にも所々に散見するのである。現に極力輸入稅の撤廢を主張しながら、商業の自由を行ふには人道的見地から、必らず徐々にし、決して急激に行ひ數千の人民（卽ち勞働者）を路頭に迷はすべからずと說き、又前記國民の敎育を公費の負擔と爲すべしと云ふたのも、主として餘裕なき勞働階級を敎育し、其人格の發展を圖らんとした爲めである。唯「スミス」の期待と異なり、貧富の懸隔は益甚しく爲つて來たのであるが、是れは固より「スミス」の欲する所ではないのである。

「リカードー」に私淑した「ジョン、スチュワート、ミル」は所謂抽象學派の一人であるが、社會主義の感化を受けた爲めか、大體放任主義の主張者でありながら、國家の職務の範圍を頗る廣く觀て居るので、歲入徵收、財產及び契約の保護法、司法、警察の如き、分り切つた必要的職務の外、公共の便益の爲めに行ふべき職務も亦少くないと云ひ、其例として、度量衡や貨幣制度の制定、市街の鋪道、點火、掃除（是等は多く市營ではあるが）港灣、測量、堤防、强制敎育などを擧げ、更に誤れる國家干涉の例として（一）產業の保護（二）金利の制限（三）物價抑制策（四）勞働組合の禁壓（五）言論の抑壓などを擧げて居るが、自由放任にも亦幾多の例外ありとして、（一）瘋癲、白痴、幼者の如き無能力者の保護（但し「ミル」は婦人を無能力者として取扱ふは、現今の誤れる家族制度から來たものであるから、之を夫と同權とし、從て成年男子と同樣に勞働するを許し、之に依て婦人の生活狀態を改良せしむべしと云ふて居る）（二）長期不利なる契約の無效（三）瓦斯、水道事業の如き、獨占に傾き易き事業の市營、道路運河、又は鐵道業の如き獨占事業を一定年限の後國有に移す權利を保留するか、又は賃銀又は使用料の最高限度を定め、臨機之を變更すること、運河、

鐵道を國有とし、之を會社に一定の期間賃貸せば便なるべきこと（四）各個人が其利害に關し判斷した事柄を變更せず、却て之を有效にさせるやうな法規を定めること、例へば勞働者の仲間が勞働時間の短縮を契約した場合、其違反者に法律的制裁を加へ得るやうにすること（五）人が自己の爲めにせず、他人の爲めに行ふこと、例へば慈善事業に對し、救恤法の如き法規を設けること、竝に各個人が自己の利益の爲めに行ふも、其影響が全國民又は子孫に及ぶやうな場合、例へば植民に對して法規的制限を加ふること（六）國民未開にして、智識も資本も乏しく、資本集合の方法さへ之なき場合には、公益上必要な事業も、私人が之を行はないものであるから、政府は官營として自ら行ふか、又を金錢、表章などに依つて私人の事業を補助誘導するがよい。是等の事業は例へば道路、船渠、港灣、運河、灌漑、病院、學校。印刷などであるが、政府が是等を行ふ場合には「國民が腑甲斐なきゆへ、公益の爲め已むを得ず政府自ら經營するのであること」を示し、依賴心を增長させず、之を矯正するやうにしなくてはならぬ。卽ち若し補助を與へる場合であれば、勉めて個人の努力と任意の協力とに依て、公益事業を仕遂げるやうに、國民を教育する方針に出でなければならぬ。と云ひ、國家干涉の範圍は公共の便益と云ふ理由に因るのであるが、此便益は最も强い場合に限ると說いて居る。要するに「ミル」は經濟、文化の目的まで國家の干涉を及ぼすを利とし、遂に勞働者の保護にまで進んで居るので、寧ろ放任主義と干涉主義との中間に立ち、且つ幾分社會主義化せられた者と看做すのが適當である。

第二節　國家干涉主義

一、國家本位說　國家の干涉を必要とし、若くは利益なりとする主義には幾通りもあるから、一既に說くことはできぬ。苟も無政府主義でない限り、假令極端な自由放任論者と雖も、幾分かは國家の干涉を必要とするので、「アダム、スミス」や「ミル」の如き所謂、自由放任說の大家と雖も、尙ほ幾多の例外を認め、國家若くは公共團體の保護、干涉を必要として居ることは、旣に前項に述べた如くであるが、是等と異つた國家本位說にも亦種々の色彩がある。卽ち「スミス」等の攻擊した重商主義も「スミス」等を攻擊した國家本位說や保護貿易說若くは歷史學派も、又社會主義も、皆孰れも國家本位說若くは反「スミス」主義であるが、是等は、各々特色を持つて居るのである。併し「スミス」主義と對抗する場合の國家主義は、獨逸に興つた學說で卽ち「ミュッラー」「リスト」竝に其後の歷史學派）などの主張であるから、是等を綜合し、其要點を摘んで見ると、大凡次の通りである。

（一）「スミス」一派の者は「個人を本位とし、個人の利益を綜合したものが國家の利益てある、然るに個人は最も能く自己の利害を觀るの明を持つて居るのであるから、成るべく放任するがよい」と云ふのであるが、個人は國家なる一つの有機體の中に編み込まれたもので、自分が自身から離れ

得ないやうに、國家からも離れ得ないものである。國民は皆其背後に横はる過去の産物であると同時に、其未來に控ゆる大なる前途に對して責任を持つて居るもので、國家は國民の内部的竝に外部的生活を結合して成れる一つの大なる一體で、活力を有し、無限に活動し無限に生存するものである、卽ち現在の國民は歷史的産物であると同時に、將來永遠に亘る利害を生ずるものであるから、國家を本位として、萬事を決せなければならぬ。國民の結合が國家永遠の繁榮を期待し得る根本的條件であることは、歷史の證明する所で、個人の利害を國家の利害に從屬させ、代々の國民が唯一共同の目的に向つて努力した場合のみ、國家諸生産力の調和的發達を望み得るのである。私經濟上の利害のみを觀るに急なる個人は、國民の公共的利益を顧みない弊があるから、國家は是等の目的を達する爲めに、種々の法規を設けて干渉する必要があるのである。國家が經濟上に干渉すればとて、敢て個人の生産力や資本使用の方法を指圖し、例へば造船に放資せよ、製鐵會社を設立せよとは云はぬ。又船長に爲れとか技師になれとか、職業の種類も固より拘束せぬ。唯例へば或産業を自國で經營することが國家の利益であるから、之に對して保護を與ふるに過ぎぬ如くである。

（二）「スミス」學派は國際分業の利益を說き、各國其適する産業に從事し、互に生産物を交換することが利益であると說いて居るが（卽ち自由貿易主義）、個人と人類全體との間には國家と云ふ團體がある。此國家は各特別の言語、文學や、起源、歷史、風俗習慣、さては法律制度を有し、是等の總ては其存在、獨立、完成、未來への繼續を要求し、且つ一定の領域を持つて居るので、此社會は精神や利害の幾千の結繩に依て固まつた獨立の一體（卽ち有機體）を成し、それ自らの爲め、又內部に於て權利保護の法律を有すると同時に、外部に對しては、一の團體として、類似の團體（卽ち他の國家）に對して對抗し、其國家的自由を主張するのである。隨て世界の現在の狀態（十九世紀の初頃）に於ては、國家自身の力と資源とに依つてのみ獨立、自存を維持することができる。然るに個人は國家に依り、又國家內に於て、主として文化、生産力、安寧、繁榮を求め得るのであるから、人類の文明は各國の文明進步に依つてのみ期待し得べき筈である。

（三）普通の國家は共通の言語と文學、種々の富源に富む相當範圍の領土、便利ある國境と數多の人民とを有して居るのであるから、農工商竝に航海業共に國內に於て相當に發達せしめねばならぬし、又學術技藝、教育機關、民衆教育なども、有形生産に伴ふて奬勵すべきである。而して其憲法、法律制度は其國民に對し、充分なる安寧自由を保障し、宗教、道德、繁榮を進步し、要するに、其國民の福利を目的とせねばならぬ。更に海陸に於て充分の兵力を備へ、次で其獨立を維持し、外國貿易を保護しなくてはならぬし、又自國に劣つた未開國の文明を啓發し、其過剩人口と精神的並に物質的資本に依り、植民地を發見し、新國家を産み出さなくてはならぬ。

上記の中（一）は主として「ミュッラー」と「リスト」（二）及（三）は「リスト」の說であるが、

是等に依つて、個人主義に對する國家本位主義、放任に對する干渉主義、自由貿易に對する保護貿易主義、各種の產業を發達させよと云へる理由から國際分業に對する自給經濟主義、唯物主義に對する文化主義又は倫理主義を見出すことが出來るので、一見後の歷史學派の所說が、此主義に負ふ所が少くないことが分る。唯新歷史學派は是等の說と異り、社會主義的の感化を受け、分配論に重きを置くに至つた點が違ふのみである。更に「リスト」の保護貿易の一根據は、各國經濟發達の順序であつて、其大意は次の如くである。

（四）凡そ諸國の經濟發達の順序は、最初の野蠻時代から牧畜時代に入り、農業時代、農工業並行時代を經て、遂に農工商業時代に到達するものであつて、野蠻時代から牧畜時代、牧畜時代から農業時代、農業時代から、商業、航海時代の初期狀態までは、先進國と自由貿易を行ふのが捷徑であるが、完全に發達した工業、絕大なる海運、大規模の外國貿易は、唯國家の干渉に依てのみ達することができるので、是は英國の經濟史を見れば最も明瞭である。國民經濟の發達が尙ほ幼稚で、其農產物や原料品を輸出し、之に代へて外國の製造品を輸入する時代には、自由に交易するのが却て利益であるが、一國の農業や其他の產業並に社會的、政治的狀態が充分發達した後には、自由貿易や先進國の競爭は頗る不利と爲るのであるから、既に或國に於て、必要なる有形無形の狀態が自國の工業を發達させ、高度の文明に達し、富國强兵を期待し得る程度に進んだが、尙ほ先進國の製造品に壓倒せらるゝ虞ある場合には、少くも國內に於て外國競爭品に對抗し得るまでは、輸入品に制限を加へてもよい筈である。

一國が若し俄に極端の保護政策を實行し、其國を孤立の狀態に立たせるやうなことは、國家本位論から觀ても不利益であるから、工業發達の程度がまだ幼稚な時代には、低率の輸入稅に止め、自國の有形無形の資本、技術的能力、並に企業心が發達するに從ひ、漸次之を增加すればよいし、又總ての產業に對し同一程度の保護を加へるには及ばぬので、資本や機械、技術、熟練、經驗を要すること多く、勞働者も多數で、而も生活必需品であり、從て國家の獨立に關しても極めて必要な事業を、主として保護すればよい。是等の重要產業（例へば綿絲布、毛織物、麻織物など）を保護すれば、他の產業は低度の保護で充分發達するのである。

自由貿易論者は農業國は終始其農產物を輸出して居つても、文化富强を實現し得るやうに考へて居るが、是は全然謬想で、單純なる農業國では內外の商業も、國內の交通も、外國航海も、人口も乃至道德、智識、社會、政治の發達も充分期待し得ざるもので、畢竟不完全なる團體である。蓋し農業國は其產物の販賣上常に之を需要する農工國に左右せられ、農工國は單に自國の農產物の不足額を自國の都合で買入れるのみで、農業國に取りては甚不安であるのに、更に同種類の農業國の競爭もあつて、益不安を重ねるのである。のみならず一朝干戈を交へるか、又は高率關稅を課せられ

た曉には、其農產物は賣れず製造品は買へぬと云ふ羽目に陷り、二重の不利益を蒙るのである。と、是が「リスト」の論旨である。(同じ保護主義でも「ミュラー」は農業が工業と歩調を一にすることができぬ國は、工業を抑へて農業を發達させなくてはならぬ。其所以は他國に原料品や、食料品を仰ぐ工業は早晩大なる困憊を來し、且つ國際事變に依りて左右せらるゝからであると云ふて居る)。

(五)人は元來自由平等なりてふ、自然法的前提に對して、國家本位的駁擊を加へた者も少なくないっ「ハッレル」の如きは其一人で、其要旨を觀るに、人類は元來上下の階級に分れ、一方に自由ありて、他方に隷屬あり、一方に權力ありて他方に服從のあるのが自然で、斯く社會上の地位に相違のできるのは、各人が生來肉體上並に精神上に相違があり、又生活上の境遇を異にする爲めで、弱者が强者に從屬するのは自然で、弱者は悅んで强者に結び、其命を奉ずるのが最も自然の性情である。年長者、强力者、富者、賢者、智者は皆それ〳〵其生活範圍に於て他人を支配する者で、權力卽ち承認せられた他人支配の實力は、畢竟人類生活上自然の產物である。固より權力服從の關係は時々地位を變更することもあるが、各人が同時に同一程度の自由を得ることは不可能である。されば共和國でも權力は常に强者の手に歸し、常に苦痛を去り害を除き、人の必要を最もよく充たし得る者に歸す。斯くて國家的社會を生じ、社會の秩序と平和を確保し得るものである。若し國家が人の理性に依り契約などでできるもので、各人の力が平等であるものとすれば、各孤立の狀態に陷り、

互に擠排し屠食して止まる所がないであらう。各人平等は奇怪なる空想で、上下の階級整然たる狀態を、國家の權力で調整するのが自然の法則である。國家は個人的一時的の利益の外に、國民の統一的社會を維持する爲め、各階級間の差別を存しなくてはならぬ。「各人をして其分を得させよ」と云ふのは「各人に平等を與へる」のではなくて、「其社會上の地位と職分とに應じて各異るものを與へよ」との意味である。

(六)此他歷史學派が經濟社會に於ける自然法の存在を否認し、政策は各國、各時代に於て、異るべきものであるとし、國家の職分を廣く解し、新歷史學派が社會主義的色彩を帶び、分配問題を高調したことは、曾て述べた如くであつて、社會主義の極端なるものは、現在の經濟組織を根本から改造しやうと云ふのであるが、穩和なのは國家の力に依り、現在の經濟制度に大改良を加へ、重要產業を國有に移し、勞働階級をも其經營に參與せしめやうと云ふので、是亦一種の國家本位に屬するのである。

二、國家干涉の反對說　には重商主義を攻擊した重農學派や「アダム、スミス」の說を始めとして、其祖述者の「マルサス」「リカードー」「バスチアー」「ミル」などの說があつて、是等の要旨は學說の變遷中にも、又前項にも大略述べて置いたのであるが、試みに「ジェー、エス、ミル」が、其著經濟原論第五編第九章に於て「政府の職務の範圍」として列擧した事項の要點を述べて見やう。

說は陳腐のやうであるが、政府干渉の弊害は明かになり、今日英米などで官業反對の理由として列擧せらるゝ事項も、亦多くは此範圍を出でぬからである。

「國家干渉論者と自由放任論者とは、從來(「ミル」の時代)國防、司法、課稅など分り切つた國家の職務の外、特殊の問題、例へば國家教育、勞働時間の法令、貧民救助法案などに就ては、常に論難を試みたのであるが、如何なる範圍まで自分の主義を及ぼすべきか、此點に就ては孰れも曖昧で、干渉論者は尙ほ「國家が必要と認めた事項は、之に干渉する權利と義務がある」と云ひ、又放任論者は「國家干渉は暴力と詐僞とに對して、身體、財產を保護するに止むべきだ」と唱へ、而も何人も國家の當然の職務と認める幾多の例外を容認して居るのである。固より充分此缺陷を補ふやうな一般的法則は設け得られぬのであるが、玆に政府干渉の利害を述べて稍之に近い標準を示して見やうと思ふ。

是が「ミル」の序言で、先づ政府の干渉に權力的(オーソリタチーヴ)と否との二種の區別があると云ひ、權力的干渉は或る事柄を爲し、又は爲さゞる事、若くは行爲の方式を命ずるもので、非權力的干渉は單に勸告宣傳を行ひ、或は公益事業を私人の經營に任すが、專ら之に委任せず、自らも亦同種の事業を經營する類ひである。而して前者は後者に比して其範圍も制限的で、之を認めるには餘程有力な理由がなくてはならぬ。凡そ人間の生活上には、如何なる社會、如何なる政治組織の下に於ても、必らず不可侵の範圍があつて此自由の範圍は如何なる政體の國家も、亦他の個人も之を侵すことのできぬものである、其範圍の廣狹は問題であるが、自分(ミル)は「此不可侵の範圍は、單に個人の內面的又は外面的の生活の範圍に屬し、他人の利害に影響せず、若し影響せば、其實例が道德的に感化を及ぼす場合である」と思ふ。從て思想感情の如き、內面的自覺も、亦外部的個人の行爲も、他人に有害の影響を與へぬ限り、總て容認すべきもので、殊に先覺の士が自己の及ぶ限り其說を主張し宣傳するのは、寧ろ一種の義務であつて、事の是非善惡に關する意見を述べるがよい。其方法が法律以外の有效手段に依ると、將又法律に依るとを問ふに及ばないのである、唯他人をして强制的に其所說に從はせることは避けなくてはならぬ。

第二の制限は政府の職務を增加するに從ひ、其權限と間接の影響とに於て、政府の權力を增加する場合である。或は民本主義の國では、國民自ら支配するのであるから、何等の制限を加へるに及ばぬなどゝ云ふものがあるが、國民の代表者たる權力保有者は往々寡頭政治と爲り、專權を握り、本當に個人生活の自由を蠶食する傾があり、民衆は時に其僻見、空論、其愛好說を法律として個人に强ひ、多數の壓制を個人の思想、言論、並に行爲に加へ、文明の進步を害する虞があるから、民本主義の政治ほど、一層無用の干渉を避ける必要があるのである。蓋し主權が多數に存在するときは、其壓制を受くる少數者は、何等救濟の手段を求め難いからである。

第三の反對論は分業に根據を置くので、政府の仕事を殖やすことは、既に重荷を脊負つて居る者に更に負擔を加へることで、其結果は公務の荒廢澁滯を來し、主任者は細務に忙殺せられて大局の利害を考慮するの餘地がなくなる。尤も公務の澁滯は事務の分量や種類よりも、寧ろ官廳の組織にも因る場合が多く、屬僚や地方の官吏に、責任を負はせて仕事を行はせ、其任免を公平にし、昇進の途を開き、權限を廣くし、長たる者は大體を觀るやうにすれば、公務の增加に伴ふ弊害も大分除くことができぬではないが、比較的進歩した國では、大抵の事柄は、政府が干渉するより、利害の感の深い、而も自己の利害を見るの明ある個人事業とした方が好結果を示すのである。例へば商工業界などにしても、個人が相當の企業心と資本の蒐集とを有する場合に於ては、政府は到底之と競爭することはできぬもので、政府は報告を得るに便宜であり、又高給を以て有能の士を抱へ得るの利益があつても、其結果に對して利害の念が乏しいと云ふ、一大缺點を補ふことは出來ぬのである。加之假令政府が明智に於て、國内の或者に優つても、全國民に較ぶれば固より劣るのであつて、或事業に適する才能ある者を公平に傭入れても、それは單に一部の者に過ぎず、民間には同能力の多數の者が殘り、事業は自然是等有能者の手に集るのであるから、若し政府自ら事業を營み、又は民業に代るとすれば、有能の民業者が種々の方法を工夫して經營し得る同一の目的に代ゆるに、御役所流單調の方法を以てし、競爭を杜絶し、進歩を阻礙せしむることになるのである。

第四の干渉反對理由は、假令政府が適材を適所に配するを得るものとしても、民間にも亦有能の士を殘す必要があると云ふことで、其理由は人の實際教育上最も必要な處世の要訣は、實社會の風に觸れさせることで、本や學校教育が如何に有益であらうとも、是等は精神的進歩の一手段に過ぎないのである。精神教育に劣らず必要なのは活動力の練磨で、卽ち勞働、工夫、判斷、克己心の養成などであるが、是等は生活の困難を經なければ得られぬものである。固より生活の困難を歡迎するのではないが、人が世に處するに當ては、如何に世の中が幸福になつても、活動力や實際的判斷力の不必要になる虞はないのに、是等の能力が若し少數の者に止り、多數の者は唯命是從ひ、事毎に政府の力に依賴することになれば、其能力は半萎縮し、其教育は重大なる方面に缺陷を現はすことになるのである。卽ち政府の長官や屬僚は法律上の權力に加ふるに、智識の優越を以てし、民衆は政治的奴隷の如きものと爲り、世の進むに從ひ困難は漸く減少し、私人は其力を養ふ機會を減ずるのであるから、社會の各階級の者（最下層までも）をして、自らできるだけは仕事をさせ、苟も渠等自身のみに關することは、成るべく自己の能力に依らせ、其共同の利害は協力に依つて行はせるやうに（卽ち自治）するがよい。蓋し共同の仕事を議論し、經營することは、公共心を養成する好手段で、且つ公務を知るの機會を與へ得るからである。民主制度の國であつても、民主的の組織に依つて維持せられず、中央集權に限るときは、そこに何等政治的の自由なるものなく、却て全く反

對の思想を生じ、最下層の階級をして、起つて政權を握らんとする野心を起さしめるものである。國に依りては、民衆は單に專制を除くを欲するも、又國に依りては、各人自ら專制を行はんと望むものがあつて、不幸にして文明國にも後者の例が少くないが、之を避けるには、民をして自治の精神を養はさせるに在るが、是は個人をして自己の爲めに活動させるに在るのである。要するに放任主義を以て通則とし、大なる利益なき限りは、此主義から離れてはならぬのである。

以上は「ミル」の說の要旨であるが、ツマリ「アダム、スミス」の論旨を根據とし、個人の自由を尊重せよと云ふ一方、其自治的政治論や、敎育論を加味し、社會主義に感化せられ、從て國家の干涉を排斥しつゝも、餘程緩和されることになつたのである。

第三節　政策の標準

一、主義の差異　以上述べたやうに經濟政策上の主義には、大體放任と干涉との二種類あつて、其極端な場合は著しく主張を異にするのであるが、放任の穩和說と干涉の穩和說とを對照すると、大差を見ないのである。隨て「ミル」の說のやうに、明白なる國家の職務の外、例へば商工業や敎育の如き事柄に對して、如何なる程度まで放任し又は干涉すべきや、之に關する漠然たる方針は言明しても、明瞭な主義を示すことが、頗る困難と爲るのは寧ろ當然である。產業國有などに就ては、兩者の所說は全く反對に立つのであるが、產業保護の可否（關稅や奬勵金に限らず）に就ては、恐く兩者の穩健なる論者は其所說を異にせざるのみならず、或は却て放任論者がより多く干涉を主張し、干涉論者が干涉に反對する場合がないとも限らぬ。「ミル」が勞働問題に干涉すべきを慫慂し、「リスト」が未開國は自由貿易が利益であると云ふ如きは、其一例である。

前記雙方の所說を見ると、一々相當の理由があつて一概に排斥することはできぬのであるが、是は固より當然の次第である。「ミル」の說けるが如く、元來人は生活上或る程度まで自由の領分を有すべき筈で、野蠻國でも文明國でも、民主國でも將又專制國でも、人は皆相當の自由を保有して居るのである。國に依り時代に依り、或は政治上の自由を缺くも、而も必ず或程度の自由は持つて居るのである。若し此自由は眞の自由でないと云ふ者があれば、現今の共和國の市民が、事實上如何なる程度まで政治上の自由を有して、之が爲めに如何なる利益を享けて居るやを反問しなくてはならぬ。議員の選擧に世評や、義理や、訪問や、無智や、私慾で或者に一票を投ずることが政治の自由であるとすれば、現今の自由も亦餘り有難いものではないのである。

兎に角或る程度までの自由は事實上持つて居るもので、又持つべきものである（或る程度の自由を持たなければ、人は生存して生活することができぬ。天賦の自由を說くのも、畢竟此邊の意味合であらうと思ふ）とすれば、自由放任論には最も强い根據がある。併し絕對に各人の自由行動に任かすと云ふやうなことは、是れ亦あり得べからざることで、苟も秩序とか法律とか又は國家とかの

存在を認める以上、各人は或る程度まで自由を制限しなくてはならぬし、又如何に自由を尊ぶ國でも、國民は相當の制限を甘受して居るのである。自由放任論者と雖も、亦此理を看取しないわけはないのであるが、偶過度の干渉政策に反對して之を破壞せんが爲めに、自然極端の說を唱へたものと見るのが至當であらうと思ふ。重農主義の學者や「アダム、スミス」が稍極端に放任を主張したのも、當時の干渉政策が餘りに激烈であつた爲めであつて、其の眞意は反對論者の主張する如く、無制限の自由放任ではなかつたのである。翻て國家干渉說を觀るに、國家の有機的團體であること、內に對しても、亦外に對しても、國家としての發達を主位に置くべきこと、强弱命從の狀態を自然とすること、從て幼稚產業の保護や婦女勞働者の利益や、無能力者などは之を保護し、特權や獨占や暴富やは之を制限しやうとするので、是等を國家の權力、法の威力に依て行はんとするのである が、是れ亦一應尤もの次第である。國家が如何にして起り、如何なる徑路を經て今日に至り、其政治、經濟の組織、文化の態樣が將來如何に變化し往くとしても、國際聯盟が如何に發達し得るものとするも（國際聯盟其ものが既に各國の存在を前提として居るわけである）各國の領域が如何に伸縮しても、國家は未來永劫消滅することは無い。假りに百步を讓りて遠き將來に於て、世界を打して一丸と爲し得るものとするも、斯の如き理想はこゝ數世紀には實現し得ないものであつて、當分各國對立競爭の狀態にあらねばならぬ。既に各國對立とすれば、各國共に自國の保持發展を圖るべく極力努力しなくてはならぬ。斯く努力するのは、單に「國君に忠である」「盲目的愛國心に基く」と云ふのでなく、畢竟自己の國家なる一單位を發展させることが、轉て民衆全體を包括する福利增進の最良手段だからである。各個人の利害から觀ると、國家の利益と一致しないことがあるし、又現代のみを觀れば、自己犧牲の意味を了解し難いことがある。併し個人其者が既に過去に受けて、之を將來に讓る一連鎖である如く、現在の國家なる團體も亦更に綜合的過去を表顯する一行程で、之を綜合的子孫に引渡すものであれば、各個人の小利害は、之を國家なる大利害に從屬せしめねばならぬ。從屬せしめて犧牲にするのでない、從屬させるのが轉て各個人（過去未來に互る）の利益だからである。約言すれば個人の利益と、國家の利益とが衝突する場合には、利益を制限し、又は放棄しなくてはならぬのである。卽ち國家干渉の正當なる所以で、一見自由放任主義と氷炭相容れない樣に見へるのであるが。干渉主義と雖も全然個人の自由を認めないと云ふわけではなく、又放任主義も亦全然放任せよと云ふのではないのであるから、兩者の岐るゝ所は、歸する所自由の範圍を廣くするか、狹くするか其程度の問題である。

二、國家干渉の程度　扨個人の自由を認め、或る程度の干渉を可とするものとして、如何なる方針の干渉を行ふべきか、是は旣に諸學者の例示せる如く、事柄の種類に依つて異るので、例へば國防軍備、司法、警察の如きは、大體國家本位とすべく、思想、言論、集社、宗教、敎育、經濟の如

きは成るべく自由にすると云ふのが、一般の通説である。歴史學派と雖も、經濟上に於ては、自由を本位としないまでも、干渉を本位とするものではない。併し是れは極めて大體論であつて、後の部類に屬する事柄でも、實際の程度になると種々の問題が起り、隨て絶えず論爭を見るのである。殊に經濟事業に於て著しいので、今尙ほ「スミス」式放任主義を採る者もあれば、「リスト」式國家干渉說を繰返して居る者もある。

然らば經濟上の事柄は孰れを本位とするがよいか、更に具體的に云へば、小賣營業、卸賣營業、商品、取引所、株式會社、「トラスト」及び「カルテル」、勞働問題、さては資金融通、輸出入の商品等に對し、國家は大體成るべく放任すべきか、或は成るべく干渉すべきか、孰れに立脚して實際の政策を立てゝよいか。「ヂェヴォンス」「シヂウィック」「アシュレイ」の如き緩和されたる學者は、ツマリ「是等に對しては一貫せる定則を造り、何んでも一律に處することはできぬ、其場合々々の利害得失を考量して、比較的弊害の少い方針を採る外はない」と道げ、各國共實際の政治は亦斯樣な御都合主義（Opportunism）で行つて居るやうであるが、果してそれでよいか。是こそ實に大問題で、政策の目的は元來實際の利益を擧ぐるに在るのであるから、理論上至極尤もに見える法則があつたとしても、一貫して之を行ふことが、事實上不利益であるとすれば、前記の說も必らずしも灰色の所以を以て排斥することはできぬのである。

併し歴史學派の唱へる如く、各國に横に通じ、各時代に縱に通じた一般的不變の法則は造り得ないものとし、自由放任の一點張で押通すことが、不當であるとしても、或る時代に於ける各國、殊に類似の程度に進んだ國に於ては、略似通つた經濟狀態に在るものであるから、其時代に對する經濟政策の大體を定め得ぬといふことはないし、各國に通じなくても、或國の方針を定め得ぬ理由はない。定め得ぬ理由がないのみならず、定めぬ事は大なる不利益であると云ふのは、或る國（或は相類した各國）に於て、或る時代には法治的干渉、産業保護的干渉、社會主義的運動が殊に濃厚に爲り、又は自由放任が盛んに爲る場合もあるのであるから、之れに對する大體の方針を定める必要があるからで、宛も子供の教育上、我儘育ちの者には干渉主義、温和の者には放任主義を採るのが利益であると同樣である。隨て經濟上に於ても各國それぞれ大方針を定めることが利益であるが、然らば我邦及び之に類した各國は、大體如何なる方針を採るべきかと云ふと經濟上に、於ては孰れかと云へば、矢張自由放任を本則とするがよいと思ふ。固より無制限の放任でないことは云ふまでもないので、事柄に依りては監督もし、制限もし、又多少の特權も與へなくてはならぬ。如何なる事柄に如何なる制限を加ふべきかは、後章に於て各題目毎に述べる積りであるが、大體の主義を之れに定めるがよいと云ふのである。其理由は國家の保護干渉又は官業は「ミル」の述べた如き種々の不經濟や其他の弊害が伴ふばかりでなく、近時我邦始め各國共に獨逸式の經濟學や、社會主義的學說

（又は運動）の影響を受け、國家の干渉、保護、官公の事業が益增加する傾向極めて著しく、商工業者も勞働者も又農業家も、擧て國家の保護にのみ倚らんとする風あり、議會政治は是等の請託運動のみに左右せられ、國家全體の利益、其永遠の發展を眼中に置かざる爲め、不必要の保護を與へ、無益の事業を起し、誤れる干渉を敢てし、一部の者のみを利し、往々國家の基礎を動搖せしめんとする危險があるからである。「スミス」一派が重商主義的過度の干渉に反抗し、之を破壞せんが爲めに放任主義を唱へたものとすれば、現今の新重商主義的傾向、並に極端なる國家社會主義的思潮に對し、有效至當の方針を求むれば、自由放任を措いて他に求め難いので、恰も國家本位說が自由放任の弊害を矯正すべく唱道せられたのと同一筆法に出づるのである。尙ほ斯く云へば歷史學派的所說の如く、時代に依て主義を異にすべきものゝ如くであるが、自分は現代に於て放任說を本位とするのみならず、各時代を通じて此主義を準則とすべしと信ずる者である。現代に於て殊に干渉的空氣が濃厚であるから、其調子を高むるの必要があると云ふので、各時代共に濃淡の程度こそあれ、大體之を方針とせねばならぬ。政府は國民を保護し、監督し、教育し、强制することが當然であるが、自然、保護、特權、干渉の弊害に陷り易く、人民は又狎れ易きものであるから、大體は何としても自由に任せるがよいと思ふ。殊に漸次國民の文化の程度が進み、自治に適する場合にはそうである。

斯く云へば、恰も「スミス」や「ミル」の說に心醉し、之を繰返すやうに考へられ、社會政策學者や、資本主義反對論者から、ありふれた種々の非難を受けるかも知れぬ。其非難は從來歷史學派や社會主義者が「スミス」學派に向けた所の最も普通のものであるから、玆に之を擧げる必要はないが、自分が放任主義を本則とせよと云ふのは、所謂社會的施設に反對するわけでも、又勞働者保護に不同意を唱へるわけでもない。「スミス」を地下より呼起して現今の經濟狀態を一見させたなら、或は卒先是等の說を唱へたかも知れぬと思はれる位であるから、分配政策なる干渉を排斥するのではない。併し重要產業國有とか所有權廢止などの說は不贊成で、又假令社會政策にしても、其一派の主張する如く、國々の發達の態度を無視し、遽二無二、外國流の政策を日本にも直に實行せしめやうとするが如きは、首肯することができない、と云ふ斯う云ふ程度の放任說である。

三、新自由主義　近頃我邦の學者中には自由主義に贊同し、政府の保護干渉政策を排斥しつゝ、所謂社會政策的施設を必要とする者がある、想ふに上田博士の如きは其典型的の者であらうと思ふ、今其新著「新自由主義」を觀るに「……それは十九世紀の中葉に、主として英國に行はれた「マンチェスター」派に近いものであることを一言しなければならぬ……」「……實際に於ては少くとも原則として自由競爭の自然的調節力に依賴せんとするのである……」と述べて、先づ其趣旨を示し、明治以來の傳統的保護政策や輸入防遏、國產自給の思想を排擊する一方、社會主義者の產業國有論、並に主義其ものゝ缺點を擧げて居るが、所謂社會政策として國家の爲すべ

き事業が多々あることを說き、勞働者自身の自立的運動の大に起るべきことを勸めて居る、社會政策の方面は特に婦人及少年勞働者を保護すべき工場法や鑛業法の改善、擴張、勞働者の災害を塡補すべき社會保險法の完成、其他社會教育、社會衞生、租稅制度を改善して分配を矯正することを述べて居る、最後に「舊自由主義と異る點」として、保護貿易や產業國有に反對することは舊自由主義に近似して居るが、單に個人が他人又は政府の干涉を免れる自由でなくして國民各人をして其天分を自由に發育し得せしむる自由である、從て「……一般人民の個性を發展せしむる爲めに其經濟生活を安定にすることが必要であるとするならば國家の干涉は決して不可でない、國家が富者の財產及所得に課稅することは當然であり、資本的企業の方法を制限することも亦已むを得ざる所である、併しながら個人の人格を向上せしむる爲めには國家が私的生活の內容にまで干涉してはならぬ……我日本に於ては個人の自主獨立と自律自制の價値が充分に理解されて居ない……」と說いて居る。

所謂新自由主義は斯樣に、企業の保護政策を排し、貿易の自由を利とし、個人の自主獨立を促すと同時に、社會政策には贊同して居るのである、此最後の點が「新」なる文字を冠する所以であるが、無制限の自由や自治を認めず、現在の制度に制限を加ふる必要を說いたのは、先には「ヂェー、エス、ミル」があり、又其後に於ても社會改良主義と呼ばれて居る「ヴレンターノ」や「シヂウイック」などの說があるのである、のみならず「スミス」と雖も、此種の精神は著書の隨所に窺ふことができるのであるから、社會政策を加味した點のみに於て「新自由主義」と呼ぶことは穩當ではあるまいと思ふ。

唯問題は社會政策の程度であつて、若し新自由主義の目的とする所が啻に微溫的の政策に止らず、一般社會政策論者の說の如く、徹底的に「分配問題に大なる變化を生ぜしむる」如きもの、若くは「官僚政府の溫情的施設に終らざらんとする」(新自由主義二四頁)に在れば「ミル」の主張とは稍異るかも知れぬが「ブレンターノ」等の說と著しく異るものではない。併し徹底的社會政策と純粹の自由主義とは相容れ難い點があるから、嘗て某々學者が類似の說を唱へたと否とに拘らず、之を新自由主義と呼ぶこと敢て不可なるにはあらず、社會改良主義に比しては、「自由」に重きを置くの意志と見ることもできるのである、されど個人の自由を重んずることや、所謂社會的立法を喜ぶ(固より手溫しとしては居ても)ことは、社會主義者も亦異ることはない、唯企業の國有を主張する國家社會主義者の如き者もあるが、總ての社會主義者が之を唱へるわけではないのであるから、新自由主義は社會主義を攻擊しながら、餘程似通つた點があるのである。自分は嘗て述べた如く、敢て社會政策的立法に反對する者ではない。蓋し如何なる政體に在つても、一般の弱者、無產者等に對して相當の保護を加へ、富力や獨占を制限すべきことは、恐く政治の理想とする所であるからして、相當の程度に於て斯る政策を行ふことは、固より當然であるからである、隨て社會政策などゝ唱へ

て曩々其必要を説くまでのことはないのである、斯る種類の法制は内外共に種々の形式に於て現はれたことは、宛も資本主義と同様である。然れども猥りに此種類の主義を高調し、弱者を保護することが厚きに過ぐれば、資本家の特權に讓らざる弊を生ずるのであるから、此點に留意することが必要である。

四、集團主義　と假に名附けたのは、英國の「ケーンズ」の如く、大會社や大學の如き半自治團體を以て統制及組織の單位とするもの、卽ち國家內に於ける各種の集團を以て統制の中心とするのであつて、個人主義と國家主義の中間に位すると稱するものである。米國の「ヂェエー、エム、クラーク」の如きも亦此種類に屬する學者であつて、「商業組合、金融機關、勞働組合のやうな準政府的機關が漸次各人を統制してゆく傾向があるから、個人的人格（Individualistic man）の代りに協同的人格（Co-operative man）を發達させてゆかなくてはならぬのであるが、それには協同的組織を發達させ、自然協同的精神や習慣を造り、斯る精神、習慣に依て協同體を完成させるがよい」と述べて居る。「シドニー、ウェッブ」の如きも大體「ケーンズ」の說に贊成して居るのである。

【參考】J. M. Keynes, The End of Laissez-faire; Sidney Webb, The End of Laissez-faire (Economic Journal, September 1926.); J. M. Clark, The Social Control of Business, pp. 270—273.

「ケーンズ」は其著「自由主義の末路」に於て、先づ此主義が信敎の自由並に帝王神權主義に反對した政治上の自由から出發し、十八世紀より十九世紀の初葉時代に於て諸哲學者や經濟學者の手に依りて仕上げられたものであるが、此主義は（一）實際の事實に基かざる不完全なる假定に依存し、（イ）生產單位が消費單位より大なる場合、（ロ）間接費用が存在する場合、（ハ）企業內部の節約が生產過剩を生ずる場合、（ニ）調和作用に要する時期が長い場合、（ホ）無智が智識を覆ふ場合、（ヘ）獨占權や合同が取引の衡平を妨ぐる場合などの複雜な問題は、別個のものとして取扱つて居るのである、（二）自由競爭には悲慘な犧牲を伴ひ、富が必要の少い者へ集められる場合があるから、缺點が少くないが、英國の經濟學者が敎科書中に之を金科玉條として說明したり、之に反對する保護主義や、「マルクス」式社會主義が論理的錯覺（logical fallacy）である爲めと（But Marxian Socialism must always remain a portent to the historians of Opinion-how a doctrine so illogical and so dull could have exercised so powerful and enduring an influence over the minds of men, and, through them, the events of history.）世界大戰中に於ける統一された社會的行動も、浪費氣分の爲めに、好結果を齎さなかつたことや、此主義が所謂實業家の活動に適する爲めに、依然相當の信仰を得て居るのである。

併し（一）經濟的活動に天賦の自由があると云ふことは眞實ではなく、（二）各人が所持し若くは

獲得した者に永久の權利を與へる契約（コムパクト）などは存在せず、(三) 社會は公私の利害が符合するやうに、上から支配せられて居らぬと同時に、下の方に於ても亦左樣に處理されて居らぬ (四) 明智の自利心が常に公益に適する如く行動すると云ふ說は正當な論結ではない、自利心が一般に明智あるものと見ることは誤解であつて、自身の目的を達する爲め、各別に行動する各個人は、往々此目的さへ達するだけの明智と氣力を持たぬのであるし、(五) 個人が社會的單位を組織する場合、常に各別に行動する場合に比し、明智を缺ぐものであると云ふことは、經驗の證明せぬ所である。

自由主義には以上の缺點があるから、國家の爲すべき義務 (Bentham の所謂 Agenda) と、個人に任せて、成るべく干涉せぬを可とする職務 (Non Agenda) とを區別するに當ては、抽象的に決定せず、精密に其利益を考慮すべきである。

以上が「ケーンズ」の自由主義に對する批判であつて、扨こそ半自治體の如き團體を「デモクラシー」の內部に認め、其公益的行動に依りて社會化の目的を達せんことを提唱し、尙ほ「アヂェンダ」の標準として、「個人が既に爲しつゝあるものは之を除き、個人の範圍外に屬するもの、國家が行はなければ、何人も之を爲さゞる如き仕事は、最も重要なる國家的事業である、國家は個人が既に爲しつゝある仕事を行ひ、之を少しく改善し若くは改惡するのでなく、現在に於て全然放任せられて顧みられざる（有益な?）仕事を行ふに在る」其一例として考ふべきことは、經濟上に於ける危

險、不安定並に無智である、是等は現時の經濟的害惡の原因と爲るものであるから、之を除く一策として (一) 統一的機關を設けて通貨及信用の愼重なる統制を行ふこと、並に (二) 實業界に關する資料を大規模に蒐集し、且つ之を散布し、發表する必要のある總ての實業界の事實を完全に公にし、必要があれば法律を設けて公表させてもよろしい。又他の例は貯蓄と放資に關するもので、統一的、指導的制度が必要である、更に第三の例は人口政策であつて、各國は最も便宜なる大さを考慮し、且つ其質質も亦進步させなくてはならぬと云ひ、最後に資本主義には幾多の缺點があるが、能く運營せば其他の制度より一層有效に經濟的目的を達することができると思ふが、現在の如く單に個人の金錢的動機 (Money-motive) のみを養成し、奬勵し、且つ保護するやうな制度には、反對の空氣も少くないのであるから、心理的、道德的方面に注目する必要があると思ふ。

以上「ケーンズ」の所論の梗概を示したのであるが、(一) 自由主義 (個人主義も) が歷史的產物であることは、氏の說の如くであつて、之は他の學者も既に述べて居る所である、例へば獨逸の「ヘルマン、レヴィー」の如きも其一人である (Hermann Levy, Economic Liberalism, ch, I. II. III. & VII) 自分も大體斯樣に考へて居るのであるが、或學說なり主義なりが、宗教的、若くは政治的壓制に反抗する爲めに現はれたことは、其影響が去り、若くは少く爲つた爲めに、其妥當性を失ふものではない、丁度貧窮の苦境に陷つた爲めに、節約主義を是とし、之を採るに至つたことは、

富裕の樂境に至つても、變ることはないのと同樣である、又哲學者が斯樣な說を造り上げたこと、「アダム、スミス」等が之を取入れたことも固より主義の誤謬を立證することにはならぬ、唯私人の利害を追求することが必らずしも社會の利益と爲らぬ場合もあり、人は明智を缺き易きものであることも亦事實であり、其他此主義にも幾多の缺陷があることは、嘗て此主義の反對論中にも述べた如くで、之は從來社會主義者や社會政策學者、若くは保護論者の好んで述べて居る所である、併し複雜なる社會に於て、或る主義を以て統制せんとするときは、利益を生ずると同時に弊害をも釀生するは已むを得ざる所であつて、之は寧ろ人間の性質に缺點があるを爲めと見る方が適當である、保護政策は云ふまでもなく、社會主義社會政策孰れにも缺點はあるのであつて、自由主義は唯比較的利益の多い割合に缺點が少いと云ふのである。而も其缺點は之を矯正し得るものが多いのであることは「ケーンズ」自身も認めて居るのである、而して道德的要素を加へることは、獨逸學者の主張する所であるが、古典學派が從來「經濟人」を假定して說明したのは、推論の便宜からであつて、人間が道德的方面を缺いてよいとするのではない、却て「マルクス」や「エンゲルス」の如き唯物史觀を信ずる者に、心理方面道德方面を閑却したかの觀があるのである。

國家內（民本的國家內）に於ける或る半自治集團には營利觀念が少く、公益を目的とするものであるから、此種の統制單位に依て政治機關を補ふがよいと云ふ說は、想ふに穩和なる社會主義を取入れたものであり、英蘭銀行や大學、倫敦港務局、鐵道其他の公益事業の會社、銀行や保險會社で相當の年月を經て、基礎の確定したものが、株主には最小限度の配當を爲し、經營は出資者と異れる重役等の手に依りて行はれ、其各集團の利益を眼中に置かないわけではないが、公益を主とすると云ふ見地から之を中心とし（或は事務員や、勞働者を株主とする方面を社會化と見て）社會の統制を行はふとするのである、否成るべく斯る方針に依て會社其他の集團を經營させやうと云ふのであらふと思ふ。

併し單に非營利團體を推奬するのであれば、「シドニイ、ウエッブ」の說くが如く、州、郡、區の如き自治團體や、敎區會議及び消費組合をも加へ、更に勞働組合をも加へるがよい、商業會議所や同業組合をも列擧すべきであらふ、然れども是等の團體も亦自利心を主とする各個人より成立する以上、團體に伴ふ弊害を免れざるべく、又他の組織に比し、社會的に有害なる過度の發達や、非理の新陳代謝が少いとは信ぜられぬからして、政府は依然是等集團の監督に力を頒つ必要があることは、是亦「ウエッブ」の說く所の如くである。而して是等の集團中或もの、例へば英蘭銀行や、倫敦港務局、大學の如きもの、或種の公益會社（而も英國の）は公共の利益を主とするかも知れぬ（或程度まで各團體や階級、敎員等の個別的利益を認めることは「ケーンズ」も亦承認して居る）、殊に戰後の不況時に於ては、配當利益や、重役の賞與金は最低限度に減少するであらうと思ふが、假令

鐵道や、電氣の如き公益事業でも、各集團の利益を主とする結果は公益に反すること丶爲り、重役が私腹を肥す虞もあるからして、必ずしも理想的統制單位（the ideal size for the unit of control and organisation）とは爲らぬのみならず、是等の集團が尨大なる財力を有するに至り、其利益を圖ること丶爲れば、資本主義的大弊害を現はし、此期待にも遠ざかること丶爲るわけである。

最後に政府の爲すべき職務の標準は、大體從來自由主義の學者の說く所と大差はない、卽ち成るべく個人に任せよと云ふのであつて、其例の中實業界の實狀を調査せよと云ふことは、從來米國などに於ても行はれて居る說であつて、最も政府の事業に適するのである、其他金融機關や、貯蓄放資、若くは人口問　等に於ても亦異論はないが、是等の手段に依りて、經濟界の害惡たる危險や不安定を除去し得るものと信せば、それは大なる錯覺である。（「ウェップ」は輸出入の統制までも加へよと勸めて居る）要するに「ケーンズ」は自由主義の缺點を指摘し、其末路を諷ひつ丶、尙ほ保護政策を排して、個人や集團の意志を尊重する一方「マルキシズム」を排擊して居るのであるが、政策に依て現在の制度を改善せんとする者であるから、一種の社會改良論者と看做すべきものである。

五、國家主義と國際主義　國家なる有機體の利害を主とする國家主義が發現する方面には、對內的と對外的の區別がある、國家主義が國內の經濟や、文化其他一般の施設に現はる丶場合には、自由主義に對する干涉主義、若くは放任に對する保護主義と爲るのであるが、外國に對するときは、自國の獨立、威嚴を維持し、貿易や海外在留民を保護し、植民地や勢力範圍の利害を確保し、海外放資を安全有利にする政策と爲るのである、「リスト」の意見に據れば、更に進んで國家は自國より劣つて居る未開國の文明を開發し、其剩つた人口と精神的並に物質的資本に依り、植民地を發見し、新國家を造る使命があると云ふのであつて、對外方面が單に現狀維持や既得權の保護に止るとき、卽ち消極的の政策の目的に過ぎない場合には、一般に之を當然として咎めないのであるが、「リスト」の說の如く積極的に未開國に植民地を求めると云ふ如き程度に至るときは、所謂帝國主義（Imperialism）として非難せらるゝのである、而して軍備は自國の獨立を維持するだけでも必要であるが、植民地や海外放資其他在外の利害關係が多いときは、之を增加する必要があり、又積極的政策を採るときは、一層增大しなくてはならぬ、卽ち事實上侵略の目的を以て軍備を擴張することゝ爲り、斯る國に於ては軍閥が其國の政治を左右する傾があるから、之を軍國主義（Militalism）と呼ぶのである、歐洲大戰前の獨逸は其適例と看做されて居り、日本なども亦其一例と目せられて居たのである。

〔參考〕(1) S. B. Harding, The Study of Great War; (2) V. S. Mchathy, The Germany of Asia.

凡そ國家が國內に於て農工商、鑛山、山林、漁業、運輸交通、其他各種の事業の發達を圖り、學術技藝を奬勵し、司法警察の制度を完全にして國民の安寧を維持し、以て一般國民の福利を增進す

るの策を採るは、固より當然であつて、唯經濟上に於ては保護干渉に過ぐるを不可とするのであるが、一國は世界に於て孤立するものにあらず、自國以外に種々の國家ありて、中には野心を抱藏して領土の擴張を圖り、或は往時の雪辱を考慮し、其割讓地の恢復を圖るが如きものもあるのであるから、單に自國の獨立を維持する目的のみでも、相當の軍備を調へて置く必要があるのである、而して各國貿易を營み、有無相通ずるを利益として居る以上、輸出入共に便宜を圖らんとするのも當然であつて、比較的領域の狹い國が食料品の供給を有利にし、製造品の販路を擴張し、人口過剩なるときは、其移住先を求めんとするのは尤千萬である、隨て對内政策に現はれる國家主義は固より對外政策に現はれる國家主義と雖も、大部分は、現在の國際事情に於ては之を容認しなければならぬと思ふ、所謂帝國主義には（一）軍事上の方面、即ち將來の作戰上若くは領土擴張の欲望（二）經濟上の方面、即ち食料品や、原料品の供給と製品の販路を求むる爲め、勢力範圍か又は植民地を獲得すること（三）宗教上の方面即ち宗教の傳播又は教育の普及に依りて未開の國民を開發させる目的など種々ある（四）其他政治家や軍人の名譽慾、國民の領土慾なども其要素であるが、（又は）は單に表面上の口實であつて、若し宗教教育の感化を及ぼすとすれば、それは人心收攬の目的か、或は生活程度を昂上させて、消費力を增加させる手段である、歐羅巴の或國々が「白人の義務」（Whiteman's burden）として之を高調するが、それは宗教家の一部が斯く考へるに止るのである。

帝國主義は斯の如き目的を有し、之が爲め軍備を擴張し、往々干戈を交ふるも辭せずとするのである、英帝國の如きは本國と植民地の經濟的、並に政治的連結を鞏固にするのが目的であつたが、獨、佛、米の如きは領土若くは勢力範圍の獲得を目的としたのである、即ち平和論者や、社會主義者などから非難を受ける所以であるが、本國の領土や植民地又は勢力範圍を維持する程度までは之を許容すべきで、貿易や海運の奬勵も亦之を認めなければならぬ、唯故なく干戈を動して他國の領土を蠶食せんとするが如き行動は、現今に在つては之を避くべきものであつて、又過去の事實に徵しても、今後有利なる植民地を得ることは困難である。現に歐羅巴諸國が領有して居る亞弗利加の各植民地の如きも、原料品や食料品の供給地、若くは商品の販路としては極めて貧弱であり、又移住せんとしても不適當であることは、我朝鮮に似たものである。

國家主義（Nationalism）は斯の如く大體に於て正しいものであつて、之に依て國利民福を增進させ、文化の發達に貢獻することができるのであるが、此主義を極端に行はんとすること、戰前の獨、佛、伊、露の如くであるときは、目から他國と利害の衝突を來し、常に不安を感ずる結果は競て軍備を擴張し、常に好戰氣分を鼓吹する爲め、遂に戰爭の慘禍を招く弊害があるのである、即ち國際主義（Internationalism）を唱へ、國家の權利を制限せんとする者がある所以である。

國際主義は世界各國が聯合して種々の仕事を行ふと同時に、各自の主權を制限して協同を保ち、

各國の利害の衝突を平和的に解決せんことを目的とするものであつて、隨て各國を衡平に待遇し、特殊の國々のみに特惠を附與することを避け、通商は成るべく自由にしやうとするのである、嘗て述べた國際聯盟は卽ち斯樣な目的で生れたものであるが、世界を打して一丸とするものではない、卽ち Super-state を造り、世界合衆國と爲つて主權を之に委し、其支配の下に立つわけではない、各種の事項に關して時々世界的會合を開催し、それ〴〵條約を締結し、各國は其義務を守る外、紛爭が起つた場合には、仲裁又は裁判に附することゝするのである。

國際的協調は大戰後に至つて始めて現はれたものではなく、各國は從來經濟、政治、統計、學術各方面に互つて、一般的若くは部分的の條約を締結し、中には常設の事務所を設けて、聯絡と統一を圖つて居たのである、P. A. Reinsch の話に依ると、此種の國際的同盟は四十五に及び、此中三十は行政的事務局と委員を設け居ると云ふことである、例へば「メートル」、郵便、電信、海底電信、「ラディオ」、工業所有權、貨幣、版權、統計、砂糖、阿片、關稅等に關する同盟や、汎米同盟、中米同盟、海牙裁判所、中米裁判所、勞働者の同盟の類であつて、其他國際的の「カルテル」「トラスト」國際商業會議所なども亦國際的協同の例である、而して歐洲大戰中から、一方に於て著しく敵愾氣分を昂進させると同時に、聯合側の如きは各國協同の精神を養ふ結果と爲り、戰後は戰爭の慘禍に惱む爲め、一層斯樣な氣分が濃厚と爲り、扨こそ國際聯盟も生れ、又生長しつゝあるわけである、

要するに運輸交通の便が發達し、各國相互に接近し、貿易、海運、鐵道、金融、保險の如き經濟的現象は固より學術、宗教、思想、藝術、運動競技の如きものに至るまで、漸次聯絡し同化する時代と爲つた爲め、益協同の利益を感ずるに至つたわけであつて、宛も十九世紀前半に於て鐵道の普及が國家主義を煽つた如く、交通の進步は國際主義を强むることゝ爲つたのである。唯將來政治的に重要な利害の衝突が而も大國間に起つた場合、尙ほ能く國家主義を抑壓して、國際主義に依存し得るや否や、それが頗る疑問であることは、旣に國際聯盟の部に於て述べた如くである。

第二編　對內商業政策

第一章　對內商業政策と對外商業政策

第一節　內國商業干渉の沿革

一、我邦の現狀と沿革　內國商業は現今各國共に、大體上自由であつて、特別の必要ある場合の外、干渉を加へぬのであるが、往時は我邦に於ても、亦歐米諸國に於ても、種々の制限を加へたので、支那などには、現在に於ても尙ほ國內關稅の如き、不便な制度が存在して居るのである。歐洲大戰中に於ても、英國の如き自由主義の國すら鐵道、海運を管理し、輸出入を制限し、炭鑛を官營とし、軍事上必要なる物の生產に對する供給を裕にし、重要原料品及食料品の一般的供給を制限し、其市價を公定するが如き、著しい干渉を加へたのである、是等は固より戰時に處する非常手段ではあるが、其影響は今尙ほ存在して居るのである。

現今各國共に營業の自由（Freedom of trade）を認め、誰でも自由に、如何なる商業に從事することもできるのであるが、公益、公安の必要や個人保護の上から、尙ほ多少の制限を加へて居る。尤も今は昔のやうな窮屈な制限はないのである。現今我邦でも商人たる資格に關しては、例へば官吏

（本屬長官の許可ある場合の外）、軍人、敎誨師、若くは辯護士などは商業を營むことができぬし、取引所の取引員と爲るには、一定の資格を要し、鐵道業、保險業、貯蓄銀行などは個人ではできぬ、又未成年者、妻、禁治產者、準禁治產者の如き、所謂無能力者は相當の手續を經なければ商業を營むことができず、其他營業の種類に依りては、全く禁止され、或は免許若くは特許を受けなければならぬものもある。（一）煙草、鹽、樟腦の如き政府の專賣事業、風俗公安に有害な物品の賣買（二）銃砲商、藥種商、賣藥營業、度量衡器の販賣、古物商、質屋、牛乳又は淸凉飲料水の營業者（三）銀行業、信託業、保險業、保稅倉庫業などが卽ち其例である。

併し昔は商人の數を制限したり、平時に於て物價を公定したり、商品販賣の期間を强制したり、國內關稅を賦課したり、種々不便な制度が存在し、商業の自由を束縛した例が、內外共に少くなかつたのである。例へば我邦に於て足利氏の時代に、將軍より令を下し、各地の守護、竝に神社佛閣、各其所領の地に座を置き、重要商品の專賣を許すと同時に諸役を課し、他の競爭を許さず、座外の者の商業を營むを脇賣又は振賣と稱して之を嚴禁したのであつたが、此制度は德川時代にも及び、之を商業の株式と稱へ、元祿七年江戶に興つた塗物店組、藥種店組、綿店組、酒店組など所謂十組問屋なるものは、其有名なるものであつた。此外質屋、古着屋、古道具屋など所謂八品商人の組合もあつて、仲間以外の者の同業を營むことを制限したのである。又物價に就ても古來估價法と云ふ規則で、之を公定したことがあつたが、德川幕府時代に於ても、當時經濟の基礎であつた米穀に就ては、種々の政策を試み、間接的政策としては、或は買上、買置奬勵、米商に對する官金の融通、米穀投機取引の公許、米問屋株式の認許などに依て、其下落を防ぎ、或は官米賣拂、諸侯及び町人の買置米賣出命令に依り、又は酒の釀造高制限に依つて其暴騰を抑止せんとしたのであつたが、又時に直接に米價其ものを制限したこともあつた。例へば明曆三年江戶大火の後、市內の米價を一兩に七斗より高く賣るべからずと定め、又享保年間には、江戶、大阪共に諸國の拂米を、一定代價以上に買請くべき旨を命令した如くである。此外質素儉約を奬勵する趣旨にて、諸工藝品の製造に檢束を加へ、往々其販賣を禁じたこともあるし、又白絲割符商人などに、生絲其他の輸入品の專賣を許した例もあつた。

ニ、外國の沿革　外國でも古來法律で商品の賣買又は物價を制限した例は少くない。例へば紀元前四百年頃「アテネ」に於て穀價政策として其輸入を禁じた如き、或は紀元三百一年羅馬帝國に於て、諸物價竝に賃銀の騰貴を抑止し、其投機的擾亂を防ぐ爲め、あらゆる消費貨物の價格及び、賃銀の最高限度を定めた價格表を公布したことがある。又中世歐羅巴の商業都市に於ても、市民の利益の爲め、物價表や賃銀表を定め、市民以外の者に課稅して市立市場、露店、商店、貨物檢查所、公秤所を設け、都市の郊外一定の範圍を限り、特種の手工業竝に商業を營むことを禁じたことがある

し、更に都市は外國人の意思及び利益に反して、之を誘ひ且つ滯在させる爲め、開市權や强制通路の制度を設けたことがある。卽ち（一）或る都市に於ては必らず商品を積替へ、其市民の船舶業組合に屬する舶車を以て轉送すること。（二）商品停止權を有する市に入りたる外國商人は、一定の期間內に必らず其市內に滯在して商品を賣り、其賣殘品のみを携へて退去すること。（三）市民以外の者は市民に先じて外國商人より商品を買取ることを得ざる旨を定めたので、外國行商などは、自然是等の特權を有する都市を避けることに爲るから、國王の通路を設け、之を通過しなければ、商業上の他の要地に到ることができぬやうにし、國王は之を利用して、通過の商品や商人に對し關稅や通行稅を課したのである。又「エリザベス」女王の時代に於ける英國は、財政上の理由から、多くの專賣權を個人や團體に附與し、之に對する特許料を收めたのであるが、當時の重要商品であつた鐵、鋼、獸皮を始め、乾葡萄、燒酎、「カルタ」の如き貨物すら皆專賣品と爲り、又一方外國貿易上の特許會社も少くなかつたのである。此外內外共に國內の或境界を通過する每に、若干の賦課金を課する所謂國內關稅の制度は、到る所に設けられ、國內の交通を妨げ、商業の發達を害することが少くなかつたのであるが、就中佛蘭西の如きは、其最も著しきものであつた。例へば十四世紀の頃「ロアール」の沿岸「ローン」より「ナント」に至る間に、七十四箇所の內地稅關があり、「ガロン」河岸に七十箇所もあり、十七世紀に至つて、瑞西に近い「バーシー」より巴里まで葡萄酒を運送する途中、十五回內地關稅を支拂ふと云ふ有樣であつたので、名相「コルベアー」が是等を一掃したのが、一六六四年と同七年の條例に依つたのであつた。

以上の如き種々の干涉の中、機宜に應ずる物價政策の如き、現今と雖も尙ほ必要を認める有益のものもないではないが、多くは有害無益の制限や特典であり、其弊害も亦少くなかつたので、各國共に之を除き、現今は一般に內國商業を自由にすることゝ爲つたのである。

第二節　對內商業政策の特徵

凡そ經濟上の自由放任策に種々の利害を伴ふことは、嘗て述べた如くであるが、十七八世紀頃重商主義が熾んに行はれ、外國貿易には幾多の拘束や特典を與へて居つた頃から、內國商業だけは自由にするがよいと云ふ說が行はれ、現今と雖も對外商業政策に就ては、或は自由貿易を主張し、或は保護關稅を說き、常に論爭が絕へないにも拘らず、內國商業に對しては、一齊に自由放任に贊成し、之に反對する者の少いのは、抑も如何なる理由に因るのであるか。固より從來「カルテル」や「トラスト」に對する制限の必要を唱へた者は少くないし、又大戰後物價の暴騰に伴ひ、小賣や卸賣の商人を攻擊して、販賣組織の改造を唱へ、米穀や砂糖の專賣を主張し、取引所の改良を叫び、英國などでは炭鑛、運輸業の國營を主張する者もあつて、對內商業政策の方針も稍色彩を異にして

來たのであるが、是等社會主義的の政策は別問題として、大體上依然自由主義であつた、從來の如く商人の種類や數を制限したり、國內關稅を賦課したりすることを可とする論者は殆んどないのである、今其理由を見るに、嘗て述べた經濟上の自由を重んずる利益の外、別に次の諸點がある。

（一）國家は一國統治權の主體であつて、經濟上に於ても全體の利害關係を調和させ得る地位に在るのであるから、國內各地方に對し、又各種の職業階級に對し、比較的公平の處置を採ることができるのであるが、國際間に於ては、各國自國の利益を主とし、若し他國の利益を圖れば、其利益を圖ること自身が、自國の利益と爲る場合か、又は强國の威壓に依り已むを得ず、之に利益を與ふるのであるから、對外商業政策は他國に對し自國の利益を中心として考へ、他國の利害は、更に反響を受くる場合の外、之を考慮せぬでもよいが、對內商業政策に在つては、其影響を蒙る國民全體の利害を打算せねばならぬ。而して國家の或る政策の爲め、一地方又は一階級の或る種類の利益が減少することがあつても、何等か他の方法を以て補ひ得ることができるし、若し又補ひ得ぬにしても、之が爲め他の地方や職業で、國家の大計上一層緊要な種類のものが興るものとすれば、一部の者に犧牲を支拂はしても、結局は國民全體の利益に爲るので、隨て自由放任主義を採り、特權を除き交通を自由にしても、利益こそあれ、弊害は少いのであるが、外國貿易上に於ては之に異り、若し先進國の商品を自由に輸入させたならば、興るべき事業も興らず、一旦始められた事業は、之が爲め倒壞せらるゝことになるのである。自由放任の結果は最も適當なる者が事業を行ふことになり、一國の資本勞力を最も有效に使用させることに爲るから、國內に於ては此主義を採り、之が爲め偶一部の者が損失を受けても已むを得ぬし、自由競爭の結果倒るゝ者は、畢竟不適當な者又は地方であるから、是等の者は更に他に適當な仕事を求めればよい。國內に於ては資本勞力の移動が比較的自由であるから、移動の際の損失も亦少くて濟むのである。併し外國品の自由競爭に因り、一國の重要產業が倒された場合には、再び起つことができぬ爲め、永久海外の供給を仰がなくてはならぬし、又貿易品の生產は多く大規模で、之に從事する事業家も亦勞働者も少くないのであるから、假令他の事業に移るにしても、困難が少くないのである。

（二）又貨幣の側から觀るも、國內に於ては各地方間に於ける移出入の過不足が、一時一地方の通貨の多寡に增減を生ずるも、一國全體の通貨には影響がないから、一般物價には波及せず、假令或る地方が一時不景氣と爲つても、一國全體には大して影響せぬのであるが、一國の重要產業が衰へ、之が爲め輸出が減少し輸入が增加して、正貨が流出することゝ爲れば、物價の低落に伴ふ一般の不景氣を來し、物價の低落は再び輸出の增殖を生ずるものとしても、此間の沈滯は或る種の事業を倒して恢復し難い損失を釀す虞がある。故に內國商業は自由にしても、外國貿易は自由にすることができぬと云ふのである。

（三）農工商共に傭主即ち事業經營者と被傭者即ち勞働者（廣義の）との協力に依つて成立つことは同樣であるが、商業は工業に於けるが如く多數の筋肉勞働者を使用するものではない。百貨店や大會社では、隨分多數の者を使用し、此中には固より筋肉勞働者に近い者があつて、僅少の生活賃銀しか與へられて居らぬ場合も少くないが、多數は低い地位から漸次中層上層の階級に進み得る途が開けて居るのであるから、個人的關係も保持され、工業勞働者の如く、全然別個の階級を成し、終生僅少の賃銀しか與へられぬ者とは大に趣を異にして居るので、自然資本對勞働の如き問題も起らず、また多少商業勞働者の問題はあつたにしても、工業に於ける如き程度には至らぬのであるから、此方面から、工業に對する如く干渉を行ふ必要はないのである。畢竟商業に於ける使用人は工業勞働者の樣に、低く且つ弱い者でなく、全體の數も少くして、自然雇主に對抗する力も强く、比較的自由であるのに、事業經營上から觀ると、必要な割合に給料手當の總金額は多くないので、增俸等も困難が少いのであるが、工業勞働者は生產費の重要なる部分を占め、其人數も多數であるから、傭主は容易に賃銀や時間を增減し得ぬ事情もあり、旁々弱者たる勞働者の生活は、政府の力に依つて引上ぐべく干渉する必要がある爲めである。農業勞働者は小作人か、又は家事手傳人夫の如きものが多いから、是れ亦都會の工業勞働者の樣な問題は起らぬ筈である。尙ほ商業が工業や農業に比して一層自由を要求する所以は、啻に資本對勞働の問題が異る爲めのみでなく、商業の性質が元來各人、各地、各國の間に立つて、貨物の移轉を媒介する活動的のものであるに、工業もまた農業も比較的定着的の性質を有する爲めである。

以上の諸說を考察するに（一）（二）は保護貿易說を主張する必要から出た議論で、（三）は「勞働問題に觸れることが少いから商業は放任でよい」と云ふのであるが、是等は孰れも議論の餘地の存するものであるから、後章に於て述べることにするが、元來對內商業政策も、又對外政策も商業が內に行はるゝと外に跨るとを問はず、歸する所は國家が之に對し如何なる手段を採れば、其國の商業を發展させ、それが他の產業並に國民經濟全體に對し有利な結果を齎すか、其手段を研究するものであつて、其國の利益を本位とすることは、兩者とも異る所はない。唯對內商政は國內の物や人や取引やに對する政策で、之を行ふ範圍が其一國內に限り、其の直接の影響も亦隨て國內に限るのであるが、對外商政は主として外國貿易に關し、其及ぶ範圍が諸外國に亘るので、考量の條件が著しく廣い點が異るのである。卽ち對外商政は、其國の貿易政策が、貿易其ものに影響する外、如何に國內の諸產業に影響し、金融に及び、物價に及び、各階級の生活に及ぶやを考察すると同時に、外交、軍事、移民、交通の諸問題も、亦併せて其交涉する所を考へなくてはならぬ。固より對內商政の間接の影響は對外貿易にも現はれ、兩者共に相互に反映するものではあるが、兩者の間には如上の相違あることを認めなければならぬ。但し孰れを重しとするやは、米國、加奈陀、支那、濠洲、

露西亞の如き自給の餘裕多き國と、白耳義、和蘭又は日本、英國の如き、國內の富源の乏しき國とは、自から異る所がなくてはならぬ。

第三節　對內商業政策の範圍

一、範圍の廣狹　對內商業政策として如何なる事項を說くべきであるか、學者の見る所に依りて廣狹區々で、主として純粹の商業に關する事項を說く者もあれば、又銀行の如き補助的商業を加へた者もある。「グルンツェル」(Grunzel)の「商業政策」は第二章より第七章までを對內商業政策に宛て、(一)商業經營の形態（卸賣商業と小賣商業、倉庫、消費組合、巡廻商業）(二)市場及取引所(三)競爭の法制（警察上の取締、商標保護、不正競爭の取締）(四)商業上の聯合（會社、聯合）(五)商業教育（六）商業界に於ける社會問題に分ち、「フィリッポヴィッチ」(Philippovich)は其「經濟政策」第四篇「內國商業の組織及政策」を第一部小賣商業（商業の性質、種類、發達、效用、小賣商業政策）第二部銀行、第三部取引所の三部に分つて居るし、「レキシス」(Lexis)は其著「商業經濟」中內國政策の部で、商業の自由、國內の交通、國內關稅、商業の自由及制限の得失、取締を要する商業の種類、行商、市商、取引所、穀物商、衞生及營業に關する取締、商業の奬勵（商法、商業會議所、商事裁判所、商業統計、商業學校）等を說いて居る。如何なる項目を提へて論ずべきやは、人々の意見に依るので、其是非を定めることはできぬが、成るべく純商業に直接に、關係ある事項を說明するのが、便宜であらうと思ふ。

二、本編の要項　自分は前記諸學者の分類を參酌して、對內商業政策には、本來は次の諸項目を說てくべきであらうと思ふ。

(一)對商人政策　は個人、組合、會社、「トラスト」『カルテル』、行商、商業使用人、商工會議所などに對する政策を含む。

(二)對商品政策　は毒物、危險物、贓品、食料品、飮料品の取締、專賣制度（私人と政府）、工業所有權、粗製濫造の取締、不正競爭の取締、度量衡等を含む。

(三)對賣買政策　は卸賣、小賣、問屋及仲買人の取引、競賣、公設市場、產業組合、市場、取引所、市價の公定、產業國營、廣告などを含む。

(四)商業信用並に通貨政策

(五)商業課稅制度　は超過利得稅、所得稅、營業收益稅、取引所營業稅、印紙稅、登錄稅等を含む。

(六)補助商業政策　倉庫、銀行、信託、鐵道、海運、保險等に對する政策。

(七)商業教育制度

併し上記の中重なるものは(一)(二)(三)及(七)で、其他は各專門書の中にあるものであるから、本書

は主として是等を說き、而も是等の中で比較的重要で、現時の問題とすべきものを論ずる考へである。

第二章　對商人政策

第一節　個人と組合

一、個人商人　現今に於ては、內外共に組合組織や會社組織で商業を營む者が頗る多く、殊に會社なる企業形態は、經濟界の總ての方面に於て嶄然頭角を現はし、往々會社だけが仕事をして居るやうに見へる場合もあるが、是は主として、工業、鑛山業、海運業、保險業、銀行業、倉庫業などのやうな補助的商業の方面であつて、純粹の商業、卽ち小賣業、問屋業、仲買業、外國貿易業などは、今尙ほ大部分は個人的經營に屬するのである。百貨店の會社や外國貿易會社は少くないが、是等も實は會社の假面を被れる個人的のものが少くない、今後と雖も純商業の大部分は、個人若くは之に準ずる者に依つて行はれるのであらうと思ふ。隨て對個人商人政策は重要の程度に於て、會社や組合に讓らないのであるが、之に對しては、積極的に保護を與へる事項は割合に少いので、多くは單に消極的に營業の種類や、能力に就て制限を加へて居るのである。併し昔のやうに酒屋や紙屋の數を制限して、重要商品の專賣を許し、脇賣振賣を禁じたやうなことはなく、營業は大體上、「自由」を原則として居るのであるから、此點はよほど樂である。尤も煙草や鹽のやうな政府の專賣品、私人の特許を受けたものゝ賣買、取引所の取引員（人數の制限を許してある）の如きは、唯でも任意に營むと云ふことはできぬのである。其他前に述べた如く、官吏、軍人、敎誨師若くは辯護士などは商業を營むことができず、或種の犯罪を犯した者や、破產者の如きは、取引所の取引員と爲ることを得ず、外國人は取引所の取引員や、日本銀行又は正金銀行などの株主と爲ることを得ず、鐵道業、保險業、銀行業、信託業などは、個人では許さないと云ふやうな制限はある。又未成年者、妻、禁治產者、準禁治產者のやうな、所謂無能力者も、相當の手續を經なければ、商業を營むことはできぬのである。

個人營業は普通、會社の如く大規模の事業や、永遠に亘る事業、危險の多い事業には適しないが、獨裁事を決することが出來るから、事務を敏活に處理するに適し、自己單獨の利害に歸する爲め、自然業務に熱心と爲る特徵がある。隨て營業上種々の工夫を凝らし、發明や改良を促し、又使用人との關係も對人的の親しみがある、任免、賞罰も公平に行はれ、能率も概して增加させる事ができる。會社就中大會社は恰も官廳の如く、兎角不經濟に陷り易いが、個人や組合は無用の失費を省き、一般に經濟的に經營し得る利益がある。是故に近世の經濟組織に於て、會社殊に株式會社が如何に或方面に重要なる貢獻を爲し得るものとしても、個人經營も亦忽諸に附することは出來ぬのである。之に就ての一問題は其責任の點である。會社には株式會社の如き純然たる有限責任のものがあり

組合でも産業組合などには有限責任のものがあるが、個人には絶對に之を許さない。隨て如何なる場合に於ても、其財産を以て債務の支拂に供し、若し自己の資産を以て辨濟に充てることができぬときは、破産の宣告をも甘受しなくてはならぬ。是は德義上固より當然であつて、之が爲に營業者をして萬遺算なきを期し、勉勵も節約も促さしめる事に爲るから、經濟上に於ても惡いとは云へぬのであるが、營業には全く豫想外の危險が起るものであるから、如何に堅實に經營しても、倒産を免れ得ぬことがある。斯る場合に於ても、一家の最少生活費すら支出し能はざるやうに追窮するのは、少しく慘酷に過ぎはせぬかと思はれる。此點を考へると、近頃或學者の提案した如く、或る程度の生活費に充つる資産だけを控除した殘額を以て負債の支拂に充てるか、又は個人の有限責任を認めたらどふかと思ふ。卽ち個人が自己の總資産の中の或る部分を割いて一の營業に充て、之を公告し、且つ場合に依り其營業上の財産目錄などを公表せしめるのである。我邦では近時個人や組合的の經營者が株式會社の有限責任と、其所得稅の低率（大正九年の改正前までは七分五厘の比例稅であつた）とを利用せんが爲め、形式を株式會社に改めた者が頗る多く、事實上個人や營利組合の有限責任を認めるのと、同一の結果に爲つて居るのであるから、寧ろ最初から個人の有限責任を認める方がよいと思ふ。現今の狀態では比較的大資本を有する者が、個人の有限責任を利用し、普通商人の如きは、資本乏しく事業の規模が小さい爲め、其便益に浴することができぬ結果に爲つて居るのであるから、今俄に個人の有限責任を認めないにしても、少くとも英國の私會社か、獨逸の有限責任會社の如きものを認める方がよいのである（次章參照）。

二、組合　には私的組合もあれば公共組合もある。普通の營利組合や產業組合などは私的のもので、水利組合とか、耕地整理組合、森林組合、漁業組合、重要物產同業組合、輸出組合、重要輸出品工業組合などは公共的のものである。此中商業に關係のあるものは、普通の營利組合と、產業組合並に重要物產同業組合、輸出組合などであるが、產業組合は後節に讓り、こゝでは其他に就て述べるであらう。

組合は二人以上の者が出資をして共同の事業を營む場合に組織されるもので、大體は民法に依て規定されて居るから、之に依るべきで、唯匿名組合に就てのみ商法に特別の規定がある。組合組織の商店は我邦には比較的少いやうであるが、個人の資力、信用では少しく不足で、さればとて會社組織にするほどでもない事業、兄弟や親戚間の事業、敏活に處理することを要する事業には、最も適當な組織であるから、成るべく其設立を奬勵するがよい。隨て民法に通則を設け、商法に僅に八個條を掲げる如くせず、商業上の慣習を參酌し、商法に於て更に詳細の規定を設けてはどうであらうかと思ふ。此點は英國の組合法などに倣ふべき點が頗る多いのである。

重要物產同業組合は米穀、織物、紙、陶磁器、蠶絲、花莚、漆器、燐寸、肥料など、重要物產の

生産、製造又は販賣に關する營業者、及び之と密接の關係を有する者から成立つ公共組合で、郡市以上府縣以内を一區域とし、同業者三分の二以上の同意があれば組織することができるが、其氣脈を通ずる爲め聯合會を造ることができる。組合、聯合會共に法人であつて、其目的は組合員が協同一致して營業上の弊害を矯正し、利益を增進させるのにあるが、又行政官廳の諮問に應じ、自ら意見があるときは、之を建議することができる。元來輸出重要品の生産販賣上に便宜を與へる爲めに制定されたもので、商品の檢査を行はしむる爲め、特に檢査員に關する規程を設け、場合に依つて商工大臣自ら之を任免することなどできるなどゝしてあるが、此檢査は充分效を奏することができないので、重要輸出品に對しては、別に檢査規則を設け、之に依て粗製濫造を防ぐことゝして居るのである。尤も其他に於て、不正の組合員に制裁を加へ、實業教育を奬勵し、荷造法を一定し、市價を調和し、組合員間の紛議を仲裁するなど、其功績も亦尠くないのである。但し一方に於て市價の低落を妨げる弊害がないではない。

輸出組合は輸出組合法（大正十四年三月二十八日公布、昭和六年四月改正）に依て設立せらるゝ有限責任の特種法人であつて、工業組合（昭和六年四月改正）と共に、中小の商工業者の爲めに、輸出に便宜を與へる目的で、其設立を奬勵し、保護したものである。其組織は產業組合に準じ、出資口數を五十圓以下とし、組合員には原則として一個の議決權を有せしめ（新組合員の加入を拒むことはできぬ）所得稅及營業收益稅を免除し、最近日本興業、勸銀、農工等の特種銀行を通じて、低利資金の融通にも便宜を與へて居る。其商品は各種の織物及其製品、綿絲、莫大小、時計、陶磁器、琺瑯鐵器、硝子製品、セルロイド製品、燐寸、ゴム製品、紙、化粧品、染料、塗料及工業藥品、漆器、眞田、玩具、鈕、刷子、洋傘、帽子、革及製品、木竹類製品、扇子及團扇、文房具、花莚及敷物、水產物、干物、鑵詰及罐詰食物、果實、百合根、除蟲菊及同製品である。而して輸出組合は（一）同一商品の輸出商か（二）又は同一販賣先に輸出する輸出商より成り、輸出貿易の振興を圖る爲め、共同の施設を爲す爲めであつて、次の四種の事業を行ふことができるのである。

一、組合員の取扱商品の委託輸出、輸出の斡旋、保管、選別、包裝、荷造其の他組合員の營業に關する共同施設

二、組合員の取扱商品の檢査、其の他必要なる取締又は事業經營に關する制限（但し事業經營に對する制限を行ふ場合には、規程を定め、商工大臣の認可を要す）

三、海外市場の調査、新販路の開拓、其の他組合の目的を達するに必要なる施設

四、組合員の取扱商品の買取輸出、組合に對し其の營業に必要なる資金の貸付又は組合員の貯金の受入を併せ行ふこと

右の如く共同輸出、商品の檢査と取締、營業上の聯合、販路開拓、信用組合的業務を目的とする

のであるが、檢査を行ふ組合では、商工大臣の認可を受けた檢査員を置かなくてはならぬのである。からして、製品の濫造をも防がんとするのである。海外派遣の旅商も此種の組合より選出させ、之に對して補助金を交付して居るのである。而して同一種類の重要輸出品の輸出を業とする者を以て設立した輸出組合（又は其の組合員）は其の營業に關する重要物産同業組合法に依る同業組合に加入せず、又は之より脫退することができる。輸出組合聯合會は所屬の輸出組合及輸出組合聯合會の共同の目的を達する目的で設立することができる。是も亦法人である。

工業組合は、工業の改良發達を圖る爲め共同の施設を行ふのが目的で、製品の檢査の外、原料や設備の檢査、其他必要なる取締や事業經營の制限、共同設備、營業上の指導研究等を行ふことができる。其の組織や特權は輸出組合と同樣で（工業組合は保證責任とすることができる）商品も亦大同小異で（少し少いが）唯時計や金屬製品が加つて居る。其共同設備に對しては補助金（三箇年三十萬圓）を交付し、尙ほ最近（昭和三年の春）輸出組合と同樣、特銀を通じて低利資金を融通する途を開いてゐる。

商工省では昭和三年是等三種の組合法を打つて一丸とした「商工組合法」を制定する案を立てたが、何故か立消と爲つた。而して昭和六年四月重要輸出品工業組合法を改正して、工業組合法として內地向の重要工業品をも含ませること、爲つたが、第九條に於て重要輸出品の工業組合だけが重要物產同業組合法に依る同業組合を脫退し得ること、爲り、內地向製品の工業組合を造れば双方に加盟すること、爲り、其結果新に工業組合を造る者が少くなるであらう。

中小の小商工業者が組合を組織し、集團の力に依て大資本家に對抗することは、渠等自身が生くる途であるのみでなく、又國家社會の爲めにも爲るのであるからして、前記の如き組合法を制定し、之を促進し、助長する政策は我邦の如き、協同精神の少い國民に對しては固より有效である。併し本來は當業者が自發的に設立し、自主的に經營すべきものであつて、法規は單に其共同的活動を助くるだけでよい。之は大正十四年兩種の組合法を制定する當時、當局者の述べた所であるが、爾來此種の組合の設立甚少く、僅に二十數種に止り、（昭和元年には工業組合二十二、其聯合會一、輸出組合三であつた）唯對露輸出組合だけが見るべき成績を擧げて居ると云ふ狀態であつたのみならず、工業組合の如きは各種補助金の設定、增額、資金の融通、輸出信用保證等を要求するのであつたが、政府は低資融通の途を開き、進んで信用保證の制度をも起さんとすると云ふことである。併し、金融の便を與へる程度までの助成はよいとして、補助金の增加や、信用保證などをも與へるのは、助成の程度を超へるもので、殊に後者の如きは戰後非常時に行ふべき手段であつて、平時に用ふべきものではないのみならず、英國の例を見ても效果は少いのである。旅商に對して補助金を出すことなども亦同樣である。

第二節　會　社

一、會社の種類　我邦の會社は始め合名、合資及び株式の三種であつたが、明治三十二年商法改正の際、株式合資會社を加へて四種類としたのである。合名會社は全部無限責任社員から成立つもので、其代表、業務の執行とも特に或者に委託しない限りは、全社員が其權利を有するのである。合資會社は無限責仕社員と有限責任社員とより成り、業務の執行代表共に、特に定疑などで定めない限り、無限責任社員が之に當るので、つまり匿名組合を法人にした様なもので、英國の有限責任組合（Limited partnership）（一九〇七年制定）に類して居る。明治二十六年の商法では、合資會社は原則として有限責任のものと爲つて居て、之が爲め現在まで在續して居る有限責任の合資會社もあるのであるが、三十二年に之を改め、前記のやうにしたのである。併し現今に於ても無限責任社員は一人でもよいし、其當時も業務擔當社員は多く定款で無限責任として置いたのであるから、事實上は大差は無いが、主義としては全く改めたわけである。株式會社は資本を一定平等の株式に分ち、之を所有する株主は、株金額を限度として負債支拂の責任を負ふものであるから、純然たる有限責任の會社である。殊に合名、合資の社員が、他の社員の同意を得なければ其資格を讓渡することができないのと異り（合資會社の有限責任社員は無限責任社員の承諾を要す）、株式は賣買、質入共に自由であるから、廣く出資者を集め、大企業を行ふに便利であるが、之が其長所であると同時に、亦其缺點も之から生れるのである。株式合資會社は無限責任社員と株主とより成り、つまり合資會社に於ける有限責任社員の出資を株式にし、其讓渡を自由にしたやうなものである。現今我邦の會社は上記の四種類であるが、株式合資會社は極めて少數であるから之を廢止せよと云ふ議論もある。此會社は元來合資會社へ株式會社の長所を加味したもので、理論上便利であるから、設立されそふなものであるが、合資會社の有限責任社員の代りに株主を加へ、重要事項に就て其總會の議決を要することは、業務擔當社員たる無限責任社員には不便であり、有限責任社員に對する如き對人關係も失はれる一方に、若し廣く株式發行に依て資本を集める必要があれば、寧ろ純然たる株式會社にする方がよいのであるから、實際には其數が甚少いのである。一つは習慣もあるであらうが、必要のないものを條文に加へて置く理由もないのである。宛も倉庫の證券に「預證券及び質入證券の二枚か、倉荷證券か孰れでもよい」と云ふ規定があり、又二枚主義を本則として居りながら、實際社會では、殆んど一枚の倉荷證券のみを使用して二枚證券の規定は空文と爲つて居るのと同樣である。是等のものは學者が研究する必要はあつても、法典に入れて置く理由はないので、徒に法典を複雜にし、往々解釋を不明瞭にする缺點があるのである。

元來株式合資なる形式は歐羅巴大陸に於て、株式會社の設立に免許を必要とした時代に、之を遁

れる目的で設立されたものであるから、株式會社の設立に免許を要せぬことに爲つてからは、之を設立することは極めて稀である。英米の如く最初から免許制度を採らなかつた國は、此種類の會社を認めて居らぬ。我邦は歐羅巴大陸に倣つて之を加へたのであるが、畢竟徒に法文を模倣した失策であつた。商法改正要綱が尚ほ之を保持するのは、寔に謂れのないことである。

二、株式會社　會社の中最も多いのは株式會社で、現今の如く製造、鑛山、運輸、銀行、保險、取引所、貿易、倉庫、卸小賣の萬般の事業が、此種の企業形態に依て行れるのみならず、其資產を代表する株式は、あらゆる階級の手に亘つて居る如き時代に於ては、其社會に及ぼす影響は極めて廣汎深甚なものであつて、隨て之に對する政策は頗る重大であらねばならぬ。株式會社は次に述ぶる如き種々の利益があるので、現代の經濟組織には必要なものであると同時に、其弊害も亦極めて多いので、現に大正九年の春、株券瓦落の爲め、都鄙を通じて蒙つた損害は非常なもので、中には之が爲め一村殆んど全滅した例さへある。固より實業上の智識乏しき農民が、一攫萬金を夢みて、株式投機に指を染むるが如きは、思はざるの甚しきもので、是等の者が破滅に陷るのは、自業自得と云ふべきであるが、正直な者で放資的に株券を買入れ、或は新會社の株式に應募した爲め、悲慘の境遇に陷つた者も尠くないのである。是等は必らずしも應募者の智識乏しき點のみを責むべきでなく、宜しく之を欺くべく泡沫會社を發起した連中を罰すべきである。是等の點から考へても、對

株式會社の政策は頗る重要と謂はねばならぬ。併し本書に於ては會社全體の立法に立入ることは不可能であるから、玆には此會社の特色と、長所竝に短所と、其對應策の要旨とを述べるに止める。

（A）株式會社の特色　株式會社は有限責任の株式を發行し、之に依つて廣く一般公衆より資金を集め、依て以て比較的大規模の事業を經營するので、多數の株主は一々總會を開いて事業を行ふことはできぬのであるから、重要の事項は總會に於て決定し、經營に關する普通の事項は、之を取締役に一任し、別に監査役を設けて、其非違を檢する組織である。卽ち會社の最高機關は株主總會で、取締役は執行、代表の機關に過ぎぬのである。併し實際に於て多くの會社は、相當の資產を有する數人の事業家が或事業の有望なるべきを看取し、其事業を企畫し、其資本の不足する部分を公募するのである。發起人自らの出資にて充分なる場合、殊に事業が確實に有利なる場合は、故らに公募に依りて資本を借入れる必要がないから、發起人だけで設立する場合も珍しくないのである。卽ち公衆に株式を募集するのは、資金が不足するか、其事業が多少危險であるから、其一部を他人に負擔させる爲めか、或は事業の事實有利なると否とを問はず、其利益を誇大に吹聽して應募者を唆かし、市價を吊上げ、自己の出資の價値をも增殖せしめんとするのに在る。公衆の中之に應ずる者は確實有利の放資物として出資し、或は單に短期の暴利を收めんが爲めにするのであつて、其後之を買入れるものも亦此目的である。隨て株主の多數は目前の配當率を多くし、株式の市價を吊上ぐる

ことのみを望み、着實に事業を經營せしめんことを念とする者は、比較的少いので、隨て株主總會なども、特別の場合の外、出席者が少く、殆んど重役一任の姿である。固より重役が大株主である場合は、少數權利の株主は出席しても、有效の議決をさせることはできぬのであるが、集つて多數を制し得る場合に於ても矢張り冷淡である。又假令少數でも、商法に於て總會招集を請求する如き多少の保護を加へられて居るから、出席して意見を述べるのが當然であるが、之を勉むる者が少いのである。本來の成立が發起人（就中實際上の計畫者）中心で、公募株主は心理上社債權者と大差はない（配當の多いこと市價の騰貴を望むことの外）のであるから、株式會社が殆んど取締役の會社の如く爲るのは洵に已むを得ぬ次第である。監査役の如きも實際は取締役に都合のよい人物を列記して置くのみで、殆んど其用を爲さぬものが多いので、事實は全く法律の精神を裏切つたことに爲つて居る。

又株式會社は多數の出資者から成立する共和政體の如きものゝ樣に見へるが、數千の株主を有する大會社のある一方に、單に一個人や親類同志、又は個人と其部下の重なるものとの組合式のものも尠くない。之は日本には限らないのであるが、我邦の株式會社は七人以上あれば成立し、（英國も然り）一時拂込の株式は二十圓でよいのであるから、保險や取引所（十萬圓以上）、信託會社（百萬圓以上）、貯蓄銀行（五十萬圓以上）、普通銀行（百萬圓又は二百萬圓以上）など特別の規定のあるもの、外、百四十圓あればできるわけであるから、（單に資本金の點から云へば）或る個人が家族や、手代を六人加へ、資本金百四十圓で株式會社を作り得るので、隨て事實上は個人の有限責任會社が成立つて居るわけである。英國では嘗て此種類の會社（One man company）を違法なりとして攻撃した者もあつたが、依然認許せらるゝことに爲つて居る。卽ち株式會社の實體には（一）個人的のもの（二）組合的のもの（三）重役專權のもの（四）公開的のもの、四種類あつて、之が自然株式にも及び（一）（二）の會社の株式は市場に現れないのが普通である。

（B）**利益**　株式會社は發起人や株主に對して利益があるばかりでなく、國民經濟上にも亦種々の利益を與へて居るのである。卽ち（甲）事業家から觀れば（一）自分等の資金ではできぬ事業を起し、廣く公衆の遊資を集めることができ（二）永遠の事業、危險な事業を經營し（三）資産家が有限責任と重役制度とを利用し、自己の資本の一部を割き、出資額を限度として責任を負ふと同時に、自家の主人が婦女老幼にても、事業は之を重役又は支配人等に委するに適し、（四）隨て個人の主人又は組合員の退社や死亡に依て、事業の信用を減ずるやうな憂なく（五）法制に依つては、所得稅も少くてすむ如き、又は（六）若し小商工業者又は勞働階級が之を利用し得れば、大經營の利益を收め、資本家に對抗することもできるのである。

又（乙）出資者卽ち主腦者以外の株主から觀ても（一）僅かの資金で大事業に參加し、其利益に

均霑することができ、(二)責任が有限であるからして、安心して出資することができる。(三)重なる株式の市價は取引所に於て知ることができ、又其經營振も新聞雜誌などで大體は了解し得るのであるから、新設會社で、取引所にも上場さぬやうなものに手を出さぬ限り、公平な相場で安全に投資することができる。卽ち其道の玄人筋が買入れると同じ相場で買入れることができる。此點は普通の商品や不動產などに比して容易である。(四)且つ必要があれば何時でも處分することができし、(五)會社が一定率の配當をする方針であれば、殆んど貸附金の利子に等しい、確定的の定期收入を得ることができ、(六)賣買や質入も自由である。

此他(丙)國民經濟から觀ても(一)小資本を集めて大企業を起さ せ、(二)下層社會及び教育を受けた者に職業を與へ(三)隨て間接に商工業の教育や、經濟教育の發達を促し、是等の學術の進歩にも貢獻し(四)企業的技能ある者の能力を充分發揮させ(五)發明改良を促し(六)企業熱を高めて從來有益であつても起ることができなかつた事業を勃興させ、(七)商工業の規模を大にして外國の競爭に對抗させ得る如き、種々の利益がある。鐵道、海運、銀行などは固より、所謂家內工業から工場工業に進んだ國では、多數の事業はどうしても此組織でなくては經營し得ぬやうに爲つたのである。

(C)弊害　株式會社には以上のやうな數多の利益のある一方、其弊害も亦尠くない。凡そ物は利益の多いほど弊害も多いのが通則であるから、株式會社の弊害の多いのは、一面其利益の尠くないのを反映するものとも見ることができるのである。而して其一端は旣に述べたのであるが、尙ほ重なものを列擧して見やう。

(第一)は會社創立からの弊害で、卽ち(一)殆んど望みのない事業や、最も危險な事業を有望、確實らしく吹聽し、企業熱の沸騰せるに乘じ、經濟界の事情に疎い素人を引入れて、其多年の蓄財を傾けさせ、發起人等は何等かの手段に依て責任を負はないこと、(二)發起人は法律でも特別の報酬を收めることを認めて居るが(商法第百二十二條)或は設立費用を過大に見積つたり、自己の金錢以外の出資財產を過大に見積り、或は拂込を行はざる株式を所有し(所謂幽靈株)、又は自家の子分の名義に於て無拂込の株式を所有し、大部分の資金は公募の株金を利用するやうなものもある。又(三)株式界の好況に乘じ、過當の「プレミアム」附で發行し、自然發起株の市價を吊り上げ、之を高價に賣放つ者も尠くない。之を賣放さないでも、其不自然に吊り上げられたる株券を擔保にして銀行から融通を求め、更に第二の泡沫會社(Bubble company)を設立することができ、此手段で第三、第四に及ぶことができるわけであるから、頗る危險と謂はなければならぬ。平穩時の發起人中には、眞面目に事業を經營する目的で、會社を設立する者も尠くないが、沸騰時代(Inflation)には發起の利益や、株券賣買で暴利を貪らうとする手合が多いのであるから、自然泡沫會社

に終るわけである。

（第二）には會社の買收又は合併の際に於ける奸惡で、是等の場合には普通舊會社の財產を評價し之に對し新會社の株式を交付する習慣であるが、其際財產の評價を過大にし、（Over-valuation）之に對して其金額の株式を發行することが尠くない。例へば時價百萬圓の會社を買收するに、之を二百萬圓と評價し、之に對し買收會社の新株券を交付せば、其半額は所謂混水株（Watered stock, Water）で、拂込のないものと爲る。被買收會社の株主は之に依て利益を受けるが、買收會社の株主は非常の損失を蒙ることに爲り、利する者は買收の衝に當れる重役（は被買收會社より莫大の割戻を受けるのが多い）である。買收會社の株主が何故損失を蒙るやと云ふに、例へば前例に於て、資本金百萬圓、正味資產も亦假りに百萬圓の會社が買收したとすれば、新會社は（實は舊會社の擴張したものの）純資產二百萬圓に對し、三百萬圓の株券を發行してゐるわけであるから、舊株主は五十圓に對し三十三圓三十三錢の資產を有するに止り、總體の舊株主は百萬圓の三分の一を失ひ、之を被買收會社が利することゝ爲るのである。尤も新會社が買收後に於て、實際上特別利益を生ずることが確實であるならば、前記のやうにはならぬのである。又合併の場合にも、よく米國などで行ふやうに、合併後市場を獨占する如き將來の利益を豫想し、之を資本化して發起人の手に收めるやうな混水法も尠くない。例へば嘗て米國葉鐵會社が合併せる際、資本金額を五千萬弗としたが、各會社の從來の收益力を資本化した金額、卽ち買收價格（此の金額合計千八百萬弗）に對しては優先株を發行し、前に運轉資金を得る爲めにも亦四百萬弗の優先株を發行し、殘る二千八百萬弗は將來の利益を資本化したもので、此の中千八百萬弗は優先株主に分配したが、千萬弗は發起人の手に收めたのであつた。

（第三）は經營上の缺點で、重役は多く大株主か、又は其代表者であるから、畫策經營共に熱心でありさうな筈で、又中には熱心の者もないではないが、個人や組合のやうな利害の感じがないし、重要事項は重役會議や、株主總會の決議を經る必要がある爲め、自然他人仕事に陷り、眞實の熱心忠實に缺くる所ができてくるし、又敏活に處理する事ができず、新計畫（イニシアチーブ）なども試みず、從來のまゝで經營する傾向と爲るのである。又會社の日常の仕事は支配人以下の使用人に依りて行はるゝもので、是等は頗る重要のものであるが、個人經營の如く人的關係の親しみが乏しく、使用人も亦單に眼前の報酬のみに依て働くに過ぎず、新工夫もしなければ、活動力も乏しいから、自然會社全體の成績が擧らぬことに爲る。殊に重役等が無謀に事業を擴張するが如き弊害は、會社組織に多いので、是等も亦自己の休戚に關することが少いのと、株式賣買の利益を目的とする爲めである。

（第四）は會社の決算竝に之を社會に發表する諸表に關する奸曲で、其最も著しいのは所謂蛸配當である。幽靈株も蛸配當も、共に法律の禁ずる所であるが、實際に於ては之を行ふ者が尠くない。殊に不況の場合、物價下落の場合に之が多いのである。蛸配當は經營上の失敗や所有資產の下落を

糊塗する爲め、資産の評價を過大にして、事實缺損なるに利益あるが如く裝ひ、又は故らに配當歩合を多くして、株券の市價を吊上げんとするもので、世人の多數は單に配當率の多少に依て株式の市價を評定する傾きがあるので、最も危險な所業である。其手段の最も普通なのは資産を過大に評價する方法で、之にも（い）地所、建物、有價證券など、有體財産の價格を時價以上に見積る場合（ろ）貸金、手形、預金などで取立の疑はしいもの、又は全く回收の見込のないものを、其まゝ資産として記帳し置くこと、（は）建物、機械、貸金などの減價償却を行はない場合など色々あるが、（に）費用とすべき科目を資産とする樣なことも、亦自然蛸配當の原因と爲るのである。又蛸配當と反對に配當率を少くする爲めに故らに、資本金を增加することもある。之は脫稅や、社會の嫉視を避ける目的などから考へたもので、例へば積立金や配當利益を新株に依つて分配する場合であるが、又往々株式市價の騰貴に際し、其利益を收めんが爲めに行ふこともあつて、脫稅などの目的の外、社會に對し弊害を及ぼすものではない。尤も無用の增資は株主の利益を減殺する弊害はある。

（第五）は國內同業者の競爭を避け、又は外國會社の競爭に對抗する爲め、買收、合併、持株會社（Holding company）などの方法に依り、大企業は小企業を壓倒し、市場を獨占して消費者を苦しめ、政黨に賄賂して私利を貪るやうな弊害もあるが、是は次項で論ずることにする。

（D）株式會社政策　株式會社には種々の弊害があると同時に、亦此組織に依らなければ勃興し、經營してゆくことができず、或は他の組織に依るよりも、割合に有利に經營し得る事業も尠くないのであるから、之に對する政策は、其長所を發揮させると同時に、勉めて其弊竇を芟除するにあらねばならぬ。で其手段には種々あつて、總て是等を詳論するには、商法の株式會社に關する規定、各特權會社に關する法規、所得稅法、營業收益稅法などにも及んで論述すべきであるが、玆には其重要な項目のみに止めることにする。

（一）設立に關する不正を防ぐこと、株式會社に關する弊害中最も重大なものは、發起人等が無謀な事業を目論見、誇大の吹聽を敢てして多數の素人を引入れ、自分等は少額の出資に止め、往々拂込なき株式を作り、危險な會社を起して世人を誤る點である。商法は此弊害を除かんが爲めに、種種の規定を設けて居る。例へば（一）發起人が受くべき特別の利益及び之を受くべき者の氏名、（二）金錢以外の財産を以て出資の目的と爲す者の氏名、其財産の種類、價格及び之に對して與ふる株式の數、（三）會社の負擔に歸すべき設立費用、及び發起人が受くべき報酬の額などは、之を定款に記載しなければ其效なしとし（第百二十二條）、發起人が特別の利益を受くることは、之を認めるが、之を定款に明記すべきを要求して居るのである。又取締役は其選任後、是等の事項や、第一回の拂込をしたかどふかを調査させる爲めに、檢査役の選任を裁判所に請求する義務があり、其他第百三十四條第百四十二條の二、三、四、及び第二百六十一條などの規定があつて、發起人が自己の出資

した財産を過大に評價したり、所謂幽靈株などの出來ぬ規定には爲つて居るが、實際に於ては財産の評價と云ふことが困難であり、現實拂込の有無が不明であり、檢査役の制度が實效を擧げ得ざる爲めに、是等の弊害は中々尠くないやうである。殊に前記（三）の如き費用や報酬を過大に見積る位は大した弊害でもないが、會社の成立後、株式の轉賣に依つて暴利を收むる目的で設立する場合が多いので、之れも强ち不當とは云へぬが、是等の發起人は元來事業經營の目的とするものではないから、自然泡沫會社の濫設を促し、社會を毒することが頗る多いのである。所謂權利株の賣買を禁止し、又「プレミアム」（額面以上の金額）附で發行した場合、之を定款に記載し、且つ資本金の四分の一に達するまで之を準備金に繰入れることを命じたのも、亦株式轉賣に依る弊害を除こふとした爲めであるが、是等の規定も亦會社の濫設を防ぐには足らぬのである。

現物出資　改正要綱は現物出資に關する取締規定を一層嚴重にし、會社成立後に豫め約束せる財産を會社に賣付ける方法、所謂財産引受に關する規定を加へることにした（要綱第七十七）。卽ち會社成立後に取得することを約したる財産、其價格及び之を讓渡すべき者の氏名は定款（之は公正證書にすることゝした）に記載しなければ、無效とすることにした。

尙ほ現物出資者は發起人と同一の責任を負はしめ（要綱第七十八）會社の成立後二年間に、繼續して會社經營の用に供すべき財産にして、會社成立前より存在し、且拂込株金額の五分の一以上の價格あるものを、有償に所得すべき旨の契約を爲すには、株主總會の特別決議を要することゝした（要綱第七十九）、所謂事後設立に關する規定であつて、其目的は前記の規定と同樣である。

預合　株式の拂込を糊塗する常套手段として、預合の方法が行はれるのであるが、之を防ぐ爲め（一）株式申込證の要件として、株金の拂込を取扱ふ銀行又は信託會社を記載せしめ（二）且設立登記の申請に當り、申請書に右銀行又は信託會社の拂込金保管に關する證明書を添附せしむべきものとし（三）其銀行又は信託會社は其證明したる拂込金額に付ては、拂込なかりしこと、又は拂戻に關する制限を以て會社に對抗することを得ざるものとすることにした（要綱第八十二）。尙ほ預合を行つた者、竝に之に應じた者を、三年以下の徵役又は三十圓以下の罰金に處することにした（要綱第二百）。

或學者は獨逸の如く、會社設立の登記ありてより一箇年を經過しなければ、其株式を取引所で賣買しないやうにしたら、多少效力があらうと云ふて居る。之は幾分轉賣の妨げと爲つて有效かも知れぬが、取引所で賣買出來なくても、充分賣買の餘地はあるから、是れ亦著しく濫設を防ぐことはできぬ。其他英國式の發起人株（Founder's share）で、之は普通株に對して一定歩合の配當をした後、殘りの利益を配當するので、繰延株（Deferred share）の一種である、一寸不利益のやうであるが、會社の利益が多い割合に、普通株の配當率が多くないやうにすれば、頗る有利であ

る）か、若しくは獨逸流の利益享有證（Genussschein は字義の通りで、株式では無いが、會社の利益が一定の歩合に達した場合、それ以上の利益の一部を收めることは、猶ほ英國の發起人株の如くである）のやうな方法に依り、發起人をして會社と離れずに、特別の利益を獲させるやうにしたらどふかと云ふ者もあつて、之は轉賣の弊を避け、眞實に事業を經營しやうとする者が、會社を設立するやうにする效力は、多少あるかも知れぬが、是等の手段に依り、明かに發起人だけ特別の利益を享けることを定めるのは、發起の際は公募の妨げと爲り、設立後は會社の攻撃を免るゝことができぬ筈であるから、英國なども近頃は餘り此種類の株式を發行せぬと云ふことである。然らば如何にして發起人の不正や、會社の濫設を防ぐかと云ふと、我邦の商法が强ち不備であるのではなく、唯實際に行はれて居らぬのであるから、如何にして之を效力あらしむべきか、其點を研究する外はないと思ふ。

繰延株　は劣後株、後取株又は後配株（要綱）などゝいふのであるが、從來地方鐵道法（第六條の三乃至五）に於てのみ之を認めて居たのを、一般的に認むることにした（要綱第百十一條）。

それは（一）一般人が經濟的智識を廣くすることを心懸けること（二）國家も經濟や商業の教育を普及させる方面に一層努力すること（三）發起人や重役、支配人などの制裁をモ少し重くすることである。

「第一」の一般の覺醒、隨て株式應募者の自覺を促すべしとの點に就いては「元來自ら勞せずして安全に（又は多少の危險を冒して）放資しやう、事業の如何に拘らず一定の配當を得るか、又は株式賣買の暴利を獲やうとする、而も本業を有するか、又は寡婦、老人の如き者に、事業界の實情に通ぜよと云ふのは無理であるし、株主總會などに出席を强ひても無駄である」と云ふ如き議論を唱へる者もある。一應尤もであるが、元來自己の貴重なる資産を投ずる事物の何物であるかを解せず、又株式とはどんなものか、新株には如何なる義務が附帯して居るか、株主には如何なる權利義務があるか、總會は何をすべきものか、全然是等を知らずして放資し、又は投機を試みるのは、無謀も亦甚しと謂はねばならぬ。而も是等の者にも相當の慾があつて、公債とか銀行預金とかには滿足できぬ手合もあるのであるから、詐僞的會社屋に引懸つても、强ち怨むべき筈はないのである。併し斯樣に欺かれるのは畢竟知識の足らぬ爲であるから、此缺點を補ふ方法を講ずべきである。

「第二」の策は、政府も從來力を用ゐないではないが、最も廣い小學教育には殆んどないし、又中學校の經濟學は申譯的のものであるから、此點は一段の努力を要するであらう。但し最も有效な教育は、歐洲大戰後のやうな素人應募者や投機者の痛手、卽ち實地の教育である。

「第三」の策は固より完全ではなく、如何に重刑を課しても、一方に之を潜る策略を廻らすやうに爲るのは明かで、餘り效は擧らぬかも知れぬ。隨て發起人の公德に訴へ、其涵養に勉むる方が有效

かも知れぬが、之は一般道德の程度が進歩し、苟も不埒な會社を設立し、世人を誤るが如き者は再び社會に立つことができぬやうになれば、會社の發起者も餘程注意するやうに爲るかも知れぬが、此の如きは所謂百年河清を待つの類ひであらうと思はれるから、已むを得ず法の制裁を一層嚴重にし、例へば發起人、取締役、監査役、支配人等が（一）會社を設立させる爲め、株式總數の引受又は拂込額に就き、裁判所又は總會を欺いたとき、（二）法令又は定款の規定に違背して利益又は消息の配當をしたときなどには、一年以內の懲役若しく禁錮又は千圓以下の罰金に處するとしてあるが（商法第二百六十一條）、是は嘗て提出された改正案の如く、五年以下の懲役又は五千圓以下の罰金に處するとするか、更に一歩を進め懲役年限を二年以上五年以下、又罰金額を一萬圓以上五萬圓以下位にしてもよいと思ふ。現今僅か一千圓、而もそれが最高限の罰金では殆んど何にもならぬし、懲役も半年や一年では餘り效がないかも知れぬ。それも禁錮でもよいのであるから、此點も重くする必要があるのである。併し是等の程度は專門家の研究に讓るとするも、少くも現行法では制裁の效が擧らぬことは事實である。

商法改正要綱第百九十六以下罰則に關する起定は一般的に現行法に比して刑罰を重くした。卽ち二百六十一條の如きも、支配人の外「其他、會社の營業に關する或種類若くは特定の事項の委任を受けたる使用人」を加へて、刑罰の及ぶ範圍を擴張し、尙ほ五年以下の懲役又は五千圓以下の罰金に處することにした。

要綱第百九十六は一般的に刑法第三百四十七條の背任罪に關する規定の特例を設け、會社の發起人、取締役其他の役員又は之に準ずべき者、若しくは主要なる地位に在る使用人等に對し「其任務に背きたる行爲を爲し、會社に財產上の損害を加へたるときは、十年以下の懲役又は一萬圓以下の罰金に處す」ることにした。刑法の背任罪は背任者が自己若しくは第三者の利益を圖り、又は本人に損害を加へる目的を以て背任行爲をしたことを條件とし、其刑罰も五年以下の懲役又は一千圓以下の罰金としてあるが、株式會社の如き大事業に於ては、前記要件の證明は困難であるから、單に背任行爲の結果、會社に損害を與へたときは背任罪が成立し、其刑罰も重くしたのである。社債權者集會の代表者の背任に就ても、亦略同樣の趣旨の規定を設け、唯此場合は五年以下の懲役又は五千圓以下の罰金として居るのである。

此他株式又は社債の募集に關する申込證其他の文書や、是等の募集廣告等に虛僞の記載をした者も、亦五年以下の懲役又は五千圓以下の罰金に處し（要綱第百九十九）、會社の發起人、役員、主要の使用人等に對して賄賂罪の規定を設け（要綱第二百一）、是等の者が其職務に關し不正の利益を收受し、又は要求若しくは約束したるときは、三年以下の懲役又は三千圓以下の罰金に處し、是等を

交付し約束した者も亦同罪とすることにした。

英米の有價證券賣買取締　(甲)**米國**　では有價證券條例(Securities Act)は其他の法律のやうに、各州の法律で定めてあるが、俗に之を「青空法」(アオゾラ法)(Blue Sky Law)と呼んで居る。想ふに何ものもない青ぞらから資本を造る詐僞的の商人(blue sky merchants)と云ふて居るからである。始めて此種の法律を設けた州はカンサス州で一九一一年であつたが、現今では「ヨロラド」「ネヴアダ」の二州を除けば、皆何等か有價證券の賣買に關する法規を設けて居る。

此法律は畢竟詐僞の有價證券賣買を取締るのであるが、規定の內容、寬嚴は州に依て區々である。例へば或州では有價證券の販賣者若くは其代理人は免許を要し、更に販賣に就ても認可を要するものもあれば、又單に一般詐僞法を適用し、警視總監(Attorney General)は公益を害すると認めた證券の販賣を差止め得るに止めたものもある。但し多くの州では、公債類、取引所上場證券、公益事業の株券等は、此規定に依らないでよいことに爲つて居る。(米國では詐僞の會社發起人を(Sky-by-nighters)と呼んで居るが、或州へ怪しげな證券を持ち込むや、迅速に處分して暗に乘じて飛去るからである)。

(乙)英國の新會社法　(三五四―三五六)　も亦株券社債等の賣買を制限し(一)營業所用以外の各戸に就き、株券等を販賣することを禁じ、(二)一般公衆に對し株券の販賣を申込む書類には、次の事項を列記した書面を添附することを要すとして居る

(a)本人か代理人か、(b)會社設立の年月日、登記した事務所、(c)公認資本金額、發行資本額、株式の種類と其權利　(d)最近三箇年の配當金又は無配當、(e)社債現存額、(f)取締役の氏名、住所、(g)株式が拂込濟か否か、拂込の程度、(h)公認取引所に上場せるゝや否や　(i)權利株なるときは、權利者の氏名、住所。

但し株券が英國に於て、認められた取引所に上場するか、株券が一般公募せらるゝか、相手方が平常の取引先であれば、此書面は附けないでもよい。之に對する刑罰は初犯が二百磅の科料又は六箇月の禁錮で、其後は五百磅の罰金か十二箇月の禁錮か、若くは双方かである。

要綱第二百二は所謂議會荒しに對して一年以下の懲役又は千圓以下の罰金に處することにし、第二百五は幽靈株に對する制裁を定め「株金拂込の責任を免れる目的を以て、他人又は存在せざる者の名義を用ゐて株式を引受け、若くは讓受けたる者、又は株式の讓渡を假裝したる者を一年以下の懲役又は千圓以下の罰金に處す」ることにした。

但し是等の罰則は目下改正案審議中の刑法とも關係があるから、其確定を待て多少の變更を加へるかも知れぬと云ふことである（希望決議）が、大體上重くする方針であることは事實であつて、自分等の主張に符合するのみならず、諸外國の方針にも一致するのである。

(二)**蛸配當を防ぐこと**、所謂蛸配當をする場合には、性質上費用の支出（Revenue expenditure）とする場合もあるが、最も著しい方法は資産の過大評價に依るのである。資金の中には地所、建物、機械、器具其他の動産の外、有價證券や貸金などもあつて、決算の場合、是等の資産を實價より多く見積ることに爲るから、少い配當率も多く爲り、甚しきは事實缺損があつても之を蔽ひ、若干の配當をすることができるのである。株式配當の有無及び其多寡は直に市價を左右することに爲るから、會社の當局者も亦株主も共に、不確實な遣り口であり、不法であると知りつゝも、此手段に依る場合が尠くないので、殊に大正九年の春以後の如く、株式を始め一般物價の下落を來した場合には、此弊害が最も多くなるのである。卽ち商法が財産目錄に記載すべき價格は、目錄調製の時に於ける價

格を超へることができないものとし（第二十六條）、此規定に背いて配當をした者は、前記の如き刑罰を加へることにした所以であるが、財産の價は變動常なく、其評價は困難で、而も外部の者には分り難いのであるから、實際に於ては、此規定を無視した評價をして居る者が尠くないのである。

從來財産評價に關する商法の規定に就ては、世間に議論のあつた所で、明治四十四年に政府から提出した改正案には、第二十六條の例外として、特に株式會社に對しては、取引所の相場あるものは其相場に、其他の財産は時價以下（まで）にすべきものとし、兩者共原價（買價又は製造價格）に超ゆることはできないものとし、又繼續して營業の用に供する財産は、其原價より相當の減損額を控除したる價格を附することを得としたのであつたが（改正案、第百九十條の二）、反對論があつて、此條文を加へぬことにしたのである。併し是は原案の方が正當であつて、假令時價が買値より騰貴しても、まだ自己の所有に在つて、販賣もせず、又は營業上に使用して居る間は、其增加額を利益に計上するのは、危險な方法であるし、固定資産を時價に見積るのは不穩當で、是等は年々減價償却を行ふか、又增加價額があつても、所謂秘密積立金とするがよい。要するに現行法の財産評價法は甚だ不完全であるし、又其制裁も寬に過ぐることは、前に述べた如くである。不動産や什器等繼續的使用のものは、改正案の如く「得」とせず、强制的にするがよい。併し不動産に對しては、貨幣價値の變動を酌酌させると同時に、評價益は積立金とさせることも亦一策であらう。

固定財産の評價　改正要綱は（第十三）商法第二十六條第二項の規定に附加して、「營業用の固定財産には其所得價格又は製作價格より相當の減損額を控除した價格を附することを妨げず」としてある。此規定を設けるときは、時價が騰貴した場合は時價に見積り、又時價が低落したときは、原價にすることゝ爲るであらう。控除額が妥當であれば、著しい弊害はないかも知れぬし、又財界が著しく不況に陷つたときは、適用の餘裕があつて便利であらう。但し過大評價を防ぐ目的は幾分之が爲め滅殺されることには爲る。寧ろ原價主義を採つて此附加規定に改める方がよくはないかと思ふ。

（三）會計監査を有效にすること　株式會社の會計監査には株主總會の選出した監査役と云ふ者があり、又此監査役は檢査役を選任して、會社の業務及び會社財産の狀況を調査させる權利があり、資本の十分の一以上に當る株主の請求があれば、裁判所は檢査役を選任することができるので、監査役は株主以下からも選ぶことができることに爲つて居る。卽ち法規の表面から觀れば、株式會社の監査は充分できることに爲つて居るが、實際上に於ては、我邦の監査役の多數は畢竟虛位を擁するのみで、殆んど其用を爲して居らぬのである。其所以は取締役が發起人又は株主中の或者に、單に名義を與ふる爲めに之を作り、而も我黨に都合のよい者を据へるに過ぎぬからで、之を改めるには、是非計理士制度を發達させ、不羈獨立の公認計理士の制度を設け、或は監査役を此種の者に委囑

し、若くは株主をして是等の者に監査を依頼させ得ることにしなくてはならぬ。(一)(二)に述べたやうな弊害も亦此制度に依りて、大に減少させ得るであらうと思ふ。幸ひ昭和二年三月計理士法が發布され、九月六日に施行令が公布せられ、九月十日から施行されたのであるが、我邦ではまだ技能があり信用のある計理士が少いのであるから、俄に其社會的效果を望むことはできぬのである。

(四)株主の自覺を促すこと　創立總會や株主總會は株式會社の最高機關であるに拘らず、實際は發起人の或者や、重役に左右せらるゝ場合が少くない爲め、其他の株主は殆んど自己の權利を主張することができぬのである。是等の者が大株主中から出た場合には、已むを得ぬとしても、然らざる場合でも、株主で總會に出席する者は、普通の場合極めて少數である。又少數株主でも、資本金十分の一以上に當る者を集め得れば、有效の仕事を爲し得るのであるが、例外の場合の外、此權利を行なほふとする者が少いのである。是は「普通の株主の目的が利益配當と、株式の市價の騰貴とに在るし、又さうした閑暇がないから已むを得ぬ」と云ふ者もあるが、之は其無關心の一理由に過ぎないので、其外の大なる理由は、會社と事業の智識に乏しいのと、權利思想に缺けて居るのと、此會社の民本的性質を解せぬからである。卽ち株主の自覺を促す必要のあることは、既に述べた如くであつて、株主總會が活動せぬ限り、如何に法規を改正するも、計理士を作るも、實際は餘り效

を擧ぐることはできぬのである。此點に就て注意すべきは、少數株主權で、現行法は資本金の十分の一以上とあるが、是れだけの權利を集めるのは、一寸容易でないから、之を改めて二十分の一位にしては如何と思ふ。或は是れが爲めに却て「總會荒し」に乘ぜらるゝ途を作る虞がないとも云へぬが、其弊害よりは、寧ろ少數株主の主張を抑壓する害毒の方が、却て多からうと思ふ。

(五)一株の金額を增加すること　現行法は二十年も前から、一株五十圓を最低限度として居る(一時拂込の場合は二十圓)が、併し此制限は無智の細民に株式を所有させ、之が爲め一層株式投機、會社濫設の弊を多くするの弊害を避くる目的で作つたものであるから、物價騰貴の場合は、少くも百圓迄は上さなくてはならぬし、或は二百圓位にしてもよいと思ふ。さすれば四分の一でも一株五十圓を要し、小金のある位の者を遠ざけることができるのである。外國には英米の如く制限を設けぬ所もあり、英國などには僅々一磅の株式も少くなく、往々五志、一志のものさへあるのであるが、二百餘年前より幾度も會社病に罹つた苦い經驗のある國民と、僅かに日淸戰後二、三回の會社熱に浮かされた國民とは、同日に語ることはできぬのである。或は株金額の引上に依て、小民の株式會社組織を妨げる弊があると云ふ者もあるが、之が爲めには產業組合と云ふ準株式會社もあり、又此位の程度の株金拂込を困難とする手合は、株主として事業に參加する資格がないのである。尤も會社の性質が一般に理解せらるゝに隨ひ之を低下し、又は全然制限を撤廢してもよいのである。

無額面の株式　(No-par stock) 一九一二年紐育州に於て始め額面金額なしの株券(Shares without par value)を發行し得る規定を設けて以來各州相踵で之に倣ひ、最近では(一九二五年)三十八州と「アラスカ」とに及び、近年米國に於て發行せらるゝ普通株の大部分は此種類に屬すると云ふことである。之に關する規定は州に依て異り、一定したものではない。

「此種の株式は多く增資の場合卽ち新株發行の場合、若くは減資や合併の場合などに發行されるものであつて、會社が新に資金を要する場合、社債を發行するときは、利子の固定的負擔が增加する上、元金償還の必要があり、又新株發行は財界の不況や會社自身の實情不良の爲め、募集が不可能である場合に於ても、舊株の時價に依て無額面の株式を發行することができれば、甚便利である。其他減資又は合併の場合に於ても、無額面の新株式を交付すれば、株主の心理狀態を緩和し、其反對を避け得る利益もあるし、一般投資者が株式の額面に迷はされる弊害を除くこともできる。」但し斯る場合債權者や舊株主の利益を害する弊害がないではないし、又株式發行上の不便(應募者が不安の爲め少いやうな)があつたり、會社自體の信用を傷けたり、會計整理上の困難がないではないが、是等はそれ〳〵適當の手段を講じて妨ぐことにすればよろしい。既に優先株の發行を許して增資の便を與へて居る以上(改正要綱は其第百十に於て會社設立の場合にも之を許すことにした)此種の株式を認めてもよくはないかと思ふ。英國の會社法は、設立後一箇年を經過した會社は、會社の特別決議と裁判所の認可を經て株式の割引發行をすることができるが、此方法でも無額面株式の一部の目的は達することができる(§47)。併し更に一步を進めて、此種の株式を認めるがよい。

此種の會社で問題と爲るのは資本金額であるが、それは無額面株の種類に依て違ふ。卽ち(甲)確定價格の無額面株(Stated value no-par shares)であれば、會社が株式發行の際、最低價格を定め、之を定款に記載して置くから、此金額が會社の增資額と爲るのであつて、此點は普通の株式と異らない。異る所は株式に額面がないだけであるから、此種の無額面株は實は額面付の株式(Par value shares)である。若し株主が所定額以上を拂込むときは、其部分は剩餘金と見て、配當することができると云ふのが通說である。但し州に依ては、無額面株の價格(資本額)を定款に書くや否やを自由にして居る所もあるし、大多數は會社は無額面株の價格を定むる義務がないものとして居る。

(乙)之に反して眞の無額面株(True no-par shares)は、株券は固より、定款にも資本金額を記載してないものであつて、隨て最少發行價格もない。而して「カリフォルニア」、「ディラウェアー」、「メーリーランド」、「ニューヨーク」、及び「ペンシルヴェニア」の五州の法律は、無額面株式に對する總拂込金額を以て會社の增資額として居るが(但し此金額以內の或金額を以て增加額とした場合は例外とする)其他の州法は此點に關して全然規定を缺いて居る。

米國の法曹界に於ける有力なる意見は「拂込の當時、會社と出資者との間に特別の意思表示がない限り、拂込總額を以て、資本金額とすべきものである」として居る。其理由は當事者の普通の意思から推論したのであるからして、契約當時或部分を資本金とし、他の部分を拂込剩餘金（Paid-in surplus）とすること、隨て後者を配當することはできるわけである。但し前記五州の如く營業上の利益の外、配當を許さない州では、之を認めぬことは云ふまでもない。又之を認めるにしても、公益に害のない範圍で配當を許し、其程度は裁判所の決定に依る外はない。

（米國の十五州では無額面株發行の會社は開業前、一定額の資本金を所有すべしとし、七州では會社の任意に之を定めて單に定款に記載し、若くは州廳へ届出でればよいとして居る。十六州は何等の制限を設けて居らぬ。）

「カリフォルニア」州以外の總ての州は、公認を得て額面株と無額面株の兩種の發行を行ふことができる。加州は兩種發行の會社が州内に於て營業することを許さぬのである。

參考書　C. B. Robbins—No-Par Stock; do. —No Par Stock, (R. H. Montgomery-Financial Hand Book, Sec. 34.) J. C. Bonbright—Stock of No-Par Value, (M. N. Nelson—Readings in Corporation Finance, Ch. III.)

（六）**法人課稅問題**　從來合名合資の如き所謂人的（パーソナルアソシエイション）會社と株式會社の如き物的（リアルアソシエイション）會社とは、所得稅の如きものゝ稅率を異にし、前者は個人又は組合に近いものであるから、累進稅を課し、後者は十六分の一、次で七分五厘の比例稅を課して居つたのであるが（株主二十人以下は前者に準ず）其後の改正に依り此區別を撤廢して、普通所得、超過所得、清算所得などに分けて賦課することにしたのであるし、配當金、賞與金は個人の所得としては免稅せられて居つたのであるが、之にも課稅することに爲つたし、又超過所得稅の如きは、戰時利得稅の延長のやうなものであるから、會社就中株式會社の負擔は餘程重くなつたわけである。併し會社は會社としての所得に課稅せらるゝと同時に、別個の人格として之より受くる配當金、賞與金などに課稅しても、固より當然で、從來是等を免稅して居つたのが、洵に謂れなき規定であつたのである（嘗て之を課稅せんとしたのを、一派の運動で、之を免稅したことに爲つたと記憶する）。又超過所得の一部を徵收するのも、現在の社會狀態、財政狀態では、已むを得ぬものと謂はなければならぬし、會社の種類に依て稅率を異にした舊制度を改めたのは頗る贊成である。其理由は從來株式會社の所得稅が安いのを一理由として、事實個人若くは組合であるものが、故らに形式を株式組織にした者も尠くないからで、舊法の如く、株主二十人以下の會社は、合名、合資に準ずるなどとしても、事實無效だからである。

株式の「プレミアム」に課稅すべきか否か、換言すれば「プレミアム」は利益であるか資本であるか、是は從來からの問題で、經濟學者や法曹者間の議論は概ね資本說である。卽ち所得稅を課すべからずとする說であるが、行政裁判所の判決例（明治四十一年）は利益として居るのである。畢竟見解の相違であるが、日本の商法の解釋としては、矢張利益卽ち所得として課稅すべきものであら

うと思ふ。又會社熱に對する鎭靜劑としても宜しく課稅すべきである。

（七）貸借對照表の形式　我邦では、銀行、信託會社、保險會社、無盡業、有價證券月賦販賣業等には業務報告書の形式を法定して居るのであるが（之も主務大臣に出すものである）、一般的には何等の規定がないのである。唯貸方借方の對照表とあるだけで、米國式又は大陸式に依り借方に資產、貸方に負債を擧げてよいか、又は英國式にして、其反對でよいか、或は近時米國で行はれる（Statement or report form）でも差閊へがないか、不明である。形式は孰れでもよいとして、內容に就ては全然規定がない。固より業務に依りて內容を異にするのであるから、細密の規定を設けることは困難であるが、一九二六年五月、英國の會社法委員會が立案したやうに、公會社に對しては（一）株式資本、負債、及資本の概要を包含し、負債や資產の一般的性質を明示する程度に詳記し、且固定資產の價格算出法を示すこと（二）創立費用や「グッドウィル」を各別に記載すること（三）負債を生じたときは、其事實を記すこと（四）子會社に對する出資及貸付金は、他の資產と區別して記載すること（但貸付金と出資とを區別すること、尤も子會社の分は各別に記載するに及ばぬ）と云ふやうな最小限度の規定を設けるがよい。持株會社に關しては（一）自身の貸借對照表と、一切の子會社の貸借對照表とを共に發表させる主義（二）親會社の貸借對照表に於て持株を明示すると共に、別に子會社の損益會計が親會社の計算上如何に處置せられたかを示す證明書を出す主義（英國の改正案）でよいと思ふ。（經營學論集第二輯「株式會社制度」增地敎授「株式會計の計算」參照）。英國の新會社法は一九二九年十一月一日より施行することゝ爲つたが、取締役が會計書類及貸借對照表に關する法律の規定が實行されるやうな適當の手段を採らなかつたときは、二百磅の科料に處し、若し故意なるときは、六箇月の禁錮に處することとした。

商法改正要綱第百三十三は商法百九十條の定時總會に提出すべき財產目錄、貸借對照表及び損益計算書の樣式を定める旨の規定を施行法中に設け、其樣式は命令を以て定めることにした（目下產業合理局で研究中である）。

（八）株主の議決權　我邦の方法は十一株以上の株主の議決權は定款を以て制限することができる（商法第百六十二條）のであるが、實際に於ては東北の某鐵道（？）會社に一つあるだけで、其他は制限してないのである。更に進んで產業組合の如く一人一個の議決權とすることは如何と言ふに、資本を主とする集團に對し、斯る制度は不適當である。株式會社の民衆化と云ふ方面より觀ればよいかも知れぬが、斯くては群小の小出資者であつて、經濟にも其事業にも智識のない者が、經營に容喙して、徒に空論を鬪はす弊があるから、有力なる資本家や企業家は株式會社を設立せぬことに爲る。且又一株を握て會社暴しを試みたり、有力なる者の走狗と爲る株主ができる。尙ほ一人一個

にしても株主總會に出席者の少いのは、內外の產業組合を見ても明かである。

或は獨逸の戰後の法制のやうに、多數の議決權を與へる株式を認めることはどふかと云ふに、之は獨逸の戰後に於ける特殊の事情から起つたものである。卽ち馬克が暴落して外國資本が流入し、之が爲め外國の株主に會社の支配權を掌握される虞があつた爲めに始め、其後は內國に於ても所謂會社乘取に備へる爲めに之を維持して居るのである（議決權は普通株の二倍乃至五十倍で、增資毎に比例的に遞增する、單に經營上から觀れば便利であらうが、事實上に於ては大株主而も全株主數外の株主で、支配權を獲得することができるのである（米國では一五%乃至二〇%で足りると云ふ）から、此種の非民衆的、不公正の制度を設けるには及ばぬのである。

更に議決權の無い株式を認めるかどふかと云ふに、英米には優先株の中にはそれがあり、或は制限附の議決權を與へて居るのもある（經營に關係のない事項に就てのみ議決權がある）。之は利益配當に對して優先權を與へるからと云ふ意味であつて、株主は宛も社債權者の如き地位に立つのであるし（金額に制限があるが）、之を許せば社債の制限を逃れる手段となるから、許さぬ方がよいのである。現在の小株主は殆んど總會に出席せず、隨て議決權はあり、之を行使しても、重役に任せるだけであるからして、現重役の支配を强めるに止るもので、實は有名無實と云ふよりも寧ろ有害のものと爲つて居る。卽ち重役に非行があれば、之を助成したわけに爲るのであるから、此點から觀れば、小株主の議決權はない方がよいかも知れぬが、一朝事あるときは、斯る朦朧株主でも用を爲すものであるから、之を除去するはよろしくない。併し若し普通株主の議決權をも除くとすれば、株式會社制度は根本から改造されなくてはならぬのである。

（九）重役の兼任　內外共に有力なる重役の兼任は一般の習慣であつて、東京の大橋新太郎君は三十一を兼ね、根津、大川、藤山の諸氏も十六乃至十八社に及び、獨逸には大戰前四十四社を兼ねた者があつた。數多の會社の重役を兼ねるときは、自然其任務に不忠實と爲り、殊に好況時代に於て禍根を生ずるのであるから、成るべく專門的にするがよいし、全然一社專門でなくても、之を二、三の小數にするがよい。併し有能の士が關係することは、會社自身の信用上、經營上有利であるのみでなく、社會上に於ても亦有益な場合があり、且つ大資本家が幾多の方面に投資したり、或は親子會社の關係を生じたときは、重役として幹部と爲る必要もあるのであらうが、斯る場合には自己の部下中有能の者を仕向ければよいのである。併し法律を以て、兼任の數を制限することは穩當ではないし、又事實上效果が少いのである。唯特殊會社の重役の兼業を制限することは必要である。卽ち銀行法が其取締役及支配人の兼業を、認可を受けることにしてある所以であるが、是等は信託、保險と共に强制的に禁じてもよいと思ふ。（經營學論集第二輯所載、中西敎授「株式會社の議決權及機關

に就て」參照)。

(十)特權會社の弊を減ずること　株式會社に特權を附與することは、今始まつたわけではなく、此種の會社の鼻祖と謂はるゝ和蘭の東印度會社などが始めであつて、其後英佛なども之に倣ひ、貿易上幾多の特權會社を作つたものである。卽ち「アダム、スミス」などの熾んに攻擊する所であるが、現今我邦に於ける特權會社の適例は、滿鐵や東洋拓殖など植民地の會社で、其他日本銀行、橫濱正金銀行、日本勸業銀行などの如き特權銀行や、帝鐵會社なども其一種で、郵船、商船の如き補助を受くる大汽船會社や鐵道會社、市內電鐵なども事實上、是れ亦一種の特權會社と云ふことができる。是等の中、銀行や鐵道、運河の如き種類のものは、或る程度迄特權を附與することは必要であるが、假令植民地開發の目的であつても、滿鐵の如くあらゆる特權を與へ、民業の發達を妨げ、且つ政黨の喰ひ物とさせることは、頗る考へ物である。是等の會社も固より相當の功績はあるもので、開發の當初に於ては、特別の保護を加へる必要もあるであらうが、事業の進むと共に、其組織を改め、民業に委すべきものは成るべく之を自由にし、一方政黨者に惡用せられる弊竇を除かなくてはならぬ。

三、私會社と有限責任會社　英國の株式會社には公會社(Public company)と私會社(Private company)の區別がある。公會社は普通の株式會社で、私會社は所謂一人會社(One man company)若くは家族會社(Family company)である。從來英國には事實上一人の所有に屬する株式會社や、家族的株式會社があつて、法律は別に普通の會社と區別せず、同一の規定の下に置いたのであつたが、此種の會社が漸く增加するに及び、千九百七年始めて會社法の中に特別の規定を設け、翌八年之を改正したのである。其要旨は(一)株主の株式讓渡の權利を制限すること(例へば重役の認許を得ずして、之を讓渡すことを得ずとか、使用人なれば其在勤を條件として株主とするとか、多數株主は少數反對の株主の株式を買收し得ることなどである)(二)株主の數を二人以上(普通は七人以上)五十人以下とすること(但し使用人は除く)(三)株式又は社債を公募することを禁ずること(此公募であるかどうかを區別することは、事實上困難であるが、之は大切の點である)、是等の制限あると同時に、(一)普通の會社の如く目論見書を作ることなく、(二)株式の割當に制限なく(三)開業前最低拂込を得る必要なく(四)取締役の選任に制限なく、(五)毎年財產目錄、貸借對照表を差出す義務を免ぜられ、(六)定款に規定ある場合の外、優先株主や社債權者の請求に應じて、帳簿などを公開する必要がないので、極めて自由である。獨逸の有限責任會社(Gesellschaft mit beschränkter Haftung)も亦之に類したもので、(一)資本金と一人の出資額を制限し、(二)株式を發行することはできるが、定款に依りて其讓渡上に制限を加へることができ(若し讓渡すときは公正證書を用ふる手續を要する爲め、事實上取引所などでは、賣買できぬ)(三)責任は有限、無限、保

證、孰れにてもよろしく、（四）目論見書を發表するを要せず、（五）株主總會を開く必要なく（六）監査役の要なく、亦會計報告を公表する必要のない、私會社より一層自由な會社である。

現在我邦には家族的又は一人專有の株式會社が尠くなく、又將來も增加するであらうと思はれるのに、之を普通の株式會社と同一規定の下に置くことは、外部の者に對しても不便であり、又會社自身に取つても不利益であるから、此際特別の規定を設くる必要があらうと思ふ。但し問題は獨逸の有限責任會社式にするか、是等の長所を採つて折衷主義のものとするか、或は成るべく此種の會社の設立を嚴重にするかであるが、獨逸式は寬に過ぐる嫌ひがあるから、寧ろ英國式を本則とし、更に多少の制限を加へ、日本の經濟事情に適するやふにしては如何であらうと思ふ。從來此種の問題は徒に學者の論議に上るのみで、一向實現せられなかつたのであるが、我邦の會社の形態も餘程變化して來たのであるから、此際無用の株式合資會社などを廢して、此種類のものを加へるのが、時勢に應ずる所以である。

商法改正要綱第二十三は「外國法上の有限責任會社又は英國法上の私會社に該當する特別の會社を認め、之に付き特別法を以て規定を設くること」とした。其理由は「關係條文の多數なこと、我邦に於ては最初の立法であるから」と云ふのであるが、此種の會社は株式會社の變態に屬するものであるから、之を會社編に收めることが妥當であり、且つ實際上に於ても便利である。我邦に於て、最初の規定であるから、我邦の實情を調査した上、英法の私會社竝に歐羅巴大陸諸國の有限責任會社の規定を參考して規定を定めるがよい。條文は必ずしも著しく多きを要しないと思ふ。

第三節　企業の聯合及合同

一、意義及種類　企業者の中會社組織のもの、就中製造、鑛山、運輸、保險等の事業を營む會社は、從來內外共に種々の聯合を組織したので、其主たる目的は相互に無益の競爭を行ひ、共倒れとなるのを防ぐのであつた。米國で有名な「プール」(Pool) や「トラスト」(Trust)、「フュージョン」(Fusion)、獨逸で盛んに行はれる「カルテル」(Kartell)、「インテレッセン、ゲマインシャフト」(Interessen Gemeinschaft)、大戰後に現はれた「コンツェルン」(Konzern)、英國の「オノラブル、アンダースタンディング」(Honourable understanding)、「プール」(Pool)、「トレィド、アッソシエィション」(Trade association)、「コムバイン」(Combine)「コンソリデイション」(Consolidation) の如きは、卽ち其重なる種類であるが、是等を綜合して大別すれば、「カルテル」か「トラスト」の中、孰れかに屬せしむることができる。「カルテル」(聯合) は普通生產者が賣價や、販路に關して無益の競爭を避け、又過剩生產を防ぐ爲めに、貨物の生產高や、賣價、販路、原料の購買、賃銀、利益分配など、經營上の條件に關して協約するもので、汽船會社が運賃率を協定し、火災保險會社が火災保險料率を約束す

るが如きも、亦一種の「カルテル」である。卽ち紡績なり、石炭なり、生絲なり、同種類の生産業者が市價低落、持荷滯積などの場合に、生産高を制限したり、賣價を協定したり、輸出組合を設けたりするのがそれで、多くは一定の期限を附した、短期の部分的結合であるから、各會社は依然其獨立を保ち、唯賣價なり、販路なり、又生産高なり、約束した事項に就てのみ制限されるに過ぎぬのである。而して契約に背いた者には相當の制裁を加へるのが普通であるが、假令同種類の生産者にもせよ、規模の大小、經營の巧拙、製品の不同、販路の廣狹、財政狀態の相違など、種々違つた立場に在る者があるのと、元來市況不振の爲め、己むを得ず一時の目的で協約するのが多い爲めとで、內外共に中途瓦解する例が尠くないのである。

之に反して「トラスト」(合同)は同種類、又は多少の關係を有する異種類の數多の會社が、形式上又は實質上、其獨立を失ひ、之を集合した一大企業を組織し、「トラスト」の本部は之に屬する事業の管理權を掌握するのである。其最も標準的のものは、嘗て米國に於て組織せられた形式は、加盟せんとする各會社の株式全部又は大部分を、數人より成立つ「トラスト」本部に提供し、其代りに「トラスト」證券を受取り、總支配權を此本部に收めたもので、一八八二年に成立した。有名な「スタンダード、オイル、トラスト」や、續て現はれた「ミシガン、ソールト、トラスト」「ホヰスキー、トラスト」「パイプ、トラスト」「スティール、トラスト」「シュガー、トラスト」なども、亦皆此組織に依つたものである。元來米國では、此前から獨逸の「カルテル」に當る「プール」なる、賣價や販路の聯合があつたのであつたが、其規約を充分に屬行することが困難であるのと、當時に於ても市場を獨占することは、國法の禁ずる所であつた爲め、「ロックフェラー」氏が前記のやうな組織を案出したのであつたが、是れ亦「シャーマン」の「トラスト」禁止法(Sherman Anti-Trust Act)に依つて禁止せられたので(一八九〇年)、今度は各會社は一旦解散し、是等を合同した一大新會社を組織し、從來の「トラスト」重役は更めて新會社の重役と爲り、總ての采配を振ることにしたので、依然「トラスト」の實體は存續することゝ爲つた。卽ち「フュージョン」なるもので、此他各會社が新に事業を營まぬ新會社を造り、之に其株式の大部分を讓渡して、此會社は單に所屬會社の配當金のみを收益としつゝ、總ての指揮を行ふもの(卽ち持株會社(ホールデインヂ・カムパニー))、之と同樣、既に存立する有力な一會社が、其本業を經營しつゝ、他の會社の株式を買收して、其支配權を收めて居るもの、社長重役などが共通であるか、又は親族子分を以てする場合なども、其目的が資本及經營を集中し、市場を獨占するに在るときは、是れ亦廣い意味の「トラスト」に入れることができる。要するに「トラスト」も亦無益の競爭を避けるのが、其重なる目的の一つであるが、單に競爭を避けるに止らず、各企業其ものを合同し、大規模經營より生ずる經費節減、新機械据附、勞働組合對抗などの利益を收め、更に進んで市場獨占の利得をも壟斷せんとするものである。故に「カルテル」のやうに、普

に同種の産業のみの聯合に止まらず、往々之に關聯する種々の事業、例へば製鋼「トラスト」が銑鐵會社、鑛山會社、石炭會社、鐵道會社等を買收し、所謂縱斷的合同（Vertical combination で、同種の事業の合同である水平的合同、卽ち Horizontal combination に對す）を作ることが尠くないし、其生命も比較的長いのである。

縱斷的合同　「トラスト」の最初の形式は水平的のもの、卽ち同種類の產業の合同であつて、縱のものは後に至つて現はれたのである。而して「トラスト」と云へば、普通橫のものを指稱するのであるが、米國に於ても漸次縱のものが增加する傾向がある。其縱のものは橫のものと獨立して行はれること、獨逸の「コンツェルン」のやうなものもあれば、又橫の「トラスト」が縱のものを兼ねたのが尠くない。大連鎖店が幾多の製造所を所有するが如きは其の一例である。

企業の縱の合同（寧ろ結合）を混合企業（Kombination）と云ふ者もあるが、又後に述べる「コンツェルン」と同樣に見て居る者もある（「ミッチェル」の如し）。併し「コンツェルン」は資本參與、利益協同契約（又は委託契約）等に依て、法律上獨立の企業が結合したものを總稱するのであるから、事實上混合企業（卽ち縱の合同）が多くても、他の種類のものも尠くないのである。例へば資本關係で結合されて居る「モルガン」の「コンツェルン」としては「ユー、エス、スチール」の外、「ゼー、イー」や「ヂェネラル、モータース」や「ケネコット」のやうな幾つかの「トラスト」を包容して居るものもある。「スタンダード、オイル」、「アナコンダ」製銅會社、「ウェスチング」電機會社なども亦「ロックフェラー、コンツェルン」と謂はれて居る。獨逸に於て有名であつた「スチンネス、コンツェルン」(Stinnes Konzern) は元來石炭及鐵の合同であつたが、先づ電氣事業の有力なる合同である「シーメンス、シュッケルト」と利益協同を組織し (Siemens-Reinelle-Schuchert Union) 遂に褐炭、自動車、石油、製紙、電力、印刷及出版、海運、貿易、保險、銀行業などにも手を延ばしたのであつたが、之は一九二五年の夏崩壞した。

「マーヂャー」(Merger)　米國では近頃「マーヂャー」と言ふ言葉を用ひ、廣く「トラスト」や其他の企業の結合を指稱して居る。隨て縱の結合も含めば、「コンツェルン」も入いるが、「カルテル」までは含まぬやうである。之を分て Horizontal, Vertical 及 Circular の三種とし、最後の循環的の結合は類似又は、補足的の產物の生產業と結合するものだとして居る。縱の結合が同一生產系統に屬する種々の階段を連結することは、縱の合同若くは混合企業と同樣である。

獨逸の利益協同は同種又は異種の會社が稍寬大なる約束の下に、相互に妥協して利益を圖るもので、是れ亦一種の「カルテル」か若くは「トラスト」類似のものであつて（獨逸が戰前外國の銀行や、新聞社の實權を握りながら、其本部を本國に置き、依然外國人の名義、又は舊社名を稱へさせたのは、寧ろ「コンツェルン」であらう）、英國の「コムバイン」は多くは「カルテル」的のものである、が、亦「トラスト」に近いものも尠くない。聯合には又晉に國內の同業者を結合するばかり

でなく、外國の會社と協約して運賃率を定めたり、販路を頒つたり、賣價を定めるものがある。卽ち國際的聯合で、我邦の日本、寶田兩石油會社が嘗て外國の二大石油會社と協約した「石油カルテル」、北大西洋汽船同盟、獨、英、阿の「ダイナマイト、カルテル」、英米の煙草「カルテル」の如きは、卽ち其例である。

國際「カルテル」は歐羅巴に於ては古くからあつたものであつて、一八七〇年代の蒼鉛「カルテル」や、一八八三年の「レール、カルテル」の如きは、其初期のものである。「レール」の聯合は重要線路が敷設を終つて、過剩生產を來した爲め、激烈なる競爭を十年間繼續した後、獨、白、佛、英の四箇國間に組織せられたものである。併し例に依て繼續はしなかつたのである。爾來一八九六年迄に、金屬、藥品、染料、肥料、陶土など、種々の貨物の「カルテル」が四十餘に及び、大戰後は、各國購買力の減少に搗て加へて生產規模の擴張、技術の進步などの爲め、生產會社は商品の販路を見出すに苦しみ、從來の如く通商條約に依て政治的に之を緩和することは、戰後の反目や、自給政策の爲め不可能と爲り、當業者は自から各自の私的契約に依り、活路を求めやうとしたので、俄然國際「カルテル」が增加したのである。(Dr. R. Liefmann, International Cartels, Combines and Trusts, Ch. I)

最近の國際「カルテル」で有名なのは佛、獨、白、盧（ルクセンブルク）の四箇國が組織した歐洲鋼材「カルテル」であつて、是等四箇國の鋼材生產額は、米國を除いた世界總生產額の二分の一以上であるが、其輸出額は三分の二を占め、戰後の過剩生產は自然賣崩の弊を生ずること丶爲つたので、一九二六年四月一日より向ふ五箇年を限り、生產額を協定して制限することにしたのである。其他販路の協定「ダンピング」の禁止、價格の協定もあると云ふことであるが、之は公表はされて居ない。生產額は每三箇月に、各國一名宛を出して組織した四名の委員會が決定し、共同基金として粗鋼一噸に付每月一弗を拂込み、若し割宛額を超過すれば、別に一噸四弗宛徵收されるのである。

此外最近に於て存在する國際「カルテル」の重なるものは（一）歐羅巴軌條生產者組合（"Erma" = European Rail Makers Association で、加入國は英、獨、佛、白、盧、墺、匈、「チェッコ」、丁抹、の九ヶ國）（二）歐羅巴「アルミニユーム」カルテル（英、佛、瑞西、伊、獨）（三）國際窒素「カルテル」（智利の外英、獨、佛、日等の八ヶ國）（四）國際人絹「カルテル」（殆んど全世界）（五）國際電球カルテル（英、獨、佛、伊、和、瑞典、瑞西、墺、匈「チェッコ」及日本）（六）國際砂糖「カルテル」（玖、和、獨、白、匈、波、「チェッコ」）などである。此外金屬には鉛、亞鉛、銅、錫、「セメント」、「ダイアモンド」等の協定があり、化學工業には膠、染料、硫酸、バルプなどがあり、藥品には沃度「キニーネ」、「サツカリン」などの「カルテル」もある。而して協定の範圍も單に生產とか價格、販路、販賣、輸出などに止るものもあれば、亦生產販賣、價格と販路、價格と原料購買など二種以上に及ぶものもある。又參加國も、佛蘭西と獨逸とか、英米とか、西班牙と伊太利とか、單に兩國

に止るものもあれば、亦前記のやうな廣汎のものもある。（有澤廣巳―「カルテル、トラスト、コンツェル」下（經濟學全集第四十七卷）。

最近獨逸に現はれた企業合同の一種に「コンツェルン」(Konzern) と云ふのがある。之は企業内部の結合であつて、之に屬する各會社は法律的には獨立を保つが、其生産技術的、管理技術的、産業的、特に財政的統一の爲めの結合である。四種の目的が總て同時に達せらるゝことを要しないが、財政的結合は最も必要である。之にも亦産業が同種類であるか、異種類であるかに依て、横斷的と縦斷的の區別がある。而して「コンツェルン」には中心と爲る大會社があつて、自然指導的な支配權を握るか、又は特に主腦會社 (Dachgesellschaft oder Spitzengesellschaft) を組織するのである。此會社は完全な持株會社であるものもあれば、又有限責任會社で少資本を以て經營し、單に最高統帥機關として支配して居るものもある。隨て大體は「トラスト」式のものであるが、必ずしも市場の獨占を圖るものではないし、其中低度のものは「カルテル」に近いものもあるのである。

二、過去と近狀　米國の沿革は大體前に述べた如くで、現今に於ても鋼鐵、煙草、砂糖、銅、製革、石油、護謨、石炭、製紙など尨大なる「トラスト」が尠くないが、大戰後に至りて特に注目に値ひすることは、特に海外輸出を目的とする聯合又は合同は、「シャーマン」條例の除外例として之を許すことにした點である。卽ち一九一八年四月「ウエッブ、ポメリーン」條例 (Webb-Pomerene Act) なるもので、之を制定した目的は、從來獨逸其他の諸國が孰れも聯合的方法に依て、輸出を奬勵して居たに拘らず、米國は依然「シャーマン」條例に束縛せられ、海外競爭上餘程不利の地位に立つて居つたから、此障碍を除くのが其目的の一であつたに相違ないが、平和克復後各國は更に尨大なる團結を作り、海外市場に競爭せんとする形勢を看取し、依て以て將來に備へやうと試みたわけで、同時に之に伴ふ弊害を防がんが爲めに、聯合貿易委員會 (Federal Trade Commission) の嚴重なる監督を加へることにしたのである。爾來銅輸出組合竝に北米製鋼會社など、此條例に依つて設立せられた聯合も少くないとのことである。最近に於ては、消費者の購買力に伴はない生産過剰を釀し、競爭も亦隨て激しく爲つた結果、往時の如く獨占的高價を維持する目的で「トラスト」を作る空氣は滅少し、主として生産費や配給費の節約に因り、廉價に供給することを目的として結合する傾向を生じ、自から會社の合同を促し、縦の結合も益〻增加することゝ爲つた。原料生産者が直接消費者に接近して、其「グッドウィル」を獲得維持せんとする希望も、亦縦の結合を促す他の原因である。(W. R. Basset—Operating Aspects of Industrial Mergers.)

三、獨逸には今から凡そ百年以前に鐵道賃率や、保險料率の聯合があつたが、生産業に之を見たのは一八六〇年製鹽業者の組織したのが始めで、間もなく、葉鐵や石炭の聯合が成立したが、最も盛んに組織されたのは一八七〇年後の十數年で、殊に一八八〇年の後半期である。ツマリ戰捷後企業勃

興に伴ふ過剰生産と物價低落、之に伴ふ販賣上の激烈なる競爭、之を救濟せんが爲めの保護關稅法の制定などに因るのである。聯合した事業の種類は矢張石炭、製鐵、金屬工業、纖維工業、皮革、製紙、化學工業などであつた。其後景氣恢復期に於ても、聯合の利益は特に減少しないので、其數は增加しつゝあつた。此間消費者の非難もないではなかつたが、大戰前はまだ法律を以て取締るには至らなかつた。而して大戰前の獨逸に於ては、米國の「トラスト」のやうな企業の集中は現れず、唯電氣事業や化學工業の方面に會社の吸收は行はれたが、それも「トラスト」ではなかつた。其所以は政府や民衆が反對した爲めではなく、企業家は各獨立しつゝ、「カルテル」か「コンツェルン」程度の聯合で充分だと信じたからである。が併し他の原因は獨逸の經濟事情にも因るのである。即ち米國などの如く自然の富源が多くて利潤率の高い國と異り、富源に制限がある上、人口は比較的稠密である爲め、企業の競爭が一層激烈と爲り、利潤率は益低下する。市場の範圍が狹くて生產費は高く爲るのであつて、英國の如く尨大なる植民地と海外投資があつて、商工業が均一に發達した國とも異るのである。卽ち「カルテル」に依て生產高を制限したり、價格や販路を協定する必要がある所以であつて、斯ふした事情が鑛て「トラスト」の程度に合同する必要を少くした所以である。一方に於て民衆は政府を信賴し、政府は有力なる地位に立つからして、公益を害する場合には、政府が干涉するものと信じ、從來特に「カルテル」を制限する法律は存在しなかつた（二、三特別法の外）。是も亦企業の聯合が增加した他の理由である。

世界大戰は一般に交戰國に於ける企業の集中を促したのであるが、獨逸に於ても政府は「カルテル」に依存し、之を奬勵した。然るに大戰後に於ては財界及物價の變動甚しく、「カルテル」は却て厄介視され、「條件カルテル」などの外、大部分消滅することゝ爲り（一九一八―一九二四年）、學者は此時代を「カルテル」の死亡時代（Kartellsterben）と云ふて居る。此時代は「カルテル」が最も不人望の時期であつて、扨こそ後に述べるやうな制限法が制定されたわけである。而して此時代に企業の合同が熾んに行はれ、「コンツェルン」は著しく增加したが、「コンツェルン」は「カルテル」の拘束を受けることを快しとしなかつたから、此方面からも「カルテル」契約は弛緩して來たのである。

此時代に「コンツェルン」其他企業の結合が增加した理由は、（一）獨逸が割讓した「アルサス、ローレイン」や「ツァール」地方に在る鑛山や工場の所有者は政府から賠償金を收めた爲め、之を以て獨逸の他の地方の企業を買收したのと（二）極端なる「インフラチオン」の結果、借入金で買收しても有利と爲つたからである。其結果原料の獲得に不利を生じたことも亦他の原因と爲つた。而して「コンツェルン」も單に同一生產系統の企業を合併するに止つて居れば、弊害も少かつたのであるが、全然緣故のない事業まで包容するやうなもの（例へばスチンネス）もあり、馬克の安定は財界の「クライシス」を生じ、負債の負擔は過重と爲り、「コンツェルン」は漸次崩壞して、再び

「カルテル」の時代と爲つて今日に至つたわけである。卽ち「コンツェルン」の死亡時代（Konzernsterben）であつて、一九二五年以後は、資金や借入能力の利用若くは原料の確保は最早問題ではなく、却て競爭力の强化と生產費の低減（競爭上の費用を含む）を重要視することゝ爲つた。卽ち大規模生產と特殊化の利益を收めることを目的とし、「カルテル」は市場を調節し、且つ販賣費を省き、一方「トラスト」的の橫の合同が生產額の增加、標準化、特殊化、竝に極端なる分業などに依て、生產費の節約を圖つて居るのである。石炭「カルテル」が鋼鐵「トラスト」と竝行し、兩種相竝んで發展せんとしつゝあるのが獨逸の現狀である。而して是等は各勢力範圍を擴張せんとする結果は國際的と爲るわけであるが、それは單に獨逸の國土が狹いばかりではなく、一つは媾和條約の爲め、企業の聯絡が斷ち切られた結果である（例へば「ローレイン」の鐵と鑛は「ルール」の石炭及「コークス」と離れた爲め、國際協約を必要とする如くである）。(R. K. Michels-Cartels, Combines and Trusts in Post-War Germany, Ch. I & II.)

飜て英國を觀るに、聯合の盛んに起るやうに爲つたのは、大戰十數年前からで、古く石炭や海運業者の聯合が造られたこともあつたが、鐵、鋼、纖維工業、織物、化學工業、製粉、煙草など重要生產業者の間に聯合を見るに至つたのは、一八九〇年代の末頃からである。製鐵などは明かに米獨協同的競爭に對抗せんが爲めに造られたものであるが、其他のものも、是等兩國の制度に倣つて起つたものであらうと思ふ。英國の聯合中特に注意すべきは製造業、卸賣業、竝に小賣商の縱斷的聯合で、ツマリ各自の競爭の外、大規模の百貨店や消費組合などの競爭に耐へず、藥品、文房具、馬具商などが組織した委員制度の聯合である（米國にも此種類の聯合はある）。而して英國に於ける聯合の氣運は、大戰に入りてより一層促進せられた形跡があつて、鐵及鋼の「コムバイン」だけでも三十五に及び（是等の多くは永久的又は時々の賣價聯合である）、化學工業は二大合同に掌握せられ、電氣工業には資本金三千三百萬磅で、種々の事業を包容する一大聯合があり、其他石鹼、草履、壁紙、「セメント」、織物工業などにも種々の聯合があつて、政府は一九一八年の春、特に「トラスト」調査委員を擧げて其利害を研究させることに爲つたのである。戰爭中聯合を促した原因は（一）生產販賣上に於ける大生產の利益の外（二）政府が諸種の貨物の市價を公定したり、原料品の使用を制限したりする便宜上、諸工業の代表者を會合させたこと（三）商工業者は、戰時の義務を果すため、競爭者も寄々會合したこと（四）超過利得稅の一影響として、有利の大會社が小會社を買收したこと（五）、機械に依りて製作さるゝ貨物の形式、見本、大さが著しく標準化（スタンダーディゼイション）（所謂規格統一）することに爲つたことなどである。

是等聯合の初の目的は、國內に於ける競爭の弊害を除く爲めであつたが、其後漸く輸出政策の一手段として利用せらるゝやうに爲り、米獨の如く國內に於て高價に販賣し、輸出先に於て廉賣を試

み、斯くて外國競爭品を壓倒しやうとしたのであるが、近年は市場調査と貿易進捗の二つの目的を以て、大規模の團體を組織するものが現はれ、銀行の合同若くは貿易銀行の設立と相俟て、販路開拓に努力するやうに爲つたのである。英國工業聯合會（The Federation of British Industries, F. B. I.）の如きは其適例の一つである。其他伊太利、西班牙、和蘭、白耳義、瑞西、露西亞など、歐洲諸國は云ふまでもなく、南米、濠洲、印度など、苟も近世的大工業の存する所には、多少聯合又は合同を見ざる國なしと云ふ有樣である。

日本でも最近二十年來企業集中の傾向が著しく現はれるやうに爲つたが、多くは生產制限や賣價などの聯合で、合同的のものは割合に少いのである。多くは日淸、日露の戰後好況時代に伴ふ不景氣時代の切拔策として現はれたものである。今次の大戰後の不況時代にも亦種々の方面に聯合又は合同の氣勢が盛んになつたやうである。日本、寶田二大石油會社の合併、大汽船會社の合同談（之は株式の吊上策かも知れぬが）などは其著しいもので、製絲業者の賣價協定、生產制限、綿絲紡績會社や九州石炭坑主の生產制限、農家の米價協定、銀行の預金率協定などは聯合の適例である。其他製造業の「カルテル」の主なものは、鐵鋼業、製鋼業、「セメント」、砂糖、製粉、製紙、電球、石油、鑵詰、曹達及晒粉、人絹、絹絲紡績、羊毛、製麻などである。

【參考書】　我邦の「カルテル」に關する參考書は（一）野田豐—「經濟團體」（二）松尾音次郎—「我邦商工業の現在及將來」（三）依田信太郎—「事業經營の新勢」（四）美濃部亮吉—「カルテル・トラスト・コンツェルン」下（經濟學全集第四十七卷）（五）小島昌太郎—「我邦主要產業に於けるカルテル的統制」（是等の中四と五が最近のものである）。

三、聯合の起因　企業の聯合（及び合同を含む、以下亦然り）は、內外共に、多くは市場好況、事業擴張の後、市價暴落、生產過剩、自殺的競爭等の餘に成つたものであるが、又資本經營を集中し、經費を節約し、生產能力を增加し、市場を獨占する爲め、若くは輸出策として起つたものもないではない（之は殊に合同に多い）。兎に角是等の聯合が勃興するに至つた原因は、次の如くである。

（一）企業の組織が益大規模と爲り、隨て資本の固定額が增加するに隨て、經濟界の不況時代に入つても、俄に之を收縮することが困難で、損失を忍びつゝ生產を繼續し、規模の大なるだけ其損失高も亦尠くないこと。

（二）市場が內外に亘つて擴張せられ、需要高も又供給量も不明なる上、市價を左右する原因が增加し、自然過剩生產に陷り易く、加ふるに前記（一）の如き原因が伴ふものであるから、企業上の不安が增加するやうに爲つたこと。

（三）近世の生產業は同樣の原料を用ひ、同樣の機械に依りて、相類する貨物を多量に生產する爲め、販賣上の競爭も亦激烈を加ふるに至つたこと。

（四）企業が集中せられ、各種の產業が漸次少數の大會社の手に收められるゝやうに爲つた爲め、競

爭が益〻激しく爲つて來たこと。又少數の大會社が聯合すれば市場を左右し得るやうに爲つたこと。

(五)運輸交通の便が發達し、廣大なる地域に亘り聯合を組織する上に便なること。

(六)產業保護の爲め高率の關稅を賦課する政策を行ふ國が多いので、外國品の競爭を防ぐことができ、內地の重なる會社が團結すれば市場を左右することができるから（英國の經驗に依ると、總產出額の八割以上を占むる必要がある）、自然合同の氣運を助長するやうに爲つたこと。但し英國の如き自由貿易國にも、聯合や合同が尠くないのを見ると、此條件は必らずしも必然的ではないのであるが、高率關稅が合同に便利なことは事實である。

(七)輸出奬勵策の盛んに爲つたこと。歐洲大戰中竝に戰後に亘り、歐洲諸國は其市場恢復、經濟力增加の目的から、又米國は之に對抗して敢て讓らない決心から、前述のやうに、種々の輸出聯合を組織し、政府も亦之を奬勵する政策を採るやうに爲つたこと。

(八)英國などでは、戰時中政府が產業を管理し、或は消費を制限する必要上、軍需省などが各事業の有力者を會合させ、是等に圖つた事が、管理撤廢後に至り、聯合を造らせる原因と爲つたといふことである。

(九)銀行業の勃興。內地產業、海外貿易共に金融機關の後援がなければ發達し難いものであるが、此銀行業も亦漸次規模を大にし、合併するやうに爲つた爲め、之を利用する會社も亦漸く合同するやうに爲つたこと。

(十)會社合併の場合には、其幹旋者は混水法（Watering）などに依り、特別の利益を受けることが出來る爲め、單に合併せんが爲めに合併する者もあること。

(十一)勞働組織の範圍が益擴張せられ、其勢力愈增大し、一般の思想も亦漸く資本家階級に不利と爲る傾向がある爲め、此勢力に對抗する必要を感知したこと。元來勞働組合は資本家、殊に其聯合に對抗する爲めに起つたものであるが、現今のやうな猛烈な勢力と爲つては、資本家側も益聯合を廣くし、且つ强くする必要がある。

四、聯合の利害　企業者が聯合又は合同を組織する所以は、損失破綻を避けんとする自衞策か、又は市場獨占の利益を獲んとするに在るから、聯合自體には利益があるに相違はない。固より加盟者の規模の大小や、經營法の巧拙もあるから、總ての加盟者が一樣の利益を收め得るものでないし、又已むなく加盟を强いられ、或は强制的に買收せられたものなどは、加盟前に比し却て不利益の地位に立つ者もあるであらうが、玆に述べんとする利害は、聯合當事者の立場からではなく、聯合が一般國民經濟上、若くは他の同業者又は或る階級の者に及ぼす影響如何に在る。自由競爭は改良進步の母であるから、或程度まで必要であつて、特權會社だの專賣だのは、弊害の生じ易いものであることは、

【甲】聯合の利益　聯合の重なる目的は無益の競爭を避くるに在る。

一般に認められゝ所であるが、競爭も或程度を超ゆるときは、當事者は非常の相失を蒙り、單に一時的の利益を社會の一部の者に與へるだけで、確實永久の利益を與へるものではない。例へば汽船會社や保險會社が競爭の結果、法外の低賃率に引下げ、遂に妥協し、合併又は聯合して、却て以前より高率と爲すが如き、又製造業者が生產費以下に廉賣して他の商品を驅逐し、然る後市價の騰貴を圖るが如き、或は商品の實質を低下し「イカサマ」物を販賣するが如き、又は利益少き爲め機械及組織の改良を行ふこと能はず、自然生產費を增加する結果は、消費者にも不利益を及ぼす如くである。又今日內外共に販賣の競爭上、廣告費に費す金額は驚くべきものである（米國では最近の見積一箇年凡十五萬弗と云ふて居る）が、是等も亦競爭上に費す所が尠くないわけである。然るに企業の聯合に依る時は、是等無益の失費を省き、冗員の淘汰、有能の拔擢、管理の統一、原料仕入、製品販賣上の利益、副產物の利用、運賃の節約など、一般大規模經營に伴ふ利益を收め、粗製濫造の弊を矯め、製品の品質を整齊し、需要供給を適合させて過剩生產の弊を避け、殊に海外販路の開拓、外國品の內地市場に侵入するを防ぐこと、鐵、石炭、棉花、羊毛など重要原料の供給を確保すること（之は戰時に於て殊に必要である）、或工業の各工場の仕事に過不足なからしむることなどに於て、最も效驗を現はし得るのである。而して聯合が市價を騰貴させ、若くは下落を抑止することは、次に述ぶる如く、一弊害には相違ないが、之れが爲め市價の變動を和げ、事業の基礎を確實にし、恐慌を緩和して資本の浪費を防ぐ結果は、機械の改良經營の進步を促し、自然生產費をも低減し得るのである。殊に市價高きに過ぐるときは、需要高を減少せしめ、一箇當りの利益は多きも、總利益は却て減少する虞があるから、如何に獨占市場でも、無法に高價を貪り得る場合は稀である。又市價の低きは一般消費者を利するやうであるが、一時的の投賣は當業者を破綻させるだけで、著しい利益はないものである。假令消費者に多少の利益を與へるにせよ、之が爲め其生產者又は取次商人を倒し、其原料生產者を害するときは、國民經濟全體より觀て、必ずしも利益なりと云ふことはできぬのである。

企業聯合に伴ふ一つの利益は、輸出廉賣（Dumping）に依て、海外市場を開拓するに便利なことである。海外販路の開拓策には種々あつて、必らしずも廉賣に依るを要せないことは言ふまでもないし、內地に高く海外に安くするが如きは、非難を免れぬ所であり、又加奈陀、米國、英國、日本などのやうに、廉賣防遏關稅を賦課せらるれば、餘り效は無いかも知れぬし、若し政府が此政策を後援するが如きことあらば、之が爲め外交上面白からぬ結果を生ずるであらうと思ふが、從來此手段は獨、米、英の諸國に依て巧に利用せられたもので、今後と雖も場合に依つては有利に運用し得ることであらうと思ふ。

【乙】聯合の弊害　聯合（及び合同）の弊害の中最も大なるものとして攻擊せらるゝのは、市場

を獨占し、商品の市價を吊上げ、一般消費者を害する點に在る。此弊害は前述の如く、必らずしも甚しいものではなく、亦聯合又は合同は必然的に市價の吊上を伴ふと云ふわけではないが、賣價聯合は固より、生産制限にせよ、販路協定にせよ、其目的の重なるものは、市價の低落を防ぐに在る。又合同の大なるものは市場を獨占する結果、市價を吊上ぐる傾向を有するもので、企業家に有利なるだけ、その商品の消費者に不利益を與へることは事實である。その商品が廣く使用せらるゝ石炭、綿絲、紙の如きものである時は一般消費者、竝に之れを使用する製造業者に、又鐵の如き原料品であれば、機械製造業者や造船業者に不利を與へ、又往々一方自己の要する原料品の賣價を左右し、他方卸賣商人をも掣肘する權力を持つに至るのである。隨て大規模經營に伴ふ生産費節減の利益を生じても、其利益は徒に企業家の嚢中を肥やすのみで、消費者は之れに浴することができず、却て聯合前に比し餘分に搾取せらるゝことも珍しくないのであつて、是等の原因が米國をして「トラスト」禁止法を制定せしめた所以である。

聯合は又貨物の生産高を減少させる弊害がある。生産制限の聯合は云ふまでもないが、其他賣價や、生産高分配の聯合でも、或る程度に高められた市價に於ける需要を充すだけ生産するので、高い市價に於ける需要は、多少減少するものであるから、自然生産額は減少するのである。

其他可及的同業者を少くする爲め、故らに市價を引下げて之を屈伏せしめ、自己（聯合）の購買者に特別割引を與へて聯合のみより買入れしめ、或は專ら聯合のみに販賣させ、斯くて取引上の自由を抑壓し、又は聯合のみに運賃の特別割引を與へさせて、聯合以外の者を苦しめ、獨立的新企業の勃興を妨げて、少數企業家の跋扈に委し、獨立小企業の衰頽は營利的衝動を沮喪せしめ、且つ對人的親密の關係を失はさせる結果は、事業經營能力の練磨を不完全ならしめるが如き弊害がないでもないし、事業の規模が大きく爲るに隨ひ、官僚的、繁文褥禮的と爲り、一般に能率は低下する傾きがある。又假令外國競爭品壓倒の爲めとは云へ、國内で高賣りした利益を割いて、外國人に贈與するが如き「ダムピング」も、一國より觀て不利益が尠くないのである。

又企業者が聯合し、之が爲め事業の基礎が確立し、恐慌を避け得るならば、失業も減少し、此點から觀ると勞働者に對し、利益を齎すわけであるが、一方聯合は資本家の勢力を强大にして、勞働者を壓迫する傾があり、又政黨や官吏を買收し、政界を腐敗させ、自己に有利なる關稅法其他の法令などを制定させる弊害が增加するのである。凡そ政黨政治には腐敗分子が絶ゆるの理なく、個人も普通の株式會社も、亦賄賂を行ふ者が尠くないが「トラスト」的の大企業は、法令の改廢に因る利害關係多大にして、又運動の資力も豐富であるから、其害毒も亦自から甚しくなるのである。

五、聯合の偶然的仰制策　聯合を擁護する者は、往々「我々は正當代價以上に引上げることができても、之を引上ぐる考へはないし、又引上げやうとしても、引上げ得るものではない」と云ひ、

其理由として次の如き自然の調節法ありと說いて居る。

（一）商品の市價を餘り高くすれば、販賣高を減じ、隨て總利益を減ずる虞があるから、相當代價以上に上げることはできぬと云ふ。之も一理あるが、有效な獨占權を得て居る場合には、販賣高が減少するやうに爲るまでに、可成り高價を貪り得るのであるから、之も完全な防衞策にはならぬ。

（二）或る商品を不當に高くすれば、其代用品の需要を增加すること丶爲る、卽ち副競爭（Collateral competition）を促し、自然引上げ得ぬことに爲ると云ふ者がある。併し此傾向があるとしても、之が爲め需要者が最も希望する物を、相當代價で求め得るやうにはならぬし、又或商品の市場を獨占した者が、其代用品にも手を延して、合同することは、割合に容易であるから、副競爭が抑制策と爲るには、一定の限度がある。

（三）新に競爭者が現はれること。併し既に獨占的の聯合が存在する場合には、之に對抗して事業を起すことは容易でない。又起しても叩き潰されるか、或は最初から買收される考へで始めるのであるから、是も餘り效はない。

（四）或る强大なる聯合が、其生產物を他の强大なる聯合に供給する場合、例へば製鋼會社が架橋業者に對する如き場合には、後者の聯合は前者に對して、其不當の代價を斥けることができる。是も亦多少有效かも知れぬが、半製品の使用者は、其高價の爲めの負擔を、消費者に轉嫁することができる爲め、其買價を深く念としない傾きがあるから、常に抑制の力があるとは云へぬのである。

（五）消費者の聯合たる購買組合や、生產組合も、亦生產者や商人の聯合に對抗する力がないではないが、其力は、假令英國の如く發達した國でも、一定の範圍に限り、又組合の生產が餘り大規模に爲れば、消費者の管理を離れ、少數者の經營に移り、是亦自ら一種の聯合と爲るのである。

（六）相當の程度を超へて値段を引上げることは不當である。不當な値段は長い間には却て不利益であるから、聯合と雖も不當には引上げ得ぬものである、と云ふ者もある。成程聯合が商人や公衆の感情を害するのは、不利益であるには相違ないが、「公正」と云ふやうな考へは「安く買ひ、高く賣ると」云ふ、營利觀念と併行することは困難である。

（七）外國品の競爭に依つて市價を抑制せらるゝ場合もある。特に關稅が低い場合には此利益があるが、是も必らずしも當てにはならぬ、と云ふのは內外協同の聯合、國際的聯合も珍しくないからである。要するに是等偶然的の防衞法は、或る特別の場合には頗る有效であつても、大體上餘り信賴することはできぬ。卽ち聯合が公衆の費用に於て市價を高める餘地はあるから、更に積極的の政策を考慮する必要がある。

（八）之に關して考ふべきは「勞働組合」であつて、資本對勞働と云へば、直に軋轢を聯想させ、又實際衝突して居るのであるが、聯合の獨占的代價と云ふ問題に關しては、補助的要素たるに過ぎ

ないのである。卽ち勞働組合の勢力如何は、商工業者の聯合が、獨占に依りて一般公衆から搾取した利益を、如何に資本家と勞働者との間に分配するやに關するのみで、獨占權がある場合には、勞働組合が賃銀値上げを要求すれば、資本家の收益を減少するのでなく、徒に公衆から搾取することに爲るのである。隨て生産物の市價の高低に應じて賃銀を上下する「スライディング、スケィル」(Sliding scale)や、傭主と勞働者が協同して、賣價や產出高を高める委員制度が實行せらるゝ曉には、物價は益高められ、獨占問題は益重要の程度を增加するであらう。J. Hilton— Memorandum on Combines and Trabe Organizations.)。

六、聯合に對する政策　聯合（及び合同）には前記の如き弊害を免れぬのであるが、一方に於ては亦利益も少くない。殊に對外商戰に於ては、缺くべからざる組織と認められ、現今の經濟組織に於ては到底廢滅させることのできぬものと爲つたので、一般の學說は其存在を認め（場合に依りては之を奬勵し）、同時に成るべく其弊害を少くさせると云ふ主義に傾いたやうである。英國の國家社會主義者たる「シドニイ、ウェップ」や「ジェー、エッチ、ホブソン」なども、產業國營に近附く一過程として、却つて合同を歡迎して居ると云ふ話である。尤も企業聯合にも(A)無害有益のもの(B)利害共に著しからざる中性的のもの（C）無益有害のものゝ區別があり、又同一の聯合でありながら（A）であつたものが、時に依り（C）に爲ることもあるのであるから、總ての聯合を一樣に律することはできぬし、それ自體の組織にのみ、弱點があるやうに考へてはならぬのである。

政策を考ふるに當つて注意すべきは、代價が正當であるや否やと云ふ點、竝に聯合の收むる收益が、獨占の爲めであるか、將又經營法の進步に因るかを判別することである。何故なれば假令代價が素人目から觀て高くても、それが例へば原料や賃銀の騰貴か又は低落せぬ爲め、若くは市場の形勢の變化（例へば海外に於ける需要の激增）に因るものであつて、聯合の吊上策に因るものでないとしたならば、猥りに其引下策を行ふことはできぬし、又聯合の利益が割合に多いとしても、それが經營法の進步改良に基くものであれば、是亦制限の理由にはならぬからである。若し斯る正當の代價や、利益を制限すれば、穩當の聯合の發達をも抑壓し、聯合の貢獻する利益を失はしむることに爲る虞がある。

併し問題の困難な點は、代價が果して正當であるや否や、利益の如何なる部分が改良から生じ、如何なる部分が獨占から出たものであるか、それを判別する點に在る。

正當代價（Fair value; Reasonable price; *justum pretium*）を知ることは、小賣代價の當否を判別する場合、其他動產、不動產、無形財產、さては會社の買收價格を知る場合などに於ても、困難であるが、此場合にも亦頗る困難である。と云ふのは、一般物價の騰落卽ち貨幣の購買力の變化もあれば、原料賃銀の高低もあり、又市場の變動もあり、技術や組織の進步もあるので、猥りに「高

過ぎる」と云ふことを定め難いからである。又物の代價は積極的に高めないでも、當然引下ぐべきものを引下げない場合にも「高過ぎる」ことは珍しくないが、是亦如何なる程度に引下ぐるのが相當であるか、實際問題としては判別に苦しむ場合が多からうと思ふ。利益の當否を判別する場合も亦同樣で、是等は會計士などの精密公平なる審査に俟つ外はないのである。

從來政府竝に國民が、合同に對して行ふべき政策として數へられたものを觀るに、

（一）對抗聯合の成立を奬勵すること。例へば原料生產者の聯合に對して精製業者が團結すること。製造業者の聯合に對して商人側が團結し、或は生產組合又は購買組合を設けて生產者竝に商人に對抗し、勞働組合の團結を鞏固にし且つ擴張して、資本家に對抗する類である。是等は組合法の規定如何にも影響されるれど、主として聯合對抗者の階級が自發的に組織すべきもので、而も勞働組合などの外、餘り效は擧らぬし、又問屋は組合で左右することができるが、小賣商人の聯合などは、或種の商品の賣價を協定する程度のもの丶外、容易に組織し難い缺點がある。要するに餘り有效でないことは、前記偶然的方法の一として述べた如くである。

（二）關稅を輕減すること。嘗て述べた如く、輸入稅の高いのは、聯合を促す一大原因であるから、同種類又は類似品の輸入稅を減免し、外國競爭品の輸入を容易にする方法で、之も商品の市價の騰貴を防ぐ效力はある筈であるが、聯合其ものを解體させる力はないのである。

（三）聯合禁止法を制定すること。之は米國を始め佛、伊などでも試みた方法で、中には民法上此種の契約を無效とし、違約者から罰金などを徵收することができないこと丶したものもあるが、米國の如く忽ち「フュージョン」を造つて「トラスト」に代へると云ふ次第で、是は效力の薄いものと認められて居る。

（四）一切の聯合を行政監督の下に置き、其約款、現狀等を公示させ、公益に反するものは禁止又は解散させること丶するので、從來一般學者の唱へた所であり、又米、英諸國が行ひ、又は行はんとしつ丶ある方法である。

（五）國家が自ら聯合の組織に參加し、又は自ら競爭者と爲ること。例へば聯合した株式會社の取締役又は監査役の一部を政府から任命すること。或は聯合の總會に相當官吏を派して議事に參加せしむる方法などで、聯合の種類に依りては有效であらうと思ふ。又場合に依り、政府又は地方自治體が同種類の仕事を起し、獨占的聯合に對抗することも一策であつて、斯る場合には民業壓迫などの非難を顧慮する必要はない。

（六）事業の性質に依り、獨占的の傾あるものが、獨占的聯合を造るに至つたなら、之を公有又は國有に移すこと。例へば電氣、瓦斯、鐵道、電話の類であつて、是は內外共に廣く採用せらるゝ主義であるが、社會主義者の唱ふる如く、あらゆる重要產業を國有に移すことは餘程考へ物である。

(七)獨占的代價を國家が管理すること。之は戰時非常の場合などには必要で、又有效に行はれたのであるが、需給が平衡を得た平時にまで及ぼすのは考へ物である。第一前記の如く孰れの聯合の代價が獨占に原因するか、それを定めるのが困難で、それが分つても、其程度が問題で、一種の代價を管理すれば、自然他の物にも及ぶ場合が多いから、遂には頗に耐へぬことに爲る。

(八)教育の力に依り、企業家の公德心を發達させ、又一般民衆の自覺を促すことも亦間接に多少の效力はあるかも知れぬが、此方法は餘り依賴することはできぬであらう。

(九)利益を制限すること。聯合の利益を制限することも亦一策ではあるが、此場合に於ても亦獨占に因る利益であるや否やを判別する上に困難があるのみならず、例へば其標準を一割としても、果して何の一割か、株金額か(之には混水したものも珍しくない)、株金と借入資本との合計か、其營業の見積價格か、見積價格としても「グッド、ウイル」を加へるかどふか、賣上高か、生產費にするか、生產費にしても、一々之を査定するか、又は規定の原價に依るかの問題を決することが容易でない。個人營業に對しては生產費を採るのがよからうが、之を決するので更に困難である。之が實行の困難は、戰時中英國の失敗を見ても明かである。

(十)超過利益課稅說　利益制限に對する最も有力な非難は、經營能力の優つた者に對しても、亦普通の收益を收むるを許すのみであるから、自然能率を低下させることに爲ると云ふことであるが、之に對して、平均利益制限說を唱へる者もある。卽ち或る產業の大部分の者が聯合に加盟して居る場合、其平均の利益を制限するので、例へば生產費(原料、賃銀の外、俸給、賃借料、諸稅等を含む)へ一割の利益を加へたものを賣値の限度とした場合、若し或る決算期の平均利益が、一割二分あつたとすれば、此超過部分の二分を政府が徵收するのである。之が爲め其事業の原價計算法も亦一定させるのであるが、斯くすれば、(一)資本金に對する收益率に課稅する不便を避け、(二)經營の優劣に依て收益を異にし、(三)相當代價で賣らせる利益がある(利益歩合が增進する場合には、生產品の賣價を引下げて、賣上金高を增加させることにする、高價に賣つて、租稅を納めるより利益であるから)。又此案に依ると、聯合以外の者の利益を制限させるのであるから、聯合外の者は優劣共に加盟し、隨て加盟者外の者の代價や品質を低下させる弊を防ぐことができると云ふ。是も一案ではあるが、斯くては(一)益聯合を鞏固にし、(二)計算、監督の煩に耐へず、(三)利益隱匿に無益の腦力を使用させ、(四)平均利益の割合を定めることは政治上の問題に移り、監督官に贈賄するやうに爲り(五)生產費も亦利益率の絶對的標準とは云へぬ如き、種々の短所を免れないのである。

此外戰時の超過利得稅存置說もあるが、是亦（一）利益率算出上の困難があり、（二）産業に打擊を與へて、改造を困難にし、（三）假令之を適當に賦課し得ても、其結局の負擔者は一般消費者と爲る缺點がある。

尙ほ最近に於ける聯合監督策の例として、米、加、濠、英などの法制を觀るに（一）米國では營て述べたやうに「シャーマン」條例の除外例として「ウェップ」條例を制定し（一九一八年）、之に依て輸出貿易を奬勵せんとしたのであるが、此條例に依り組織し得る聯合は、米國又は其屬領地から外國へ輸出する商品の貿易に從事するものに限られ、隨て米國內に於ける是等商品の消費又は再賣の爲めの生產、製造又は販賣、若くは是等の爲めにする行爲には適用せられず、更にその聯合は米國內の商業を抑制し、又は聯合の國內競爭者の輸出貿易を妨ぐるを得す、又聯合の輸出する種類の商品の米國內に於ける賣價を、故らに騰落せしむるやうな契約或は密約は、米國內と否とを問はず、締結することができないことに爲つて居る。そこで若し聯邦商業委員會（Federal Trade Commission）が、前記のやうな違法の行爲があつたものと見たならば、聯合の役員を召喚して事實を調査し、果して違法の行爲があつたならば、適法に經營し得る如く、之を改めさせることができ、若し此勸告に從はないときは、合衆國檢事總長に申出で、相當の處分をさせることができるのである。尙ほ他の監督方法は行政的のもので、此種の輸出聯合は成立の時から三十日以內に、前記の委員會に對し（一）聯合事務所の所在地竝に營業所（二）役員の氏名住所、（三）株主又は社員の氏名、住所、（四）會社ならば、其證明書の寫又は定款及營業規則（五）會社でなければ、定款又は組合契約の寫を差出すべきで、毎年一月一日に其異動を訂正し、且つ委員の命じた事項を記載した同樣の書類を提出すべき義務があつて、違反者には權利の剝奪や罰金などの制裁を加へるのである。

少し話が逆戻りするが、米國では最初の「トラスト」禁止法の效力が少いので、一九〇三年に於て會社局（Bureau of Corporations）なるものを設け、弱小なる競爭者を虐げ、又一般公衆に有害なりと認めらるゝ會社の組織、行爲竝に經營法を調査し、或程度まで之を公表し、且つ矯正策を採らせることにしたが、之が爲め「トラスト」の獨占的作用を抑制する效果があつたので、一九一四年其地位を高めて聯邦商業委員會（Interstate Commerce Commission）と同樣のものとし、同時に「シャーマン」法を强めた第二の「トラスト」禁止法（Clayton Anti-Trust Act）を制定し、此委員會に施行させ、概括的に「如何なる商業に於ても、事實上競爭を減じ、若くは獨占を生ずる傾向ある或る行爲は、之を不法とする」旨を定めたのであるが、此委員會を行政的で且半司法的の地位の高い事務局とし、常に大會社の經營振を調査し、比較的弱小の競爭者に對する彼等の競爭方法に對して、適當の判決を下し得る材料を集めさせ、愈斯る行爲があると認めた會社があつたなら、一應聽取の上、此法律に適應すべき命令を下し、之に從はない場合には、聯邦巡回裁

判所に託して之を執行させることゝしたのである。「ウェップ」條例は畢竟此法律の例外である。

（二）隣りの加奈陀も亦獨占抑制の主義で、六名の市民が「或る企業聯合が公益に有害であるから調査を乞ふ」旨を判事に申出れば、判事は之を審檢し、果して其事實があれば、其旨を調査局登錄官（Registrar of Boards of Investigation）に通告するので、そこで此官吏が三人より成立つ委員會の樣なものを造り、其結果を官報に揭載し、若し聯合側が不利であれば、從來利益を享けたる輸入稅を撤去するか、或は特許を無效とし、且つ其事實の存する間、每日累進的の罰金を賦課せらるゝことに爲つて居る（三）濠洲も亦同樣で、前記と類似の規定が一九〇六年から同一〇年の濠洲產業維持法中に揷入されて居たが、一九一二年には濠洲々際委員會（Australian Interstate Commission）を設け（三人より成る）、之に廣大なる義務を負はしたが、不正競爭に依り商業を妨害し、又は公衆に有害なる聯合に對する處分法をも含まれて居るし、又新西蘭や南亞の如きも同樣の方針を採るやうに爲つたのである。（四）然らば是等の本國である英國はどうであるかと云ふと、大戰に入りて以來、聯合や合同は頗る增加したのであるが、元來自由貿易主義の國で、而も外國の製造品に對抗し得るだけ進步した國柄であつたから、大企業が生產竝に販賣上利益のあることだけを認め、獨占的有害な作用は著しく感じなかつたのみならず、却て外國競爭品に對抗する爲め、又市價調節の爲め、聯合を奬勵すべき意見を抱く者もあつたのである。殊に大戰の結果、英國に於ても亦、海外市場恢復の必要を感ずること深く、米國の如く貿易の發展や市場調査の爲めには、政府は寧ろ合同を奬勵する方針に爲つて居る。「ブリチッシュ、コーポレィション」や「ブリチッシュ、コーポレィション」の如きは、政府の後援に依つて成立し、有名な英國工業聯合會の如きも、奬勵されて居るのであるが、俄に增加した聯合や合同は、漸く社會の注意を喚起し、遂に「トラスト」調査委員會（The Trust Committee）の組織を見るに至つたのである。今此委員會の調査した所に據ると次のやうである。

獨占や市價支配の制度は、早晩濫用せらるゝ危險のあることは、外國の例に徵しても明白であるから、英國に於ても、亦米國や英領諸國の如く、調査委員會竝に審檢所（Tribunal）を設置するがよい。之を設けて大企業の眞相を公表することは、其弊害を除くに必要であるのみならず、世人は往々事實を知らずして、猥りに疑惑の眼を以て之を嫉視し、遂に政治的竝に社會的の不安を醸す場合もあるから、之を防ぐ上に於ても有效である。でその方法としては、現在の商務院（若くは之れに類する官廳で、例へば、將來の商務省）が商工業、鑛山、運輸、金融等の「トラスト」、會社、組合、又は協約が英國內で生產し、仕事を行ひ、又は英國へ輸入する商品又は仕事の代價若くは生產額を制限し、又は制限せんとした場合、若くは市場を制限し、賃率を協定したときは、其等が獨占を生じ若くは商業を制限する傾向ある限り、あらゆる方面より調査資料を蒐集し、年々是等を議會

に於て報告し、且つ當該聯合の存在又は行爲に對する苦情も、豫め調査すべきものとしたのである。而して商務院の得べき報告が、其義務を行ふに不充分であるとき、又は商務院が該聯合の獨占に依て、公益が害せられたと認めたときは、(一)審檢所に委囑して當事者より相當の材料を徵收させるか、(二)又は其事件全部を審檢所に移して、調査報告をさせるのである。此審檢所の組織は相當法律上の資格ある者を永久の議長とし、此議長が隨時陪審官中より選出した、二人以上七人以下の議長を以てするので、陪審官中には產業組合など、代表的實業團體の指名した者をも加ふる樣にしたが、此審檢所の職務は前記(一)又は(二)の事項を、商務院より申達して來た場合に、當事者より報告を差出させ、或は自ら聯合の行動を調査し、場合に依りては、自ら事件の闡明に必要なりと信ずる、其他の調査手段を用ふることができる。で審査の結果、公益に有害なる行爲のあつたことを證明すべき場合には、直に當該事件に關する事實を公表し、商務院をして政府に勸めて、適當の處置を採らしめ、此「トラスト」調査委員會の報告には、全委員の署名を見たが、「シドニー、ウエッブ」や「ホブソン」など、社會主義者の連中は「大體上不賛成は唱へぬが、斯る手緩き方法では到底公益を保護するに足らぬ」旨を附記したのは、一歩を進めて產業國有を主張せんとするものであらう。

一九一九年制定の暴利取締法は、商務院に「トラスト」調査の權限を與へ、同院は若干の工業を調査したが、一九二一年同法の滿期以後は、合同や聯合に對して調査を行ひ得る何等の官廳もなくなつたのである。尤も普通法の精神に依ると、營業の自由を制限するやうな協約は適法としないのであるからして、有力な「カルテル」の成立は自から制限せらるゝのであるが、近頃は大體寬大である。(R. Liefmann, op. cit., pp. 147—149.)

獨逸の主義は大體「カルテル」の利益を認め、商工業者が任意に結合するのは其權利であるとし、唯公益上有害なりと認むる場合に於てのみ、政府は干涉すべきものとして居つたのであるが、最近「カルテル」は漸次一層鞏固なる「トラスト」と爲るの傾向があり、隨て其危險を感知するに至つたのである。併し近年まで獨占抑制說は「ブレンターノ」や「シュモラー」など、所謂社會政策學會の學者や、其の他一部の者が之を唱へたのみで、未だ一般には米國流の持久的審檢機關を設ける必要を悟らず、依然普通法に依て支配せられたのである。

然るに一九一八年獨逸に革命が起り、社會的運動が熾んに爲ると共に、石炭、加里など有力な「カルテル」は社會化せられたのである。之は必ずしも成效とは云へぬのであるが、戰後物資の缺乏、爲替の混亂、物價の暴騰と共に、「カルテル」に對する非難も高まり、遂に一九二三年十一月の「カルテル」法(Kartellverordnung)(實は「經濟力の濫用に對する命令」)と爲つて現はれたのである。議會の要求には、「カルテル」の登記や、消費者顧問を「カルテル」に加ふることがあつたが、是等は採用せずに、其代り「カルテル」裁判所を設けることにしたのである。此法律は法令に依り形式を定められた團體、卽ち旣に社會化された「カルテル」には適用しないのである。

此法律は第一條に於て、「カルテル」契約は必ず文書を以てすべきことを定め、經濟大臣は次の如き權限を有するものとして居る。

「カルテル」契約又は決議若くは實行方法が、一般の經濟又は公安を害するときは（一）該契約又は決議を無效とすること、又は其實行を禁ずることを「カルテル」裁判所に提議すること、（二）該契約又は決議に加入した者は、期限を待たず、何時にても之を解除し、又は決議より脫退することを命令すること（三）該契約又は決議の實行に關する總ての協定及處置の謄本を經濟大臣に提出させ、其到着までは、是等の方策の實行を差止めることができる（第四條第一項）。

然らば一般の經濟又は公安を害するとは如何なる事項かと云ふに、國民經濟的に正當とすることのできぬ方法で、生産や販賣を制限し、價格を引上げ又は高價に維持し、又は物價安定の際に、危險に對する割增を要求するが如き場合、或は購買又は販賣を停止し（「カルテル」の命令に從はぬ相手方等に對し）又は差別的價格或は取引條件を定めることに依り、經濟的自由を不正に侵す場合を指すのである（同條第二項）。「カルテル」加入者は重大なる理由があれば、經濟大臣の命令や、裁判所の宣告を待たずに、脫退することができたのであるが、「カルテル」は加入者から擔保を徵し、又は脫退者に對して種々の不利益を與へる契約を作つて居るから、之が取締の規定をも設け（第九條）、更に「カルテル」が經濟力を利用して一般の經濟又は公安を害するときは、裁判所は斯る不當の前提の下に結ばれた總ての契約を、被害當事者（購買者）は解除し得ることを、經濟大臣の請求に依り、一般に宣告することができる。此裁判所は一名の裁判長と四名の陪席判事より成り、其判決は終審である、罰則は、無效とした「カルテル」契約を顧ぬ者は罰金、他人の權利行使を妨げた者は罰金又は禁錮に處せらるゝのである。而して一九二五年一月までに裁判所の關係した事件は百八十件であるが、主なものは脫退に關することで、脫退者の勝つたのが四十四件、敗けたのが三十九件であつた。併し獨逸では尙は正當な「カルテル」は有益と認める風があるのであつて、或るものに對しては時に之を抑壓することもあるが、大體は經濟的若くは政治的事情に因つて變化するのである。

其他の歐羅巴諸國を觀ると、佛蘭西、白耳義、和蘭、西班牙等の諸國に於ては、特に企業聯合の制限に關する法規を設けず、唯普通法に任せてある。尤も（一）佛蘭西の刑法に於ては（一九二六年十二月改正）食糧其他の商品竝に有價證券の價格を故らに變動させた者は、詐僞的方法を用ひたると、個人又は組合が不當の利益を收める目的で行つたとを問はず、五年以下の禁錮竝に八十萬法以下の罰金に處せらるゝこと、爲つて居る、併し之を適用したことはまだないと云ふことである。（二）瑞典は一九二五年六月「獨占企業及合同の調査法」を制定し、政府は獨占的性質を有する工業、商業、銀行、保險及運輸業の運營を調査し、是等の企業がどの程度まで、瑞典の價格や市場の狀態に影響するかを知る權限があるものとした。（三）諾威は大戰勃發の當時食糧品の價格制限の法規を設

けたのが基礎と爲つて、一九二〇年八月獨占業、合同等に關する法律を制定し、翌年十一月價格管理官は總ての獨占的企業、及あらゆる大企業の公けの記錄を備へることゝした。其後二六年三月「競爭の抑制及價格の不當なる操縱の管理法」を制定し、明確に「コムバイン」の管理と價格の統制とを行ふことゝ爲つた。歐羅巴に於て此程度の企業管理法を設けたのは、獨逸と諾威だけで、歐洲以外では米國と濠洲である。(M. C. Lammers-Review of Legislation on Cartels and Trusts (League of Nations, 1927)

最後に我邦の政策を觀ると、從來「カルテル」は多く現はれたが「トラスト」的のものが少なかつた爲めであるか、戰後產業沈滯の場合などには、政府は寧ろ合同を奬勵する位で、聯合抑制などの法規は更に制定されぬのみならず、學者も、世論も、隨て當局も、一向此の方面に注意を拂はぬやうで、至極天下泰平である。唯大戰後小賣代價が下らなかつた爲め、問屋や小賣商の組合に對し、其代價の協定を撤廢すべきを訓令した位で、却て呑舟の魚を逸して居るのである。

聯合には嘗て述べた如く種々の利益があり、又海外貿易の發展、內國市場の維持には、團結の必要のある事は明かであるが、代價の聯合は固より、漸次「トラスト」的の獨占企業も現はれる傾向があり、その力に依つて市價を吊上げ、又は低落させぬ（例へば洋紙の如し）と云ふ噂もあるのであるから、今の時に於て相當の調査機關を設け、專ら審査させるが必要であらうと思ふ。資本家は勞働者の團結に驚きて結合する場合もあるが、勞働者も亦資本家の獨占力に對抗する爲め、聯合するのであから、この點から觀ても注意する必要があり、又「トラスト」は往々公衆を搾取する外、弱小なる企業家、而も同一商品を低廉に販賣し得る、社會に有益なる者を、詭計を以て壓倒する弊害があるのであるから、何等か取締の必要はあらうと思ふ。獨逸大敗の大原因が勞働階級の不平にあり、その不平は一部少數者の搾取に因れることを想ふときは、此問題は決して輕々に附することはできぬのである。然らばその手段は如何にすべきか、是は事實を調査した上でなくては定め兼ねるのみならず、企業聯合の效を收めながら、その弊を除くことは元來困難の事柄であるから、頗る大問題であるが、先づ商工省邊に調査局を設けて事實を精査したる後、米國又は英領加奈陀などの法制に倣ひ、且つその結果を見て、我國情に適する制度を設くる外はなからうと思ふ。

七、重要產業の統制　我政府は昭和六年四月一日法律第四十號を以て「重要產業の統制に關する件」と云ふ法律を制定し、八月十一日から實施した。條文は十箇條であるが、主なるものは第一條乃至第四條の四箇條で、就中初めの三箇條が最も重要である。卽ち

第一條　重要なる產業を營む者生產又は販賣に關し命令の定むる統制協定を爲したるときは、命令の定むる期間內に之を主務大臣に届出づべし之を廢止變更したるとき亦同じ。

前項の產業の種類は統制委員會の議を經て主務大臣之を指定す。

前項の規定に依り指定せられたる產業を營む者は命令の定むる事項を主務大臣に届出づべし。

第二條　主務大臣前條の統制協定の加盟者三分の二以上の申請ありたる場合に於て當該產業の公正なる利益を保護し國民經濟の

體全なる發達を圖る爲特に必要ありと認むるときは統制委員會の議を經て當該統制協定の加盟者又は其の協定に加盟せざる同業者に對して其の協定の全部又は一部に依るべきことを命ずることを得。

第三條　主務大臣第一條の統制協定が公益に反し又は當該産業者若しくは之と密接なる關係を有する産業の公正なる利益を害すと認むるときは統制委員會の議を經て其の變更又は取消を命ずることを得。

第四條　主務大臣第一條の統制協定に對する監督上必要ありと認むるときは統制協定の加盟者に對し又は協定に加盟せざる同業者にして第一條の認定に從ひ協定に依るべきことを命ぜられたる者に對し業務に關し檢査を爲し又は報告を爲さしむることを得。

（第五條は統制委員會の官制を勅令を以て定めること（之は八月八日勅令第二百九號で定めた）第六條以下第十條は罰則に關する規定で、附則の主なるものは「本法は施行後五年間を限り效力を有す」とした箇條である。）

右の規定に據ると、我邦の産業中、商工大臣の指定した種類のものが「カルテル」を組織し（生産又は販賣の）同業者二分の一以上の加盟者がある者は、所定の事項を商工省に屆出で、場合に依ては業務に關して檢査を受け、又は報告をする義務がある。而して第三條に於て公益又は他の産業を害した場合、政府は變更又は取消を命ずるのである。是れだけなれば「カルテル」の監督に止るから、一應尤もである。但「公益」を害すると云ふやうな規定で管理するときは、適用上の困難があつて、實效を擧げ得ぬ弊があるし、又斯樣な目的で立法するのであれば、何故米獨のやうな「トラスト」又は獨占の制限をも規定せぬか、此點に疑ひなきを得ない。坊間傳ふる所に依ると、本法は「カルテル」助長を目的とし、殊に老廢せる大企業が强て「カルテル」を有效にする爲めに制定されたものであると云ふ。若し然りとせば、本法は第二條が骨子であつて、俵商相の述べたやうに、無謀の競爭を避け産業の成立を助け、經濟の立直しを圖ることが目的であつたとしても、それは一般的ではなく、單に或種類の産業に止るのである。商工省が法案提出當時目標とした産業（昭和六年二月現在）は次の十四種で、「カルテル」の數は二十一であつた。

一、綿絲紡績（大日本紡績聯合會）二、絹絲紡績業（絹紡工業會）三、ラミー紡績業（ラミー紡績聯合會）四、羊毛工業（日本羊毛工業會）五、人絹工業（日本人絹聯合會）六、セメント工業（日本セメント聯合會）七、人造肥料工業（全國石灰窒素共販組合、過燐酸同業會）八、製紙工業（日本製紙聯合會、日本板紙同業會、共同洋紙株式會社、共同パルプ株式會社）九、晒粉工業（晒粉聯合會）十、製糖業（製糖聯合會）十一、製粉工業（日本製粉聯合會、合同製粉販賣組合）十二、製銅工業（水曜會）十三、石炭鑛業（石炭鑛業聯合會）十四、製鐵工業（銑鐵共同組合、鋼材聯合會、薄鋼共同販賣組合）

若し一般的に我邦の重要産業を統制する目的であれば、右の諸産業は言ふまでもなく、家內工業的小規模のものが多數を占め、無謀の競爭多き絹織物、綿織物、琺瑯鐵器、「セルロイド」陶磁器、麻眞田等も加へて然るべきである。然るに政府の方針は當業者の希望する事業（製鐵、洋灰、晒粉、製氷、硬化脂、酸素等）と統制の實現可能と認めるものを最初に指定し、取締的のものは漸次決定する由であつて、紡績や石炭は當業者が好まぬから除外すると云ふことである。

指定品目　政府が六年十二月初旬に指定した品目を見ると、次の十八種であるが、是等の中當業者の希望に依らないものは、初めの四種類だけであつて、其他の十四種は總て當業者の申請に依るのである。法文では商工省が統制委員會の議を經て選擇すべき筈の産業の種類が、主として當業者の希望に依り、而もその點は一向法文中に謳つてないのは、一種の僞瞞ではあるまいか。

一、綿絲紡績業　二、絹絲紡績業　三、人造絹絲製造業　四、製紙業（洋紙、板紙）五、カーバイト製造業　六、硫酸製造業　七、晒粉製造業　八、酸素製造業　九、硬化油製造業　十、セメント製造業　十一、小麥粉製造業（日産能力五百バーレル以上のもの）十二、銑鐵製造業（高爐を以て、常時月額三千瓲以上の生産を爲すもの）十三、合金鐵製造業（自製鋼塊を用ひて、常時月額百瓲以上の生産を爲すもの）十四、棒鋼製造業　十五、鋼板製造業（常時月額百瓲以上の生産を爲すもの）十六、山形鋼製造業（常時月額百瓲以上の生産を爲すもの）十七、鋼材製造業　十八、鋼又は眞鍮の壓延板（セバ又はノベと稱するものを除く）製造業

斯様な方針から見ると、或種の「カルテル」助成を目的とするものと看做されても、致方がないわけである。

元來一般的に「カルテル」を制限すべきや否やは問題であつて、佛蘭西、獨逸、諾威の如きは價格に關する制限はある、又獨逸は「カルテル」を取締つては居るが、世界各國未だ之を助成する法規を制定したことがない。唯獨逸が大戰前加里「シンヂケート」に干渉しただけである。然るに法規を以て之を助成し、然も其適用上偏頗の疑ひを挾ませるが如きは、假令産業の保護を圖るとしても、最も時代錯誤の政策と謂はざるを得ない。是等こそ大體産業者の自由に任せ、唯其弊害を除くに止むればよいのであつて、小工業者の結合は組合法を有效に實施すれば足ると思ふ。

國際カルテルと統制法　獨逸の「カルテル」法は獨逸帝國内に於てのみ有效であつて、獨逸に營業所（Sitz）を持つ「カルテル」だけを支配する。國際聯盟の意見では各國の國内法は國内の取引に關する限り、國際「カルテル」にも適用さるべきものとして居る。商工省の吉野政府委員の意見では（一）日本の産業が參加して居ない國際「カルテル」は本法で取締ることはできぬ（二）法第一條の日本の「カルテル」が參加して居る國際「カルテル」は本法を適用することができる（三）同業者が「カルテル」を組織しないでも、全體の二分の一以上が、個々に國際「カルテル」に參加しても、本法の適用はできぬが、他の者に二分の一に達しない同業者が國際「カルテル」に參加して居れば、亦本法の適用を受ける（四）全體の二分の一に達らすれば、之に依て同業者を率制することができる。

併し我邦の産業が參加しない「カルテル」でも、國内の取引に關する限り適用してもよくはないか、若し法文に不備の點があれば、之を改めて適用し得るやうにするがよいと思ふ。

八、國際聯盟の態度　國際聯盟が一九二七年五月に開催した國際經濟會議に於ても、國際産業聯合（International Industrial Agreements 卽ち「カルテル」や「トラスト」）の問題を論議したのであるが、意見が區々であつて、米國は此決議に加はらず、亦其他の國で加つても保留をしたものが少くないから、大した重要なものではないのである。

會議では「此種の聯合は經濟上の必要から起るものであるから、一定の原則を定めることはできぬ、其善惡は之が組織や仕事を支配する精神と、其統帥者が公益に依て動かされる程度如何に因るのである」と認め、又「此種の聯合は世界殊に歐羅巴の經濟的禍根を除去する方法にはならぬが、或種の生産に於ては、生産組織の改良、生産費の低減（既存設備の利用に因て）、新設備の適當なる方面への發達、企業の合理的團結を進める一方に於て、不經濟的の競爭や、財界の變動に因る弊害

を除くことができる」として、之を禮讃して居るのである。尚ほ「此聯合は勞働者に對しては職業の安定を與へ、且つ生産及配給の費用を減じ、隨て賣價を低減して、消費者に對しても利益を齎すのであるから、場合に依つては曾に生産者に對して有利であるのみならず、消費者並に一般社會に對しても亦有益である」と述べて居る。

併し、他方に於て、此會議は、「若し斯る聯合が獨占的傾向や、不健全なる經營法を奬勵するときは、生産上に於ける技術的進歩を阻礙し、社會の重要なる階級や、或國々の正當なる利益を害する虞があるもの」と認めて居る。隨て「本會議は斯る聯合が消費者を害する如き賣價の人爲的引上を伴はぬこと、並に勞働者の利害に對して適當の考慮を與へることを、最も重要と考へる、又聯合は特定國に對し、原料品や基礎産物の供給を制限することを圖り、若くは斯樣な結果を生じたり、或は正當の理由なくして、消費國及生産國、又は同樣の狀態に在る他の諸國の仕上工業の間に、不公平の狀態を生ずることを止めねばならぬ、更に故意と否とに拘らず、或國が必要と思惟する經濟的設備の減少を來さしてはならぬし、又工業上の進歩の點より觀ても、或る各國の經濟發展と其人口增加に應ずる必要から考へても、生産の現狀を化石化してはならぬ」と云ふて居る。

尚ほ企業の聯合に對して、特別の司法制度及其取締制度を設くるの可否に就ても研究したのであるが、之に關する立法、行政の方法は未だ少數の國が採用したばかりであつて、而もそれが主義と方法とに於て著しく異つて居るから、會議では「國內の聯合に關することは、各國任意の取締に任せるが、單に之に對する僻見から、聯合の利益（社會上の）を妨げるやうな法制は望ましくない、又國際司法制度は、各國が聯合に對して採る方法が異る限り、又國に依ては其國の國家的乃至憲法的理由から、斯る制度に反對するものもあるから、之は不可能である。併し各國の法規及裁判所は曾に國內の聯合のみならず、それが國內の取引に關する限り、國際的聯合にも適用さるゝことを認める、一方に於て聯合の當事者が自發的に仲裁々判の機關に訴へることが一般の風と爲り、其經濟問題に對して有能なること、並に一般利害の觀念に富むことを信賴して貰ひたいのである、最後に會議は「國際聯盟は此種の聯合に關しては大體各國の現狀と方針とに從ふ考へであるから、各國の協力を望み、聯盟は一般的の利害のある總會の情報を時々蒐集し、之を公にしたいと考へる、斯る公表は社會に有益なる聯合に對して輿論の後援を得る一方に於て、濫用を防ぐ效果が最も著しいと思ふ」以上は經濟會議の報告であるが、結局「企業聯合は社會上有益であるが、弊害もある、併し其取締は國內法に任せる、但し紛爭があれば仲裁裁判に附して貰ひたい、各國の情報は蒐集しやう」と云ふに止るのである。

【參考】 S. A. Salter,—The Economic Consequences of the League, Ap. II.

第四節　商業使用人

一、意義及種類　商業使用人とは商店、會社、銀行などに使はれて居る筋肉勞働者以外の者、卽ち支配人以下小僧「子供」に至るもので、その種類は頗る多いが、之を大別して二種とすることができる。卽ち(甲)尋常小學校卒業位の教育と年齢の者で、年期奉公的に商店會社、就中商店に住み込む者と、(乙)中等程度若くは專門學校以上の實業教育を受けて、所謂會社員などゝ稱して傭はれる者で、前者は日本でも外國でも、古くから行はれた制度であるが、後者は比較的新しい階級で殊に日本では四十餘年來のことで、主として事業の勃興、會社の激增と、教育就中實業教育の進步に伴つて現はれたものである。兩者共に獨立の地位を保つ者ではなく、他人に使用せらるゝ者には相違ないが、前者は全く從來の年期奉公人式であるに反し、後者は皆相當の教育を受けて居る爲め必ずしも會社員、銀行員と爲るを要せず、官公吏とも、敎師とも又辯護士とも爲るを得べく、また實業に從事するも、必ずしも其會社其銀行にのみカヂリ附いて居る必要のない、頗る自由の地位に立つ者で、既に相當の年齡にも達し、社會の信用と、尊敬とを受けて居るのであるから、是等の者が或る會社や銀行に於て、相當の經驗を積むことに爲れば、其會社の有力の材と爲り、俸給の如きも年と共に增加し、相當の賞與を給與せられ、少くも中流以上の紳士として生涯を安全に生活し、

非常の失策があつた場合、若くは會社自身が倒產した場合などの外、猥りに解雇せるゝ虞もなく、老後退隱する場合には、多くの場合、可成り多額の手當金を給與せらるゝもので、その平常の事務も固より肉體を勞することは少く、恰も民間に於ける官吏の如きものであるから、往々之を民吏なブリヴアトベアムテどゝ呼ぶ者があるのである。然るに十三四歲より、年期奉公に入り小僧から仕上げる店員に至つては、全く之と趣を異にし、日夜時間の制限もなく酷使せられた上、盆暮の仕着と、云ふに足らない小遣錢を給與せらるゝ丈で、五年七年を勤め上げた後の月給僅に貳拾圓內外（之より食費を減ず）、更に勤務數年十年に至るも、年俸僅に五六百金に過ぎず、而も是等は優遇の方であつて、小商店殊に地方の小商店に至つては、殆んど何等の手當を與へず、と云ふも不可なきものが少くないのである。固より年少より商店に入るのは、必らずしも直接の報酬手當を目的としたわけではなく、店務を手傳ひながら、商賣の「コツ」を覺へる爲めではあるが、さりとては殘酷と謂はねばならぬ。往時は多年無事に勤め上げた曉には、暖簾を分ち、若干の資金を給與し、或は商品を貸與し、又は愛娘を嫁して別居させ、又は養子と爲した如き、前途の光明があつたので、店主は宛も自己の實子を敎育するが如き心持にて使用し、眞の恩情を以て接し、且つ育てたのであつたが、現今は唯一部の商店に斯る風習を遺すのみで、漸次此の如き美風は廢れ、單に自己の店務に驅使すべき、一種の幼年又は靑年勞働者を以て視るに至り、前記の如き云ふに足らない少額の報酬を給する外、獨立して

開店せしむる考へで使用する者は極めて少いので、之が爲め四十前後の分別盛りで、尙ほ薄給の通ひ番頭に甘んずる者も少くないのである。斯の如き前途に光明なき店員生活を認めた年少の奉公人は、自から怠業的氣分に爲るか、商店の資本を利用して自ら商賣をするか、甚しきは商品を誤魔化して其賣上を着服するか、孰れにしても店主に不利益を與へる結果を見るのである。是は店員が我慢して勤續する場合であるが、多少の元氣を有する者は、到底忍ぶことができずに、他の商店又は職務に轉ずるのである。斯る場合は所謂「中年者」のことゝて、希望の如き待遇も得難く、更に第三の商店に轉じ、此間往々惡風に感染し、動もすれば自暴自棄に陷り、一生を誤る者も少くないのである。

斯の如き憐むべき境遇に陷る一つの原因は、固より店員自身にも在るので、又時に其父兄が店員制度の何物たるかを解せず、言ひ換へれば、「主たる目的が商賣人なる人を造るに在るを知らず、單に給料手當の一日も早く多からんことをのみ希望する者があつて、自然子弟を騙つて效を急がせる場合もあるが、現今多數の店主なる者が、徒に目前の利益のみに汲々とし、自己の永遠の利害に着眼せず、店員在勤中は舊式のコキ遣ひ主義（Driving で Leading に對す）を行ひ、退店後の待遇などは殆んど眼中に置かないのみならず、甚しい店主に爲ると、相當の年月を勤め上げ、イザ暇を與へやうと云ふ場合に、其商店の慣行の手當を與へ、又は暖簾を分つなどの不利を避けんが爲め、故らに些少の過失を云爲して、放逐する如き者もあると云ふに至つては、實に沙汰の限りと謂はねばならぬ。要するに現在の店員制度は、往時の如き溫情主義、獨立商人養成主義なる年期奉公制度の骨子を取去つて、一種の勞働制度、而も賃銀の極めて低廉である勞働制度か、若くは奴隷制度に近いものと爲つたと云ふことができるのである。」

尤も（乙）種の使用人即ち民吏中にも種々あつて、終生生活賃銀に近い薄給で、簿記係や通信係、販賣員などの職務に從事して居る、小會社や小銀行の使用人の勤務と地位とは、鑛山業や、運輸業の下級使用人、若くは勞働者と相距ること遠からざるもので、肉體的勞働こそ少けれ、一種の勞働者とも見ることができるのである。卽ち外國で使用人保護法（工場の）適用範圍を擴張して、勞働時間に關する規定を事務所使用人にも及ぼさうとして居る者がある所以である。嘗て商業使用人は工場勞働者などゝ大に趣を異にして居るから、對資本家との問題は餘り起らぬと云ふたのは、主として年期奉公人などを除いた民吏階級であつて、是等下級の者に在つては、事實上「ストライキ」などの問題の起ることは少くても、海外では夙にその保護法が制定せられ、我邦でも識者の間には漸次その必要を認められるに至つたのである。

二、保護政策　併し使用人（甲竝に低級の者で、以下其意味である）を保護する手段は、到底勞働者に對する如く、法規の制定にのみ俟つて居ることはできぬから（勞働者の保護も亦資本家自身

の覺醒に依らなくてはならぬが）先づ第一策としては店主（又は會社組織のものを含む）自ら其保護法を講じ、法律は唯その足らざる所を補ふの主義に出でねばならぬ。勞働者は勞働組合を組織し、或る程度まで實力を以て資本家に對抗し、卽ち「スト」「ストライキ」の如き武器を用ひて、資本家を威嚇することができるが、（一）商業使用人中には（乙）の如き地位の高い、報酬の多い民吏があつて、假令組合を組織しても、是等の者まで包攬するは困難であるし、又（甲）の年期奉公的店員級中にも、將來獨立し得る希望を有する者は之に加盟しないのに、（二）使用人虐待の傾向ある商店、卽ち一般の事務の簡易なる小商店では、容易に組合外の方面より小僧「若い者」などを雇致し得ることができる。我邦でも大戰の爲めに、一時下級の者や、地方の貧困な者が俄に工面がよく爲つた爲めと、又工場の增加したとの爲め、竝に商店の待遇が惡い爲め、小僧を得るに頗る困難を生じたやうであるが、それでも下婢の拂底なやうではなかつたし、又現時の不況が繼續すると共に、小僧を得ることは比較的容易に爲るであらうと思はれる。（三）女子の店員は我邦では尙ほ少いのであるが、女子の敎育の進步に伴ひ、益此方面に向ふ者も少くないから、婦人を使用し得る業務では、男子に代ふるに女子を以てすることができる。（四）商店の規模は多少大きく爲つて來たが、一般商店の店員の數は到底工場勞働者の多いやうなわけでないから、一店內の團結は其效なく、さりとて同業者の店員が聯合する事も中々容易でないし、假令聯合しても店主は前記の理由で、容易にその補充を求める事ができるのであるから、精々怠業を試みる位のものである。卽ち一層店主や會社側が自ら進んで、その保護に任ずる必要があると同時に、それ等の組合の力を以てしても行ひ難い事柄は、國家が法規の力に依て制限する必要があるのである。

（甲）店主の保護策　には（一）報酬（進級や退職手當を含む）（二）執務時間（三）敎育（四）衞生などがある。

（一）報酬　從來我邦の店員の報酬が極めて僅少のものであることは、既に述べた如くである。固より大都會の大商店などは、現今年限の進むに從ひ相當の待遇を與へて居るやうであるが、中小の商店に於ける店員は、一般に給料らしきものを受けて居らぬのである。併し其結果は自他共に害ふに過ぎぬのであるから、入店後の二三年間は兎に角、多少の用務を行ふことができるやうに爲つたなら、相當の待遇をしなくてはならぬ。固より毎月全部を現金で支拂ふには及ばないので、一部は商店に於て預り、之れに利殖をさせることも妙であるし、又決算の際若くは年二回に、賞與金を給與する方法、若くは利益分配（Profit-sharing）の一策として、其商店の出資者又は株主とすることはよいが、兎に角「アテガヒ」扶持で「コキ」廻すのは、何としても時代後れである。殊に學力、勤惰、年數などに應じて、定期に昇級させることは最も有效であるが、之を行ふには、充分成績を調査し、苟も偏頗のないやうにしなくてはならぬ。

併し店員を好遇せよと云ふのは、怠惰、不行跡の者までも、しかせよと云ふのではない。之が制裁としては或は賞與金を減じ、又は地位俸給を進めず、若くは左遷し、又は斷然解傭するのであるが、是等を行ふ場合には、充分不成績の原因を探究し、其原因如何に依りては多少斟酌して、成るべく衷心より悔悟させるがよい。所謂「若氣の過ち」は往々免れ難い所であるから、或る程度までは寛恕するの度量がなくてはならぬが、併し已むを得ざれば解傭するの外はない。併し猥りに解傭するのは自店の名聲を傷け、且つ他の店員に不安の念を生じさせ、一般の能率に影響する所が少くないのであるから、非常に缺點のない以上は、首を切るのは宜しくない。がさればとて斯る者に制裁を加へて使用する時は、不平者と爲つて、店員の平和を亂す虞があるので、此點は最も苦心を要するわけで、卽ち最初の人選に注意する必要のある所以である。

報酬に就て云ふべきことは退職手當である。官吏は法律の規定に依り、一定の年限を勤めた者は、當然年金權を附與せらるゝが、會社員や店員には斯る規定も亦約束もないのであるから、手當を給與するや否やは、會社又は店主の手心に依る場合が多いのである。尤も近頃では相當の會社や銀行では、孰れも內規に依り、若干の手當を支拂ふ習慣があるやうであるが、不況以來倒產し、又は縮少方針を採り、使用人を解傭した會社の中には、往々何等の手當をも支拂はぬ者があつて、失職した者は非常の窮境に陷つたのである。又中以下の商店員には、法律又は契約に依る何等の權利もないのであつて、手當の如きは店主の意の儘であるから、十數年眞面目に勤務して退店した者でも、殆んど云ふに足らぬ手當しか貰はぬ者が少くない。現今都會地に於て、假令小規模にせよ獨立の商店を開かんには、少くも數千圓（商店にも依るが）を要するのに、多きも千圓に滿たざる少額の手當では開店することも叶はず、又開店し得るも、大規模の商店との競爭に耐ゆることは頗る困難であるから、遂に一生店員生活を餘儀なくせらるゝのである。卽ち平常の給料や賞與を增額する必要の起る所以で、且つ永年の後退職する者には、少くも老後を養ふに足るの給與をせねばならぬ。併し利益の少い小商店に對して斯の如き注文をするも、多くは實行のできぬ話であるから、小商店に勤むる者は、主としてその商賣振りを體得し、他日此無形の資本を利用するの心掛がなくてはならぬ。是等の商店主が多少店員に同情しても、其平常竝に退職の場合に給する所は、到底多きを望むことはできぬからである。

（二）執務の時間　銀行は銀行條例に依る執務時間の制限があり、又諸會社に於ても、平常は八時より五時と云へる如き勤務時間があり、此間とても間斷なく努力を要することは少く、又日曜大祭の如き定休日もあるが、店員に至つては朝は未明より夜は十二時まで、又は其後まで間斷なく使用せらるゝ者が少くないので、發育を妨げ健康を害することが珍しくなく、自然店務にも影響するのである。學校の兒童などゝ異り、健康に關する統計もないので、世人の注目する者が少いのであるが、

徒弟學校出身者の死亡率が比較的多いのは、その一斑を語るものであらうと思ふ（固より是は夜學の勞苦にも因るが）。併し此點は一部の店主の申合せ丈では行ひ難く、又行はれてもそれでは效が少ないのであるから、後に述ぶる如く、工場勞働者に對する如き、法律上の時間並に休日の制限を設くる必要があると同時に、店主自身も亦執務法を改善し、ダラ〳〵に事務を採らず、總て規則的、且時間的に行はなくてはならぬ。或は顧客に不便を與へる弊がありはせぬかと云ふに、之は英國の如く營業と商品とに依り例外を設ければ防ぐことができる、顧客には多少不便があるかも知れぬが、之も其つもりで買物すれば、大したことはないし、時間短縮の結果店費が幾分でも省ければ、物價も安く爲るわけで、其上之が爲め偶然、不必要の買物が減じ、却て經濟上の利益がないとは限らぬ。

（三）教育　既に相當の教育を受けたる所謂會社員などには、教育の必要はないが、年期奉公に入る者には、相當の教育を施す必要がある。之は他人の子弟を仕立てると云ふ方面のみでなく、自己の商店に於て有用なる店員を得る爲めに必要なので、今日に於ては如何に天稟の才能を有する者でも、施すに相當の教育を以てせざれば、到底有爲の材と爲すことはできぬのである。併し又如何に教育を施すも、性來遲鈍な者や虛弱な者は、到底能率ある店員に仕上げることはできぬのであるから、子供を選擇するに當ては、相當の試驗を行ふ必要がある。而して教育の方法は（一）或は適當の夜學校に通學させ（二）大規模の商店なれば、例へば三越、丸善、明治屋などの如く、一定の學科を選み適當の教師を聘して教育せしめ、又は（三）同業者の申合に依り、或る學校を特設することなどである。

（四）衞生　工場衞生とか學校衞生とかは、近來大に注意せられ、進歩の見るべきものがあるやうであるが、店員の衞生も亦決して忽せにはできぬ。之が爲めには（一）過勞を避くること（二）一定の休日を與へること、卽ち月一回位に止めず、少くとも月に二回、出來得べくんば每日曜に交替に休暇を取らすこと、（三）遊戲、運動、社交など慰安の方法を講ずること、（四）食物及び食事時間に注意すること、（五）換氣、飮用水、下水、便所の設備を完全にすること、（六）寄宿舍の設備を充分にすること、（七）一定の醫師を定め、定期に健康診斷を行はせることなどである。

（乙）政府の政策　我邦は從來店員に對して如何なる法規を設けて居るかと云ふに、民法の契約編「雇傭」の部に於て（第六二三條乃至第六三一條）報酬請求の時期、雇主の勞務を爲さしむる權利の讓渡には、勞務者の承諾を要すること、商工業見習者の雇傭期間を十年とすること（普通は五年）、期間を定めない場合の解約、已むを得ない場合の解約、契約解除の效力、雇主破產の場合の解約に因る損害賠償の權利のないことなどを揭げ、又第三〇六條に於て雇人の給料に先取特權のある旨を定め、第三百〇九條に於て、此給料は最後の六箇月間で、金額は五拾圓を限度とすることを規定し、商法に於ける商業使用人の章に於ては、其選任竝に權限と義務とを八箇條に規定してあるのみで、